

平成21年 第4回

宿毛市議会定例会会議録

平成21年12月2日開会

平成21年12月14日閉会

宿毛市議会事務局

平成21年第4回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成21年12月 2日 水曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時20分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 平成20年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計 決算認定について	4
委員長報告	
決算特別委員長	4
質疑・討論・表決	9
○日程第4 議案第1号から議案第21号まで	9
(提案理由の説明)	
市 長	9
散 会 (午前11時04分)	
陳情文書表	14
----- . . . -----	
第 2 日 (平成21年12月 3日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成21年12月 4日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成21年12月 5日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成21年12月 6日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成21年12月 7日 月曜日)	
議事日程	15
本日の会議に付した事件	15

出席議員	1 5
欠席議員	1 5
事務局職員出席者	1 5
出席要求による出席者	1 5
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	
○日程第 1 一般質問	1 7
1 松浦英夫議員	1 7
市 長	2 2
教 育 長	2 7
松浦英夫議員	2 8
市 長	3 1
産業振興課長	3 1
教 育 長	3 2
松浦英夫議員	3 2
教 育 長	3 3
松浦英夫議員	3 3
教 育 長	3 3
松浦英夫議員	3 3
教 育 長	3 4
松浦英夫議員	3 4
市 長	3 4
2 岡崎利久議員	3 5
市 長	3 6
岡崎利久議員	3 9
市 長	4 0
環境課長	4 0
岡崎利久議員	4 1
3 中平富宏議員	4 1
市 長	4 5
教 育 長	4 9
中平富宏議員	5 0
市 長	5 4
中平富宏議員	5 5
市 長	5 6
中平富宏議員	5 7
教 育 長	5 8
中平富宏議員	5 9

教育長	60
中平富宏議員	60
延 会 (午後 3時20分)	

----- . . ----- . . -----

第 7日 (平成21年12月 8日 火曜日)

議事日程	61
本日の会議に付した事件	61
出席議員	61
欠席議員	61
事務局職員出席者	61
出席要求による出席者	61
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	63
1 中川 貢議員	63
市 長	65
教育長	66
中川 貢議員	67
市 長	69
教育長	69
中川 貢議員	70
教育長	71
中川 貢議員	72
2 岡崎 求議員	72
市 長	79
教育長	85
岡崎 求議員	86
市 長	88
岡崎 求議員	90
3 浅木 敏議員	90
市 長	93
教育長	96
教育次長兼学校教育課長	98
浅木 敏議員	98
市 長	102
教育長	104
教育次長兼学校教育課長	105
浅木 敏議員	105

市 長	1 0 6
浅木 敏議員	1 0 6
散 会 (午後 3時06分)	

----- . . ----- . . -----

第 8 日 (平成 2 1 年 1 2 月 9 日 水曜日)

議事日程	1 0 9
本日の会議に付した事件	1 0 9
出席議員	1 0 9
欠席議員	1 0 9
事務局職員出席者	1 0 9
出席要求による出席者	1 0 9
開 議 (午前 1 0 時 0 2 分)	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 2 1 号まで	1 1 1
質疑	1 1 1
1 松浦英夫議員	1 1 1
環境課長	1 1 3
産業振興課長	1 1 3
商工観光課長	1 1 4
産業振興課長	1 1 5
松浦英夫議員	1 1 5
商工観光課長	1 1 6
松浦英夫議員	1 1 6
2 野々下昌文議員	1 1 7
産業振興課長	1 1 7
商工観光課長	1 1 8
企画課長	1 1 8
野々下昌文議員	1 1 9
企画課長	1 2 0
野々下昌文議員	1 2 0
3 今城誠司議員	1 2 0
教育次長兼学校教育課長	1 2 1
総務課長	1 2 1
千寿園長	1 2 2
企画課長	1 2 2
千寿園長	1 2 4
今城誠司議員	1 2 4
教育次長兼学校教育課長	1 2 5

千寿園長	1 2 5
今城誠司議員	1 2 5
委員会付託省略（議案第 1 号から議案第 1 0 号まで）	1 2 5
委員会付託（議案第 1 1 号から議案第 2 1 号まで）	1 2 5
散 会（午前 1 1 時 2 5 分）	
陳情文書表	1 2 6
議案付託表	1 2 7
----- . . . ----- . . . -----	
第 9 日（平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日 木曜日）	休会
----- . . . ----- . . . -----	
第 1 0 日（平成 2 1 年 1 2 月 1 1 日 金曜日）	休会
----- . . . ----- . . . -----	
第 1 1 日（平成 2 1 年 1 2 月 1 2 日 土曜日）	休会
----- . . . ----- . . . -----	
第 1 2 日（平成 2 1 年 1 2 月 1 3 日 日曜日）	休会
----- . . . ----- . . . -----	
第 1 3 日（平成 2 1 年 1 2 月 1 4 日 月曜日）	
議事日程	1 2 9
本日の会議に付した事件	1 2 9
出席議員	1 2 9
欠席議員	1 2 9
事務局職員出席者	1 2 9
出席要求による出席者	1 3 0
開 議（午前 1 1 時 0 0 分）	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 2 1 号まで	1 3 1
（議案第 1 号）	
討論・表決	1 3 1
（議案第 2 号から議案第 1 0 号まで）	
討論・表決	1 3 1
（議案第 1 1 号から議案第 2 1 号まで）	
委員長報告	
総務文教常任委員長	1 3 1
産業厚生常任委員長	1 3 1
質疑	1 3 3
（議案第 1 1 号から議案第 2 0 号まで）	
討論・表決	1 3 3
（議案第 2 1 号）	

討論・表決	133
○日程第2 陳情第25号外4件	133
(陳情第25号及び陳情第27号)	
委員長報告	
総務文教常任委員長	133
産業厚生常任委員長	134
質疑・討論・表決	134
(陳情第26号、陳情第28号及び陳情第29号)	
継続審査	134
○日程第3 委員会調査について	134
継続調査	134
○日程第4 意見書案第1号及び意見書案第2号	135
質疑・討論・表決	135
(閉会あいさつ)	
市長	135
閉会(午前11時25分)	
委員会審査報告書	138
陳情審査報告書	140
閉会中の継続審査申出書	142
閉会中の継続調査申出書	143
意見書案第1号	146
意見書案第2号	147

— — — — — • • — — — — —

付 録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-3
議案	付-3
陳情	付-6

平成21年
第4回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成21年12月2日 水曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 平成20年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について

第4 議案第1号から議案第21号まで

議案第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 2号 平成21年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 3号 平成21年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 4号 平成21年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 5号 平成21年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 6号 平成21年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第 7号 平成21年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第 8号 平成21年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第 9号 平成21年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第10号 平成21年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第11号 すくも84マリンターミナルの設置及び管理に関する条例の制定について

議案第12号 宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 宿毛市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第14号 宿毛市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について

議案第15号 土佐清水市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて

議案第16号 大月町との間において定住自立圏形成協定を締結することについて

議案第17号 三原村との間において定住自立圏形成協定を締結することについて

議案第18号 黒潮町との間において定住自立圏形成協定を締結することについて

て

議案第19号 市道路線の認定について

議案第20号 市道路線の認定について

議案第21号 指定管理者の指定について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 平成20年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について

日程第4 議案第1号から議案第21号まで

----- . . . -----

3 出席議員（15名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 今城誠司君 | 2番 岡崎利久君 |
| 3番 野々下昌文君 | 4番 松浦英夫君 |
| 5番 浅木敏君 | 6番 中平富宏君 |
| 7番 有田都子君 | 8番 浦尻和伸君 |
| 9番 寺田公一君 | 10番 宮本有二君 |
| 11番 濱田陸紀君 | 12番 西郷典生君 |
| 14番 中川貢君 | 15番 西村六男君 |
| 16番 岡崎求君 | |

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

- 13番 山本幸雄君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

- 事務局長 岩本昌彦君
次長 小島美喜子君
議事係長 岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

- 市長 中西清二君
副市長 岡本公文君
企画課長 岡崎匡介君
総務課長 弘瀬徳宏君
市民課長 滝本節君
税務課長 山下哲郎君

会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	乾均君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長	津野元三君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	出口君男君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	土居利充君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時20分 開会

○議長（寺田公一君） これより平成21年第4回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において岡崎 求君及び今城誠司君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西村六男君） おはようございます。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る11月30日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案のうえ、慎重に審査した結果、本日から12月14日までの13日間とすることに、全会一致で決議いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（寺田公一君） おはかりいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12月14日までの13日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月14日までの13日間と決定いたしました。

この際、諸般の報告をいたします。

山本幸雄君から、会議規則第2条の規定により、今期定例会は欠席する旨の届け出がありました。

閉会中の議員派遣については、お手元に文書

を配付いたしておりますので、これによりご了承願います。

本日までに、陳情3件を受理いたしました。よって、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告期限を、本日午後5時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました事務報告書のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3「平成20年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

本決算は、平成21年第3回定例会において「決算特別委員会」に付託し、閉会中の継続審査となっておりますので、この際、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長。

○決算特別委員長（浦尻和伸君） 決算特別委員長。平成21年度決算特別委員会委員長報告。

平成21年第3回宿毛市議会定例会におきまして、閉会中の継続審査として本委員会に付託されました平成20年度宿毛市一般会計及び各特別会計、並びに水道事業会計の決算認定について、審査を終了いたしましたので、結果を報告いたします。

平成20年度の会計決算につきましては、本年9月25日から10月23日まで、合計7回にわたって審査を行いました。

審査に当たりましては、監査委員から提出されました各会計決算及び基金運用状況、審査意見書を参考にしながら、予算が議会議決に従って適法かつ合理的、効果的に執行されているか、財政の健全化及び財産の適正管理に十分留意を

されているか。しかも、期待された行政効果をあげ、いかに市民福祉の向上に寄与したかという点に留意しながら、これからの予算審議に活用するために審査をいたしました。

審査結果について、申し上げます。

各会計における予算は、適法かつ合理的、効果的に執行されており、平成20年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算については、全会一致で認定すべきものと決しました。

以下、委員会で指摘をいたしました主なものについて、報告をいたします。

まず、財政の概要について申し上げます。

普通会計における実質収支は、3,151万6,000円の黒字決算となっているが、前年度からの繰越金によるものであり、依然として厳しい財政状況は継続していると考えられる。

自治体財政再建法に基づき、平成19年度決算から公表が義務づけられました財政診断4指標によると、本市の財政状況は実質赤字比率、連結実質赤字比率とともに黒字であり、実質公債費比率は20.5パーセント、将来負担比率は183パーセントと、ともに健全な団体の数値内となっている。

しかしながら、実質公債費比率は高い数値で推移しており、経常収支比率についても、93.7パーセントと依然として健全化ラインといわれる75パーセントを上回っている。

本市経済は、戦後最長といわれた景気拡大の恩恵はほとんど受けないまま、未曾有の世界的不況に見舞われ、かつてないほどの不況に陥っている。そのため、本市財政は今後とも非常に厳しい運営が続くことが予想されるが、むだな支出の排除や、外部委託の適切な実施など、さらなる行財政改革を推進するとともに、未収金の回収はもちろん、本市経済の活性化による税収の向上に努め、一層の財政健全化に努められ

たい。

続きまして、収入未済の状況について申し上げます。

平成20年度においても、一般会計、各特別会計、水道事業会計で過年度を含め、7億6,463万円の収入未済金が生じている。市税、国保税については、平成20年度から、幡多地域6市町村が税の徴収専門組織として、幡多広域租税債権管理機構を設置し、回収困難案件の税金徴収を移管し、差し押さえや公売を専門的に行うなど、徴収率向上に向けた取り組み等の効果もあり、収入未済額が減少するなど、一定の成果は見られるが、依然として県内でも最低レベルの徴収率で推移をしている。

各担当課においては、種々努力し、必死の取り組みは認めるが、児童福祉費負担金、道路橋りょう使用料、市営住宅使用料、住宅新築資金貸付金、奨学資金貸付金は、収入未済金が増加をしている。収入未済金の増加は、財政運営に及ぼす影響はもとより、税の公平負担の原則、並びに受益者間の不均衡を招くなど、憂慮すべき問題である。

昨今の不況による経済的な苦境には配慮する必要があるが、今後も滞納者に対する適切な納付指導や、各関係法令、条例等に基づく厳正かつ適正な対処を実施することにより、収入未済金の早期解消を図るとともに、財源の確保に努め、効果的な行財政の運営と、さらなる財政の健全化を求める。

続きまして、一般会計の中で4点ほど指摘をいたします。

まず、1点目、第3セクターの経営改善について。

SWANテレビについては、ケーブルテレビ事業経営安定化支援貸付金2,082万円を3カ年にわたり貸し付けをしている。また、固定資産税相当分を補助するケーブルテレビ事業経

営安定化支援補助金を交付するなど、手厚い支援を行っているが、経営安定化の見通しは依然として不透明なままである。

同社が経営破たんするような事態になれば、ケーブルテレビを利用している市民に大きな混乱を及ぼすほか、政策投資銀行への損失補償や、これまでの融資のこげつきなど、本市財政へ多額の損失をもたらすことになる。

今後も、宿毛市はSWANテレビの主要株主として、また融資・補助の実行者として、同社を適切に指導監督し、経営改善への道筋を明確に示すよう努められたい。

2点目、土地開発公社保有土地の買い取りについて。

本委員会においては、土地開発公社の保有土地について、現地視察を行い、実態の把握に努めたところである。

平成20年度においても、土地開発公社保有土地購入事業債を活用して、高砂の土地の買い取りを行ったが、これ以外にも、売却の可能性が極めて低い土地や、公共的機能を有しているため、市において、購入することが適当と考える土地もあるので、必要であれば、できるだけ早期に公社が保有している土地の買い取りを行い、将来的な利子負担の軽減を図るよう、努められたい。

3点目、地域特産品開発事業補助金について。

一次産業を活用した産業振興策の第一歩として、地域特産品開発支援事業補助金を活用した芋焼酎の生産工場が稼働した。

本事業については、市民の関心も高く、本事業の成否が、今後計画されているナオシチの搾汁施設の整備など、一次産業を中心とした産業振興の行方に大きく影響することが予想される。

今後も、補助金が所期の目的を達成されるよう、事業の進行状況について、情報の確保に努められたい。

4点目、公的施設の耐震化、改築工事の計画的な実施について。

平成20年度予算において、小筑紫地区小学校統合改築工事基本実施設計委託料が執行され、現在、改築工事が実施されている。

来るべき南海地震に備えるためには、小中学校のみならず、保育園、市営住宅など各種公的施設の耐震化や、統廃合を含む改築工事が市政にとって喫緊の課題となっている。

耐震改修促進法では、平成27年度までに建築物の耐震化率を、少なくとも90パーセントに引き上げる目標を掲げているが、これら事業には、多額の経費が要するだけでなく、地域生活に大きな影響を及ぼすものである。

今後は、各種施設の耐震化や、統廃合を含む改築工事を計画的に実施されるよう、努められたい。

続きまして、簡易水道事業会計について、申し上げます。

水道使用料収入は、6,262万2,000円で、前年度より359万1,000円の減額になっている。また、収納率も1.16パーセントの減少、全体の収入未済額は、前年度242万8,000円に対し、289万9,000円と、若干増加をしている。

不納欠損額19万3,000円は、前年度より18万5,000円の大幅な増額となっている。時効処分の要因となる収入未済額の徴収については、受益者負担の公平の原則を損なわないよう、今後、さらなる収納率の向上に努められたい。

また、経営に直接影響を及ぼす漏水対策についても、注意を配るとともに、市民に安全でおいしい水を供給するための水質保全に一層努められたい。

続きまして、国民健康保険事業特別会計について、申し上げます。

国民健康保険税収入額は、6億3,044万2,000円で、前年度より1億4,455万4,000円の減額になっている。

また、収納率は68.64パーセントで、2.91パーセント低くなっている。

長引く景気低迷による生活困窮者が増大していることや、75歳以上の方が後期高齢者医療制度へ移行したことの影響等もあってか、県下の全市で収納率が低下をしている。

国民健康保険財政の健全化と負担の公平のため、収納率の向上を図るとともに、健全な事業運営に努められたい。

なお、本年度より開始された特定健康診査については、受診率23.1パーセントと、本市の目標である30パーセントを下回っている。

今後は、受診率のさらなる向上を図り、市民の健康維持、疾病予防対策に努められたい。

次に、へき地診療事業特別会計について申し上げます。

全国的に、地方における医師不足が大きな問題となっている中、本市においては、関係各位のご努力により、これまで医師の確保を達成できている。

今後も、関係機関とも協調しながら、情報収集に努め、医師の確保に万全を期するとともに、高齢化の進む地域住民の健康維持に最善の努力を求めたい。

次に、定期船事業特別会計について申し上げます。

天候不順などの影響もあり、旅客、貨物とも昨年より減少している。

燃油高騰の影響を受け、運航経費も増大しており、依然として厳しい経営状況にある。

今後も、各種メディアやイベントを活用したピーアールや、沖の島2世会など、地域住民の連携を通して、交流人口の増加を図るとともに、沖の島住民唯一の生活航路として、なお一層の

安全運航に努められたい。

次に、特別養護老人ホーム特別会計について申し上げます。

昨年度は黒字決算であったが、本年度の歳入歳出差引額は、特別養護老人ホーム事業基金からの繰入金によって、収支均衡決算となっている。このまま経営状況が続くと、来年度には基金が底をつくことも懸念される。

平成21年度からは元金の償還も始まり、平成31年度まで多額の借入金の償還も行わなければならない、今後、長期にわたり厳しい運営を余儀なくされるものと予想される。

厳しい経営状況であるが、今後も利用者ニーズに対応しつつ、安全とサービス向上に重点を置いた効率的な運用を図るとともに、一層の経費節減を図り、経営の安定化に努められたい。

次に、老人保健特別会計について、申し上げます。

赤字決算となっているが、翌年度精算によって不足分が交付されることから、実質的には収支均衡決算である。

後期高齢者医療制度へと移管されたが、最後まで適切な処理に努められたい。

次に、学校給食事業特別会計について申し上げます。

昨年度に引き続き、赤字決算となっているが、収入未済額は269万1,000円、53件と前年度に比べ10万9,000円減少している。

未収金の背景には、厳しい経済状況があると推察されるが、負担の公平性からも、家庭の状況に十分配慮しつつ、滞納世帯の状況についても、十分把握した上で、収納に万全を期されたい。

平成22年度より、調理部門の民間委託が実施される予定であるが、引き続き、地産地消に向けた取り組みを、積極的に展開し、今後も安全、安心な給食の提供に努められたい。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

公共下水道事業及び集落排水事業の収入未済額214万4,000円、858件は、前年度より34万7,000円増加している。受益者負担金収入未済額は、2,232万円、2,676件で、前年度より129万5,000円減収しているが、収納率は51.97パーセントと低下している。

公共下水道事業及び集落排水事業の加入率は51.04パーセントと、前年度に比べ3.03パーセント上昇しているが、目標値でもあり、良好な事業運営に必要とされる加入率70パーセントとは、依然として大きな開きがある。

受益者の公平の原則を損なわないためにも、収納率の向上により一層の努力を図られたい。

また、環境衛生面からの公共下水道の必要性や、くみ取り便所から水洗便所へ改造する場合の奨励金及び利子補給制度などについても、積極的な広報に努める中、加入促進に向けた取り組みを期待する。

次に、国民宿舎運営事業特別会計について、申し上げます。

現在、国民宿舎「椰子」の管理は、指定管理者に委託をしているため、本会計は施設建築にかかわる起債償還と、一定規模の施設修繕が主たる役割となっている。

起債償還は、平成27年度まで続き、多額の一般会計繰出金を継続していく必要があり、今後も適切な会計管理に努められたい。

次に、幡多西部介護認定審査会特別会計について、申し上げます。

本審査会は、幡多3市町村の住基人口、高齢者人口により、それぞれが応分の負担で共同設置されている。今後も、適切な委員構成を確保しながら、中立公正な審査判定を行い、住民が適正な介護サービスを受けられるよう、努めら

れたい。

次に、介護保険事業特別会計について、申し上げます。

平成20年度の収入未済額は、1,300万3,000円と、前年度より138万3,000円増加し、不納欠損額は420万円となっている。

安定した制度の維持運営を図るため、また負担の公平性を損なうことがないように、収納に努めるとともに、過剰サービスや不正請求が行われないよう、事業所の指導等に万全を期されたい。

また、高齢化が進む中、ますます重要な役割を担う介護保険制度であり、利用者のニーズにあわせた適正かつ弾力的なサービスの提供に努められたい。

次に、土地区画整理事業特別会計について、申し上げます。

厳しい社会情勢を背景として、全国的にも地価の下落が顕著であり、当市においても、同様の状況が続くものと考えられる。

厳しい状況であるが、早期の保留地処分以最善の努力を図り、市街地の活性化並びに活力のあるまちづくりの推進に努められたい。

次に、後期高齢者医療特別会計について、申し上げます。

平成20年度に新設された特別会計で、収入未済額は174万8,000円となっている。

安定した制度の維持運営を図るため、また負担の公平性を損なうことがないように、収納に努められたい。

次に、水道事業会計について申し上げます。

収入未済額は1,727万6,000円となっており、前年度より3万3,000円増加し、不納欠損額は14件、20万3,000円と、前年度より減少している。

水道料金の収納は、企業経営の基本であり、

受益者の公平の原則を損なわないためにも、収納率の向上により一層の努力を図られたい。

有収率において、前年度より1.6パーセント増の79パーセントと向上している。簡易水道事業と同様、経営に直接影響を及ぼす漏水対策については、万全を期されたい。

今後も、水道施設等の衛生管理を徹底させ、安全かつ安定した飲料水の供給を図るとともに、健全な事業運営の継続に努められたい。

長くなりましたが、以上で、決算特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、平成20年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、平成20年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。

本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 全員起立であります。

よって、「平成20年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算」は、委員

長報告のとおり認定することに決しました。

日程第4「議案第1号から議案第21号まで」の21議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 市長。

本日は、平成21年第4回の宿毛市議会定例会にご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、ただいま平成20年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算を認定をいただき、まことにありがとうございます。

審査報告書のご指摘はもとよりではございますが、審査の過程におきましてご指導、ご指摘をいただきました点につきましては、今後、さらに検討を重ね、これからの市政運営に反映させてまいりたいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、より一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、提案理由の説明に入ります前に、諸般の報告を2点ばかりさせていただきます。

まず、初めに子育て応援特別手当についてでございます。

平成20年度に続きまして、平成21年度も支給をするとして、本年第3回定例会で予算議決も受けておりましたが、政権交代に伴う国の補正予算見直しにより、厚生労働省から、本年10月15日付で子育て応援特別手当の執行を停止するとの通知がありまして、支給することができなくなりました。

支給対象者の皆様を初め、多くの方々にご迷惑をおかけしますことを、心よりおわびを申し上げます。

続きまして、定額給付金でございます。

宿毛市では、本年4月12日に申請受付を開始しまして、去る10月12日に受付を終了い

たしました。

その実績について、報告させていただきます。

給付対象世帯数が1万167世帯に對しまして、給付世帯数1万52世帯、率にしまして98.87パーセント、給付予定額3億6,661万2,000円に對しまして、給付額3億6,494万8,000円、率にしまして99.55パーセントでございました。

本事業につきましては、地区長さんや民生委員の方々と関係各位のご協力を賜りまして、円滑に事業を進めることができました。

この場をお借りしまして、お礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるものでございます。

平成22年3月31日に、任期満了となります人権擁護委員に、現委員の今城瑞代氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

議案第2号は、平成21年度宿毛市一般会計補正予算でございます。総額で1億2,790万8,000円を増額しようとするものでございます。

歳出で増額する主なものといたしまして、民生費でヘルパー派遣等の障害福祉サービスの延べ利用者数が増加したため、「障害介護給付費等扶助」として3,821万3,000円を計上しています。

次に、本年度から介護保険報酬が改定され、宿毛市立特別養護老人ホーム千寿園の収入が減額となったことなどにより、「特別養護老人ホーム特別会計繰出金」として1,220万円を計上しています。

続きまして、私立の保育園であります宿毛保育園及び大島保育園への入所児童数が見込みよりも多かったために、宿毛保育園へ2,776

万4,000円、及び大島保育園へ1,074万8,000円の「入所児童運営委託料」を、それぞれ計上しています。

また、離婚者の増加によりまして、児童扶養手当対象者が増加したため、「児童扶養手当給付費扶助」として567万2,000円を計上しています。

さらに、生活保護世帯数の増加により、「生活扶助」で925万3,000円、及び「医療扶助」で5,283万8,000円を計上しています。

農林水産業費では、宿毛市の特産品として推奨していますナオシチの生産拡大を目指し、現在、耕作放棄地となっている楠山地区の農用地約3.7ヘクタールを整備し、農地として再生利用するため、「宿毛市耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」として、1,300万円を計上しています。

また、小川地区の生活用水を安定的に確保するため、本年第3回臨時会におきまして、経済危機対策臨時交付金を活用して、一般財源とあわせて「給水の安全確保推進事業工事費」として、ポンプ施設設置等に係る費用1,500万円を、15節の工事請負費に計上していましたが、このたび、補助率3分の2の「高知県中山間地域生活支援総合補助金」に採択となりましたので、「給水の安全確保推進事業工事費」は、全額を減額しまして、今回、一般財源は充当せずに、本補助金と経済危機対策臨時交付金のみを活用して、事業実施範囲を拡大し、19節の負担金補助及び交付金に1,850万円を計上いたしました。

なお、本予算につきましては、当初、本市が主体で事業実施し、地元を引き渡すという予定でございましたが、地元で管理運営する施設でもあり、事業主体を地元とすることで、協議が整いましたので、15節から19節への振り替

えを行っております。

歳出を減額する主なものとしまして、総務費では財政調整基金積立金を3,007万4,000円、民生費では、私立の保育園であります宿毛保育園及び大島保育園への入所児童数が、見込みよりも多く、国、県からの補助金が増額となり、両園から、本市への補助申請額が低く抑えられたため、宿毛保育園で1,205万9,000円、及び大島保育園で673万6,000円の「運営補助金」を、それぞれ減額しております。

また、諸般の報告でも申し上げましたように、執行停止となりました「子育て応援特別手当給付金」の2,034万円などを減額しております。

一方、歳入で増額する主なものでございますが、分担金及び負担金として、1,062万2,000円。国庫からの支出金が6,419万5,000円。県からの支出金が、5,262万8,000円などがございます。

また、歳入を減額するものとしたしましては、市債が630万円でございます。

議案第3号は、平成21年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。総額で81万1,000円を増額しようとするものです。内容につきましては、一般被保険者保険税還付金等の増額でございます。

議案第4号は、平成21年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算でございます。

総額で353万1,000円を増額しようとするものです。内容につきましては、診療に必要な医薬材料費等の増額でございます。

議案第5号は、平成21年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算でございます。

総額で276万円を増額しようとするものでございます。

内容につきましては、先日、定期船の運航中、

海中に浮遊するロープがスクリーに巻きついた事故に伴う修繕費等の増額でございます。

議案第6号は、平成21年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算でございます。

総額で92万2,000円を減額しようとするものです。

内容につきましては、職員手当等の人件費の調整でございます。

議案第7号は、平成21年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算でございます。

総額で360万円を増額しようとするものです。

内容につきましては、学校給食センター東側の食材搬入口へ、研修室を増築する工事費等の計上でございます。

議案第8号は、平成21年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算でございます。

総額で391万3,000円を増額しようとするものでございます。

内容につきましては、消費税の確定等に伴う増額でございます。

議案第9号は、平成21年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算でございます。

総額で2,008万円を増額しようとするものです。

内容につきましては、居宅介護住宅改修費等の増額でございます。

議案第10号は、平成21年度宿毛市水道事業会計補正予算でございます。

本会計は、事業活動に伴い発生するすべての収益、及び費用が計上されます「3条予算」、これは収益的収入及び支出でございますが、「3条予算」と建設改良や企業債償還金等の支出及びその財源となる収入が計上されます「4条予算」、これは資本的収入及び支出と表されます。この2つの予算で成り立っているわけでございます。

このたび、3条予算につきましては、収入の補正はありませんが、消費税中間納付額の確定等によりまして、支出で52万6,000円を増額しようとするものでございます。

また、4条予算につきましては、広域簡易水道企業債の減額等により、収入で655万円の減額。一方、人件費の増額によりまして、支出で14万4,000円を増額しようとするものでございます。

議案第11号は、すくも84マリンターミナルの設置及び管理に関する条例の制定でございます。

内容につきましては、宿毛市に大型客船が寄港した際の交流拠点施設として、「すくも84マリンターミナル」が、本年10月に完成しましたので、施設の使用等に関して規定する本条例を制定しようとするものでございます。

議案第12号は、宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行により、船員保険法及び地方公務員災害補償法の一部が改正されたことに伴い、これまで船員のうち再任用短時間勤務職員については、船員保険法の適用とされていたものを、常勤の船員と同様に、地方公務員災害補償法に基づく補償を行うこととするため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第13号は、宿毛市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、条文中に規定する「看護料」が、現在では医療の質の向上等を図ることを目的として、入院環境料等と統合され、廃止されたことに伴いまして、条文中から看護料に関する記述を削る等の改正を行う必要があります。

ますので、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第14号は、宿毛市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、法定外公共物のうち、不要物件については、これまで個人所有の物件との交換により、処分を行ってまいりましたが、今後、用途廃止による売り払いにも対応するため、用途廃止に関する記述を条文中に加える必要がありますので、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第15号から議案第18号は、土佐清水市、大月町、三原村及び黒潮町の4市町村との間において、定住自立圏形成協定を締結することについてでございます。

内容につきましては、平成21年4月27日に、宿毛市と四万十市との連名で、定住自立圏構想に基づく中心市宣言書の調印を行いました。このたび、具体的に連携する取り組みの分野等を規定する協定を締結する運びとなりましたので、議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第19号及び議案第20号は、市道路線の認定についてでございます。

内容につきましては、いずれも小筑紫町大海字小海の道路のうち、小海1号線及び小海2号線の2路線を市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第21号は、指定管理者の指定についてでございます。

すくもサニーサイドパークは、「宿毛市産業振興株式会社」を指定管理者として、平成18年4月1日に、初めて指定をしまして、本年4月1日に再指定をし、平成24年3月31日までの期間、管理・運営をしていただいております。

すが、本法人が、本年12月31日をもって解散することとなりました。

このため、残任期間の管理・運営につきまして、観光振興事業の実績があり、また本法人の業務を引き継ぐこととなります「社団法人 宿毛市観光協会」を、新たに指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、ご提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしくご審議の上、適切なお決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（寺田公一君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

おはかりいたします。

議事の都合により、12月3日及び12月4日は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、12月3日及び12月4日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月3日から12月6日までの4日間休会し、12月7日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時04分 散会

陳 情 文 書 表

平成 2 1 年 第 4 回 定 例 会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 2 5 号	平成 21.10.15	トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出について	全日本建設交通一般労働組合高知県本部 農林支部執行委員長 山本 桓	産 業 厚 生
第 2 6 号	21.11. 9	現行保育制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について	保育の公的保障を求める大運動実行委員会 代表者 田中きよむ	産 業 厚 生
第 2 7 号	21.11.26	改正貸金業法の早期完全施行に関する意見書の提出について	高知県司法書士会 会長 田中 勇 外 1 名	総 務 文 教

上記のとおりそれぞれ付託いたします。

平成 2 1 年 1 2 月 2 日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一

平成21年
第4回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第6日（平成21年12月7日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（15名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
14番 中川貢君	15番 西村六男君
16番 岡崎求君	

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

13番 山本幸雄君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長 小島美喜子君
議事係長 岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 岡本公文君
企画課長 岡崎匡介君
総務課長 弘瀬徳宏君
市民課長 滝本節君
税務課長 山下哲郎君

会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	乾均君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長	津野元三君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	出口君男君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	土居利充君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告いたしております内容につきまして、市長並びに教育長に対しまして、一般質問を行います。

今回、私が質問する内容は、宿毛市における産業振興の取り組み並びに給食センターに関することであります。

まず、初めは株式会社すくも酒造への地域特産品開発支援事業補助金の交付に関しまして、何点かお伺いをいたします。

新聞報道によりますと、株式会社すくも酒造は、昨年11月20日から操業を開始して、本年6月から販売を行っておるとのことです。

操業開始してから1年、販売開始以来6カ月が経過いたしましたので、20年度の実績等を踏まえて、再度、この事業を検証し、あわせて今後の事業展開の参考になればとの思いから、以下、質問をいたします。

ご案内のとおり、この問題は宿毛を何とか活性化していきたいとする民間の方々が企業を立ち上げ、地元で収穫された芋、すなわち「コガネセンガン」を原料にしての焼酎の製造、販売を展開しようとするのことに對して、農業従事者の所得向上とか、遊休農地の解消、雇用の創出、あわせて地域振興につながっていく事業であり、これを起爆剤にして循環型社会等を構築していくとの観点から、高知県並びに宿毛市から、合わせて8,000万円もの巨額の補助金を交付

したものであります。

今日においても、市民の皆さん方も、この問題につきましては、非常に強い関心を抱いております。私自身も、この事業については、始めるからには成功させなければならないとの思いもありましたが、一方、原料であります芋の生産が継続をして、しかも安定してすくも酒造へ供給し、農家の所得向上や遊休農地の活用につながるのか。焼酎が市民に親しまれ、計画どおりに販売できて、うまく事業展開を行うことができるのかどうか、大変不安な部分がありましたので、予算質疑や、一般質問を通じて、私なりに問題を提起する中で、質問をした経過があります。

それでは、1点目は、芋の栽培についての基本的な考え方について、お伺いいたします。

先日、芋の生産をしている鹿児島県にあります南薩マルジ生産組合組合長の尾曲善良さんと電話でお話をする機会を得ました。

尾曲組合長さんが言われますには、芋づくりは何よりも土づくりが大変重要であり、それに加えて、人づくり、芋と話ができることが重要であるとのことでした。

人づくりとは、まず何よりもやる気があり、芋づくりに情熱のある人でなければならない。そして、芋と話ができることとは、芋に愛情を注ぐことが必要であり、芋の気持ちをわかることが重要であるとのことでもあります。

長年研究をしている中で、今ではおかげで窒素が欲しい、カリが欲しい。きょう掘ってくれという芋の声が聞こえるようになったと言われました。

愛情を注げば注ぐほど、その愛にこたえて実を結ぶことができるし、芋を育てるのは、愛情と笑顔であると申されました。その結果、現在では、反当約4,000キロ近くの収穫を得ることができるようになり、農家の収入につつま

しても、最高で28万円くらいの収入になっておるそうで、契約農家の数も、当初4人でしたけれども、現在では80人ほどにふえてきたとのことでした。

ちなみに、経費は3万円程度であるとのことです。

決算特別委員会での資料によりますと、宿毛いも生産組合における収穫量は、最高の方で、反当約2,680キロで16万円となっており、最も少ない方は約450キロであります。

また、話の中で、教員は子どもの教育に情熱を注ぎ、その成果を見届ける。芋農家は、愛情を注いだサツマイモがおいしい焼酎になるまでを見届ける。内容こそ違いますが、根本は一緒だと思っておりますと言われました。

一方、南薩マルジ生産組合が芋を供給しております「宝山」というブランドで有名な鹿児島県の西酒造株式会社の西陽一郎社長の好きな言葉に、「つくってよかった 売ってよかった 飲んでよかった」という言葉があり、好んで使っておるそうであります。

その意味は、農家はサツマイモをつくってよかった、メーカーは焼酎をつくってよかった、問屋、小売店は焼酎を売ってよかった。消費者は焼酎を飲んでよかった。要は、焼酎を介して、関係する人が皆幸せになってほしいという願いであります。

そのような取り組みを実践することにより、従業員の数も、この10年間で約50人もふえ、地域の雇用拡大に貢献いたしております。

以上、申し上げましたように、要はうまい焼酎をつくるためには、その原料となるよい芋づくりに情熱を注ぎ、その基本となる土づくりから、農家と企業が一体となって、日々努力をされているとのことであります。

基本を大事にして取り組むことが、皆に親しまれるよい焼酎がつくれるのであって、そのこ

とにより、必然的に売上は増加し、事業を継続していくことにつながるものと考えます。

宿毛での取り組みを始めるにあたり、事前に十分な調査や研究がなされていなかったのではないかと思います。市長としてどのように考えておるのか、お伺いいたします。

2点目は、いも生産組合における昨年度の芋の栽培状況について、お伺いいたします。

昨年の第4回定例会における私の質問に対して、市長は、いも生産組合に確認したところ、その時点で組合員は20人で、耕作面積は241アールである。そして、大月町では13アールで栽培されているとの答弁であり、当初の計画では、いも生産組合において、十分賄うことができるとのことであります。

しかし、実際には、当初、全く計画していなかった鹿児島県より約31.9パーセント、18トンもの芋を購入しておりますし、大月町からも、当初の計画の約3倍、全体の13.7パーセント、7.7トンもの芋が購入されておまして、宿毛市以外から全体の45.6パーセントに当たる25.7トンもの購入であります。

そして、耕作面積を見ますと、当初、宿毛市内での耕作面積は228アールでありましたが、実際は179アールと、21パーセントも減少しているのであります。

一方、大月町での耕作面積は、説明の約3倍以上の40アールもの耕作面積となっております。なぜこのように大量の芋を、市外から購入しなければならない事態になったのか。市内での作付面積が減った原因はどこにあると考えておるのか、お伺いいたします。

3点目は、焼酎の製造についてであります。

当初の計画では、初年度は工場の稼働率は50パーセントであり、48トンの芋を仕入れをして、6万1,900本の焼酎を製造することでありましたが、昨年度における株式会社すく

も酒造の仕入れ量は56.4トンでありました。約8.4トンも大幅にふえておりますが、8.4トンといえば、本数にしますと約1万1,600本もの焼酎が製造できるのであります。

私といたしましては、予想以上に評判がよくて、増産した結果であろうと考えますが、どのような理由でもって、芋の仕入れがふえたのか、その理由並びにすくも酒造において、昨年度全体でどれくらいの製造実績があったのか、お伺いいたします。

4点目は、すくも酒造の経営状況についてであります。

市民が一番関心のあることは、すくも酒造の経営状況ではないかと思っております。会社の設備投資に8,000万円もの補助金を交付いたしました。本年6月末の決算によりますと、780万円の赤字となっております。

4年後から経営を黒字にしていくとの計画ですが、今後の経営見通しについて、どのように把握をしているのか、ご説明をお願いいたします。

競争の激しい焼酎業界にあつて、経営を安定する上で最も重要なことは、品質のよい焼酎の製造であり、しかもブランド性の高いものが求められます。

そして、芋は栽培する土地によって味が違ってくるといわれております。同じ鹿児島県のコガネセンガンでも、土地の違いで芋の味が変わりますし、当然、つくられる焼酎の味にも違いが出てきます。

薩摩半島でとれたコガネセンガンでつくった焼酎は、甘くてふくよかな味わいが楽しめますし、大隈半島でとれたコガネセンガンでつくった焼酎は、すっきりとして飲みやすいと言われます。

そのことを考えますと、先ほど質問いたしましたように、すくも酒造へ供給されているコガ

ネセンガンは、それぞれ全く違った土壌で生産をされておりまして、製造元は同じでも、つくられた焼酎の味はそれぞれ全く違った味のする焼酎ができていないかと思っております。つまり、品質が一定しない焼酎が製造されておるのではないかと思っておりますので、市長の所見をお伺いいたします。

5点目は、元気のでる市町村総合補助金実績報告書についてであります。

平成21年1月28日付で、宿毛市長から高知県知事に提出いたしました平成20年度高知県元気のでる市町村総合補助金実績報告書によりますと、補助金を交付した結果として、株式会社すくも酒造の継続性が高まり、かつ持続的発展可能な環境を整えることができた。これにより、本市の目的とする農業従事者の所得向上に向けた取り組みが推進され、また、市民活動の企業化により住民活動の次なるステップアップに苦しむ活動団体に対して、地域活動の方向性を示す1つのモデルケースとして、広く周知でき、市民による地域活性化への取り組みを活性化させることができたと書かれております。

具体的に、農業従事者の所得向上への取り組みがどのように推進されたのか、この事業への補助金交付の所期の目的とする農業従事者の所得向上につながることはできたのか、お伺いいたします。

次は、宿毛市振興計画についてであります。

この問題につきましては、先の9月議会でも議論をされた経過がございますが、私なりに質問をさせていただきます。

現在の宿毛市の雇用状況を見た場合、若者の働く場が非常に少ないこととあります。そのことにより、若い労働力の市外への流出が進み、人口の少子化に拍車をかけておるのが現状ではないでしょうか。

市長におかれましても、大変頭を悩ましてい

ることだと存じます。

尾崎高知県知事は、高知県の実情を踏まえて、何とか県政を浮上しなければならぬとの強い思いから、高知県の課題に正面から取り組む中で、就任後1年をかけて、高知の県民力、高知の持つ強みを調査し、県の産業振興計画策定をしたとのことであります。

市長として、現在の状況の中において、宿毛の市民力や宿毛の持つ強みを、どのように把握をしておるのか。そして、宿毛市を今日の状況から脱皮するための宿毛市の課題はどこにあると考えておるのか、市長に就任してから丸6年が経過いたしており、十分に掌握していることと存じますので、お伺いいたします。

これまでの一般質問を通じて、市長は芋焼酎の生産、販売を起爆剤として、バイオマス構想とか循環型社会の構築に取り組んでまいりたいと述べられております。本年度の行政方針を見ましたけれども、産業振興についての基本的取り組みは余り見当たりませんでした。

高知県の産業振興計画の中には、宿毛市単独の取り組み項目といたしまして、魚加工施設の整備、ナオシチの搾汁と商品加工施設の整備、堆肥化工場の整備の3点がうたわれております。

宿毛市においても、高知県の産業振興計画と十分に連携をとりながら、推進をされるものと思えます。

そこで、21年度に策定されます宿毛市振興計画では、宿毛市の実情と強みを生かした、特色ある、実行可能な計画であり、その中では、タイムスケジュールを具体的に市民の前に明らかにする必要があるのではないかと思います。

産業振興の推進は宿毛市を活性化し、雇用の創出、地産地消、あわせて地産外消の取り組みにつながるものと考えますので、市長の所見をお伺いいたします。

次は、シモンイモの活用についてお伺いいた

します。

シモンイモとは、サツマイモと同じヒルガオ科に属する多年生植物でありまして、姿形は似ておりますが中身は白く、成分はサツマイモと比べてかなり異なっております。

また、よく間違われる同じ白い芋のサツマイモで、先ほど、焼酎の件でお話に出てまいりましたコガネセンガンとは、全く別の種類のもの、特徴も違っております。

このシモンイモは南米のブラジルが原産地でありまして、ブラジルの原住民インディオの間で、古来より病気回復、滋養強壯の秘薬として重宝されていましたが、ブラジル国立農科大学のシモン・S・チェン教授が、アマゾンの密林の奥地で野生の原種を発見し、栽培種として改良育成し、世界に紹介されます。

シモンイモは、他の野菜と比べてけた違いの量の天然ミネラルや、ビタミンA、B、Kや、繊維質が多く含まれています。これによって、血液の浄化作用や、止血効果が非常によく、白血病や貧血など、血液の病気によくきくとわられておりました、そのほかに胃潰瘍や腸内の老廃物を除去する効果が得られるほか、糖尿病、高血圧等に有効であるとの研究がされております。

また、葉には、摂取したカルシウムが骨に付着するのを助け、骨づくりに欠かせない成分でありますビタミンKが多量に含まれており、現代人に必要な栄養素を豊富に含んだ天然健康食品であります。

このように、今日ではシモンイモに関して、多くの研究がなされておりました、学会でも発表されております。

また、非常に健康な土を好む植物でありまして、薬用の朝鮮人参等と同じように、土壌の養分を大量に吸収して育つため、そのまま同じ畑を使うという連作はできないといわれておりま

して、栽培の適地は気候が温暖な地域がよいとされております。

マスコミでも、シモンイモは多く紹介されております。平成4年12月から、健康雑誌「壮快」で特集を掲載され、平成6年まで計6回の特集が計画されております。

シモンイモを我が国に最初に紹介されたのが1973年であります。シモン教授と共同研究を続けてきた台湾の楊博士が、1973年5月に、我が宿毛市の沖の島診療所に就任し、シモン教授から譲り受けた2個の種芋を島の畑で研究用に栽培、育成したのが始まりであります。

当時、私は母島郵便局に勤務いたしておりましたが、毎朝、芋の苗を郵便小包で全国に送っていたのを思い出しております。

私自身も、友人から要請を受けて、何カ所かに芋を送付した記憶があります。

先ほど申し上げましたように、医学的にも証明されておりますので、ぜひ本市においても調査研究をする中で、宿毛市における産業の1つとして、企業化に向けて取り組む考えはないか、市長の所見をお伺いいたします。

9月議会においても、給食センターの調理部門の民間委託問題につきまして質問をした経過がありますが、私自身、民間委託をして大丈夫なのか、不安と心配することがありますので、再度お伺いをいたします。

社会的にも子どもの貧困ということが大きな社会問題となる中で、幼少期の貧困が社会に出てからの貧困につながっているとの研究も示されています。その意味で、食育ということの大切さが認識され、宿毛市においても、近年、このことに力を入れてきた経緯があります。

具体的には、フルーツバイキングや宿毛まつり、食の集い、職員労働組合主催の食育イベント、また試食会など、児童だけではなく、保護者の皆さんにも学校給食を直接食べていただく

ことで、食育に関する認識を広げる努力がされてきているところであります。

しかるに、執行部は、来年4月から給食センターの調理部門を外部委託することといたしております。前回の議会で質問いたしましたように、このことが、先ほど申し上げました食育を大きく後退させることにつながると考えております。

具体的に申し上げるならば、各種食育イベントにおいては、栄養教諭、事務職員、調理師が一体となって運営しなければなりません。イベントにおいては、食券の販売、配膳、食事の内容、調理の過程の説明など、まさに一体となって行うものであり、その過程でいわゆる指揮命令が常に行われることとなります。

これは、厚生労働省の定める労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準、いわゆる37号告示に明らかに違反するものとなります。

また、日常の調理作業においても、まず、市は、市の調達する食材によって調理することを仕様書に定めています。つまり、食材は市が提供することとなるのであります。また、食材の検収も、栄養教諭、調理師が一体で行うものであり、さらには調理の過程での調理方法、分量、味つけなど、随時に指示をします。

とりわけ、アレルギー食や障害のある児童・生徒に対する調理においては、一人ひとりによって異なる調理方法が求められるのであります。

これらにおいても、常に指揮命令が働きます。つまり、栄養教諭の仕事と調理師の仕事は不離一体でありまして、これを切り離すことはできないのであり、これを委託という方法で行うことは、偽装委託に当たるのではないかと思います。

このことを心配した市職労との交渉の中で、執行部は偽装請負とならない形で行うとの回答

をしたようですが、私が現場の職員から聞いたところ、そのようなことは不可能だと言われました。

百歩譲って偽装請負とならない形に行うとすれば、それはこれらの指揮命令を断ち切る形で行わざるを得ず、そのことにより、食育を初めとしたサービスの後退にしかなり得ないと考えます。

そこで、教育長にお伺いいたします。1つには、私が先ほど申し上げたそれぞれの作業において、偽装請負とならない方法で実施することが可能であるとお考えでしょうか。

各課題について、具体的にお示しをいただきたいと思います。

2つには、今回の委託によって、どの程度の経費削減になると試算をしているのか、このことにつきましては、前回の議会の質問では、具体的にお示しがありませんでしたので、お伺いいたします。

また、そのことによって、年収200万円以下の、いわゆるワーキングプアをつくり出すことにならないのか、お伺いいたします。

3つには、そのことで、私としては、食育を初め、サービスの後退や委託後における業務の混乱を起こすのではないかと、大変危惧をいたします。サービスの低下や、業務に混乱を起こさないというのであれば、その取り組みについて、具体的にお示しをいただきたいと存じます。

次は、業者の選定についてであります。

宿毛市内の業者を対象にして、技術提案方式にして応募いたしておりますが、11月13日に締め切られましたが、何社が応募されたのか、まずお伺いいたします。

そして、その選考についてであります。教育委員会が作成をしました仕様書をもとにして選考されるものと思います。普通の入札であれば、積算根拠をもとに、最低基準を設定し、最

低基準より上であり、入札をした業者の中で低い額を提示した業者に落札をするのであります。今回の選考は、技術提案型でありますので、提案内容が仕様書に沿った提案であり、その提案が安心安全な給食を確立し、よりよいサービスを提供するものであるかどうか、業者の品質等、大変重要となっております。

そのように、選考に当たっては、専門性が求められ、説明責任を果たす上からも、選考する委員については、専門の方々をお願いすべきではないかと考えますが、その点についてお伺いいたします。

そして、参入をしようとする業者から提案をされました計画書についての評価方法についてであります。相対評価ではなく、絶対評価とすべきではないかと考えます。そのためにも、適正な委託額を初め、安全衛生基準や、コンプライアンスの遵守等、最低クリアしなければならない事項についての選考基準は策定されているのか、選考方法とあわせてお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、おはようございます。松浦議員の質問にお答えをいたします。

地域特産品の開発の支援事業でございます。芋のここと、酒造のここと、結果的に地域の、宿毛の産品を売っていくという事業でございます。新たに開発されたものでございます。

冒頭に、すくも酒造に関して、松浦議員もるおっしゃられましたけれども、昨年、県の補助金、市の補助金も支出いたしまして、民間の有志の方が、それぞれ多額の借入金を起こしまして、経営に取り組んでおられます。

準民間の会社となっておりますが、ことし6月には、初出荷をいたしまして、会社一丸となって販売に取り組んでおられます。

新参者としての、芋焼酎の新参者でございます。

すが、なかなか評判的にはよいと。私も東京に行ったり、出張先には必ず下げて行って、飲んでいただくようにしております。これは公費を使っておりませんので、その点を申し上げておきたいと思います。

飲んでいただいた方々には、薩摩の芋焼酎というのが定着をしておるわけですが、宿毛でもこういうのをつくったのかとかいうことで、非常に評価は、ちょっと、ごまがあるかもしれませんが、評価はいいものというふうに、私も心得ておりまして、これからも市あげて宣伝もしていきたいなということを思っているところでございます。

また、ことしは2期目の仕込み中ということで聞いておりまして、会社事業、県が今、産業振興計画推進中でございますが、これを1年先取りした形で、県の補助金もいただいたという経緯もございます。

初めての産業振興計画における成果品であるかなというふうなことを、私は思っているところでございます。

これが、昨年初めて仕込みしまして、ことしの製品ででき上がりですから、始まったばかり、緒についた事業でございます。市民の皆様にも、ぜひ温かい目で見守っていただき、民間会社ではございますけど、宿毛市の特産品ということで、代表的なものになるように、ご協力もお願いしたいというふうに思います。

恐らく、すくも酒造の経営の皆様方も、補助金の入った施設であるということは、十分認識していただいていると思いますし、免許条件ののっつて、健全な会社経営をやっていただかなきゃいけない、そういう心づもりはたくさん持っておられるということと、私は信じております。

これから、松浦議員からいろんな所見を求められておりますが、所見そのものがまだ1年で

ございまして、なかなか、私の中でまとまっていない部分もございしますが、一応、質問に答える、項目に沿って答弁をさせていただきます。

まず、芋の栽培についてでございます。これ、鹿兒島の方に聞き取りをしたということをおっしゃられてました。

これ、芋を栽培する人、何でもそう、芋ばかりじゃなくて、やはり物をつくるということに関しては、今の松浦議員のお話については、これはだれもそういうもんじゃないかなというふうな形を思っています。

ただ、初期の段階では、なかなか成功者のようには、物事がまいたらないんじゃないか。初めてのことでですから、いろいろな勉強をしながら、試行錯誤しながら、皆さんがされるんじゃないかなというふうなことを、私は基本的に思っておりますが、事前にこの芋栽培について、十分な調査研究がなされていなかったんじゃないかというご質問がありましたが、これは、前段がございまして、平成16年11月に、市民の有志の方が、すくも夢いっぱい会を立ち上げて、その際、いも焼酎部会が設けられているということでございまして、この芋の生産に向けての準備が始まったということでございます。

平成17年2月には、芋の栽培学習を行うために、鹿兒島県から技術指導者を招いて、講習会を開催して、圃場の現場視察もしていただいたそうでございます。

この中で、鹿兒島県の方の方からは、コガネセンガンは栽培が難しいんだとというふうなことも言われましたが、宿毛でも十分生産ができるとのご意見をいただいたそうでございます。

その後も、鹿兒島県への現地視察であるとか、宿毛市での作付による収穫調査などを行う中で、本格的にコガネセンガンの栽培に取り組むことにしたわけがございまして、ことを行うにあたり、やはりこういった形の下調べだとか、いう

ものは、やっぱりしてきた経過があるということでございます。

それで、結果的に、作付面積が減ったということでございます。鹿児島県から購入とか、大月からの購入ということは、私自身はちょっと把握はしていなかったわけでございますけど、会社の方でされたということですね。

これは、議員の質問の中で調査しましたら、当初の計画から収穫量、面積ともに下回っているところでございます。ご指摘のとおりでございますが、その大きな原因でございます。これは、種芋の保管時に腐りが出てきて、作付ができなかった方がおられるそうでございます。

また、せっかく、苗の植えつけをしても、肥料の不足だとか、それから雑草に負けたとかいうふうなことが、収穫量が減った原因であるというふうに聞いてますし、また、ちょっと気候も合わなかったんじゃないかなというふうなことは聞いております。

農業でございますので、不作も豊作もあるんじゃないかなというふうなことも、影響しているかなと思います。

それから、焼酎の製造でございますが、56.4トンの芋を仕入れてから、約5万5,000本の焼酎を製造したということでございます。

芋の仕入れ量は、仕入れた芋すべてが、全部使えるわけではないそうございまして、土のついたやつで仕入れますから、重さはそれではかっております。それで、仕込みに必要な量を示している計画の数値との差が出てきているということで聞いておりますが、これ、また処理工程で、へたなんか削ります。それから、切りくずが出ます。こんなもの数量分が減ったものようでございます。

それから、すくも酒造の今後の経営見通しでございますが、先ほど申しましたように、販売開始からまだ1年も経過をしておりません。そ

ういった販売開始されてからの決算、先ほど1年間、会社としての決算出ておりますが、まだ営業して商品販売しての決算が出ておりませんので、特に私が、経営見通しについてどうですというふうなことは、ちょっとまだデータの、私も持つてませんし、やはり1年、2年、こういったものができて、そしてまた、販売のいわゆる定着ですね。どここの御屋さんに、どれぐらい、毎年いけるんだとか、そういったもの。それから、ただの小売の酒屋さんにどれだけいっているとか、そういったものが、ちょっとまだ始めたばかりなものですから、把握できてないところがございます。

だから、会社としても恐らく、今、営業をかけている、そして仕入れ、今つくっている段階、また来年の仕込みしている段階ですが、これから、例えばことしつくったものを3年ものにして売る、5年ものにして売ると、そういうふうな戦略も練っているようでございますし、また入れ物をかえたり、そういったこともあろうかと思えます。

だから、早い、今の段階でちょっとこの経営見通しは、ちょっと私も会社の方々とも話すにですね、ちょっとよう立てられていないというのが、正直な気持ちでございます。

それから、いろいろ違う土壌で生産した芋では、品質が一定しない焼酎が製造されるんじゃないかということでございます。

昨年の鹿児島からの芋も入れたというの、ちょっと私、承知していなかったんですが。いわゆる、昨年はその3種類、3地域ですね、この芋を入れて仕込みをして、ことし6月にできたということでございます。これは評判、かなりいいということをお先ほど申しました。

品質が、ことし初出荷を迎えたばかりで、来年のものどうというふうな比較できるか、ちょっとはつきり、私もできませんので。できませ

んのは事実なんです。ただ、焼酎も芋の出来ぐあい、豊作、不作もあろうかと思えますし、そういったところで、一定以上の豊作、不作じゃ、地域地域によって、また違うかもしれませんが、やはりこれは焼酎を製造技術で、同じやっぱり一定の品質を確保しないと、「すくもの芋」はこうだ、「ざまに」はこうだというときに、年々その品質が違ってたら、これは信用問題にかかわると思えます。

だから、これ焼酎製造過程の技術によって、やはりそれを克服しなきゃいけないんじゃないかなというふうなことは、自分は思っております。

次に、農業従事者の所得向上につながる事ができたかどうかということでございます。昨年の12月議会でも申し上げましたけど、これ、すぐに、先ほど申しました、いわゆる長年こう芋をつくってきた人と、初年度からつくってきた人じゃ、これはよっぽど差があると思えますし、それから、自分が満足ができるようなものができたかどうか、やはり農業の従事者の方にとっては、考えていることだろうというふうに、私は思います。

いきなり所得がボンと上がったと、成果になったということは、なかなかこの1年、始めたところでございますので、すぐには上がるとは思っておりません。今後の期待感が、非常にあるわけでございますが。

特に昨年度の場合でございますが、補助事業によりまして、トラクターなどの、共同して利用する機械、こういったものの購入経費の事業主体負担分の支払いとか、特にことですか、最初、その燃料高騰というふうなこともありまして、あんまり所得は見込めなかったというふうに思っております。

芋の生産に携わった方が、ほとんど新規に、先ほど申しましたように、始めた方でございま

すので、本当に少しは所得がなったかなというふうなことは思いますが、なかなか目に見えるようにはないんじゃないかなと、1年目はですね。そういったことを、私は思っております。

なかなか、あなた幾ら上がりましたということ、なかなか聞けないし、多分、余り教えてくれないですね。あと税金もかかってくる話になってきょうかと思えますから。

そんなことで、少しはなったかもしれませんが、それほど期待したことはないかもしれません。これ、はっきり額を確認しておりませんので、はっきり申し上げられません。

それから、芋を作付した農地は、これ耕作放棄地でございますので、一定、耕作放棄地対策には貢献できたんじゃないかなと、そういうふうなことは思っております。

次に、宿毛市の振興計画でございます。いろいろなものをやるにして、宿毛の場合は、一定のインフラの整備が大分おくと、私自身は思っております。

まず、道路がそうですし、物を運ぶにしても遠いわけでございます。時間がかかります。せっかく新鮮な物があつたとしても、それを運んでいくのに時間がかかるということで、新鮮さが少しずつ落ちていくというふうなこと。

それから、今言う、これから産業振興計画にのせます、その焼酎工場にしても、これもインフラです。それから、これを起爆剤として、やはり、少し水産加工施設は、イリコの関係、干物の関係は、それぞれの方がやっておられますが、ただ、魚の、生の魚をもうひとつ加工して、消費者の方に直接、それで口に入れていただくというふうな加工設備が不足しているというふうに、私は思っております。

それから、これからやろうとしておりますナオシチの搾汁工場にしましても、ナオシチを製品化されておりますが、これもとったものを、

今はよそへ持って行って搾汁をして、よそへもう1つ持って行って、製品にしていると。それをまた、宿毛の方へ持ってきてからよそに運ぶと、すごい手間がかかっている。

だから、こういったインフラ整備というものが、今までおくれたというふうには、あえて申し上げます。そういったものが、やっぱり課題としてあって、その課題を、やっぱり克服されてなかった。

ある一定、そのインフラ整備に、これから産業振興計画が県として、知事がどんどん進めたいと言ってますから、このインフラ整備が整備されることによって、産業振興の方もうまくいってくるんじゃないかなというのが、私の思いでございます。

それには、いろいろな公費も出さなきゃいけない、財政的なものも考えなきゃいけないということも、今からもございます。

あと、雇用の問題にしても、私、ふだん思っているのは、雇用も職種を選ばなきゃいけない。ご自分は選ぶと思いますけれども、選ばなければ、何でもあるんじゃないかなという部分もございます。

例えば、今言いましたような、農業の従事者が、後継者がだんだん少なくなってきております。漁業もそうでございますけれども、その一本釣りの方々とか、それから農業の後継者いない方については、そこにだれかが入っていくとか、そういったものになっていけば、少しは雇用の課題も解消していくんじゃないか、そんなことを思っております、改めてその振興計画を進めていかなきゃいけない。

そこで、課題や強みなどを分析して行って、市民の皆様にも、少しでも所得向上になる雇用の場の確保になるといったようなことを進めていかなきゃいけないというふうなことを思っております。

松浦議員から、実行可能、かつ計画的。計画かつタイムスケジュールを具体的に策定する必要があるんじゃないかというふうなご質問もいただきました。当然、実情と強みを生かした、実行可能な計画策定が必要でございます。

中期的、総合的な視点に立った計画でございます、宿毛市振興計画はですね。どこまでその、年度年度によって、具体的なタイムスケジュールが立てることができるかというのが、これ懐くあいとも相談しなきゃいけない部分がございます。

また、学校の建設だとか、耐震化だとか、住宅の耐震化だとか、いろいろな公共的な建物が、まだまだ南海地震に備える体制にはできておりません。そういったものも、総合的にやっぱり考えていかなきゃいけないというふうなことを思っているわけでございます。

次に、シモンイモの活用でございます。るるシモンイモの効用についても、松浦議員の方からお話がありました。

私自身も、このシモンイモのことは大分前から聞いておりました、すごく止血効果があるということで、今の消費者は、何らかの効果がある、何かに対して何の効果があるということを確認しないと、なかなか飛びついてくれない部分があったりします。

特に今、健康産業については、そのものに、例えばあなたの心臓を守りますだとか、そういったものについては、非常に飛びついてきます。だから、シモンイモについては、非常にこれ、健康の産業関係の方々には、欲しいような芋だと、私自身も感じております。

現在、先ほど、産業振興課の方で調べさせましたところ、栽培をされている方が、市内で5戸しかおりません。それから、沖の島で10戸の方が栽培をしているというふうに聞いております。

これ、5戸でございますが、先ほどのお話もありましたように、連作がきかない芋でございますので、面積についてもわずかということを知っています。

一昨年までは、市内の方で、そのような部会を設立していたそうでございますが、現在は高齢化が進んでおまして、昨年からは部会も解散したというふうな、残念な話も聞いております。

その栽培されたシモンは、どういうふうに使われているかということについても、ちょっと調査をしたら、粉末で出荷される方が3戸、それから生の芋で出荷される方が2戸で、それぞれJAの宿毛支所野菜集荷所に出荷しているということでございます。

それから、沖の島の方は、自家消費として葉と茎を粉にしている。お茶、薬として飲んでいるそうです。

また、知り合いとか親戚にも送ったりしているということでございます。

販売は、沖の島の方はしていないということでございます。

それから、農協に出荷する粉末については、11月から収穫しまして、農協で袋詰めにして、問い合わせがあれば500グラム、2,500円で販売しているということでございます。

それから、生の芋につきましては、1キロ500円で販売をしまして、近ごろでは競走馬の鼻血の止血剤として販売されるケースがあるようでございます。

シモンイモの企業化についてで、取り組みでございます。連作がきかない作物でございます。結構な広さの、やっぱりこれ畑があるんじゃないかなということ、私も思います。

今、聞き及んでいるところでございますけれども、これは民間の菓子メーカーがシモンイモを使ったお菓子とか、それから県外の会社の方が、こういう効用があるものだから、何かでき

ないかということで、調査研究中ということでございます。

こういった形で、民間の方が宿毛特産のシモンということでございまして、これを利用して企業化するというのであれば、議会の方のご承認もいただいて、一定の支援も視野に入れておくべきかなというふうなことを思っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、おはようございます。

松浦議員の一般質問、学校給食センター民営化についてをお答えいたします。

1点目の調理業務の委託と、偽装請負の関係についてでございますけれども、議員ご指摘のように、子どもたちに安全、安心なよい給食を提供するために、栄養士や調理師、事務職員がお互いに協力していくことは、とても重要なことであると考えております。

一方、調理業務を民間委託した場合には、委託先の調理師を栄養士等が直接、指揮命令できないことにつきましては、議員ご指摘のとおりでございます。

今回、学校給食センターの調理業務を委託するに当たりまして、さまざまな課題を検討する中で、それぞれの立場で役割を分担して、しっかりと業務を全うすることによって、これまで取り組んできました食育等のサービスを、十分確保していけるのではないかと考えております。

それから、具体的に、食育については、現在、栄養教諭が中心になって保護者や地域の方々、漁協、農協の婦人部等の協力をいただく中で、児童・生徒を対象とした食育教育も行っております。

今後もそのような取り組みの推進は大切であろうと考えております。

また、市民を対象としたイベントにつきましては、そのような食育の取り組みにつきましては、あらかじめ委託業者と協議をいたしまして、それぞれの役割の分担を明確にするも、現場における想定外の問題につきましても、委託業者側の責任者と協力することによって、対応できるのではないかと考えております。

したがって、各種イベント等における調理師による活動につきましても、委託業者の責任者の管理のもとに独立をして行えば、問題はないと考えております。

次に、委託によって、どの程度の経費の節減になるかと。どのように試算をしているかというご質問でございますけれども、今回、調理部門を委託した場合には、約50パーセントの経費の節減になるのではないかと考えております。

また、ワーキングプアの件でございますけれども、ワーキングプアという用語そのものが、ジャーナリズムから出た言葉だと思えますし、学術的に定義をされているとは思いませんし、公の機関が明確な定義づけを行っていないと、承知しておりますので、その件に関しましては、明確なお答えはできないと思えますけれども、フルタイムで働いたといたしまして、ぎりぎりの生活が維持できないような賃金にはならないのではないかと考えておりますし、宿毛市内の通常の労働者と比較をいたしましても、十分であるとは申しませんが、劣悪な労働条件、給料の水準にはならないと考えております。

3点目といたしましては、委託をすることによりまして、食育を初め、サービスの後退や、業務に混乱を起こすのではないかと。それから、サービスの低下や業務に混乱を起こさない取り組みを考えているのであれば、具体的に示せとのご質問でありますけれども、食育につきましては、先ほど申し上げましたように、保護者

や地域の住民、関係団体だけではなくて、委託業者の協力をいただく中で、取り組みをしてまいりたいと考えております。

日常の学校給食の調理業務につきましては、栄養士のみではなく、すべての調理師が、より安全で安心した食育をつくり、給食をつくり、給食を通して子どもたちがさわやかに、健やかに成長することを目指して、全力で取り組みをしてまいらなければならないと思っております。

そのためにも、委託業者と連携を密にいたしまして、調理師の研修等を実施をするなど、資質の向上に努め、調理師一人ひとりが学校給食の意義を十分に理解をしていただき、研さんに努めるように養成をしてまいります。

次に、今回の募集に対して、何社が募集をされたか等のご質問でありますけれども、また、その選定を行う委員の人選及び選定基準と選考方法について、質問がありました。

去る11月13日に募集を締め切りました。3業者の方から応募がありまして、委託業者の選考委員会は6名で構成をされております。委員につきましては、給食業務に直接かかわっております栄養教諭や、調理師を初め、学校長、行政職員等が委員として選任をされております。

選定に当たっては、選定基準を設け、その基準に基づいて審査を実施をいたします。

選考方法につきましては、業者から提案のありました書類をもとに、技術提案をしていただき、選定委員が直接ヒアリングを行って、それぞれの委員が評価、採点を行うようにしております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 再質問を何点かさせていただきます。

農家所得に関しての部分について、若干させてもらいますけれども。

緒についたばかりということで、ご説明もございました。

この資料、私が今から言います資料は、決算特別委員会の方で出された資料をもとにしておりますが、宿毛市内の農家の所得でありますけれども、市内で30.7トンの収穫がありました。キロ、当初、本議会等で説明では、60円ですくも酒造が買い取るということでございます。

そうしますと、総額で184万2,000円であります。栽培をしている農家の皆さんにお話を聞くと、先ほど、南薩マルジ組合の方のお話もしましたが、あそこは大体3万円ぐらいの必要経費ということですが、宿毛の場合には、50パーセントぐらいかかるのではないかというお話も聞きました。

そして、勘案いたしますと、市内10農家の総収入は92万1,000円です。そして、最高の農家で24万1,000円、最低が2,700円でありまして、1戸当たりになりますと、平均で9万2,000円程度です。

以上のことを考えますと、市内の農家の所得向上につながっていないというふうに、これぐらいの数字ではつながっていないというふうに考えますが、この当たりの数字について、市長の方からご所見を求めたいと思います。

そして、栽培農家の関係でありますけれども、栽培農家の戸数は、計画では20戸とのことです。しかし、昨年度のいも生産組合の実績を見ますと、耕作戸数は約半分の11戸とのことです。

このように、栽培農家が半減をした原因はどこにあるのか、どう考えているのか、お示しをいただきたいと思います。

私が思いますのは、計画をしていた栽培農家において、苦勞の割には収入が少ないので、栽培をやめたのではないかと考えます。

そして、これぐらいの収入では、当初、説明をしてきた農家の所得向上、遊休農地の有効活用を図ることができるのかどうか、大変疑問であります。

以上、これらのことを考えますと、今年度以降、安定をして栽培をし、継続して供給できるのかどうかは、今後の企業活動を進めていく中で大変重要なことではないかと思っておりますので、市長の所見をお伺いいたします。

そして、本年度21年度については、「広報すくも」で応募したところ、20人からの応募があり、約40人くらいとなり、耕作面積も550アールで100トン確保しているとの答弁でありました。

昨年度の実績を踏まえまして、この状況はどうなのか。作付状況並びに21年度の状況はどうなのか、ご説明を求めたいと思います。

産業振興計画については、るるご説明もいただきました。ご承知のように、大島では宿毛の魚を活用して、全国に宿毛の魚ということで、売る中で宿毛の活性化に一翼をかけたという、ピアサーティグループの例もあります。地元の人を18人も雇用しているという新聞も、先日、拝見をいたしました。

ここあたりも含めて、ぜひ計画等の中にはめていただく中で、宿毛市における産業振興の一助という部分に活用できたらなという思いがいたします。

この点については、例だけを申しまして、答弁は求めません。

シモンイモについてであります。私が今回、産業振興問題に関連しまして、シモンイモの活用について質問をいたしましたのは、何よりも宿毛市と非常に深いつながりがあるからでありまして、日本で最初にシモンイモが栽培をされたのが宿毛市であるからであります。まさに発祥の地と言ってもいいのであります。

宿毛は、気候が大変温暖な地域でありますので、シモンイモの栽培にも適地なるからであります。実際に、市内でも栽培を、先ほど、市長の方から宿毛の方で5戸、沖の島で10戸というように、つくられておるということであります。

そして、先ほど申し上げましたように、シモンの芋は、大変、医学的にも効用があることが実証されておりまして、日本総合医学会全国大会においても、シモンイモの効用についての発表がなされております。

まさに、人に優しい産業でありますので、何とか宿毛市の産業振興の一助となるのではないかと考えたからであります。

先日、市内のシモンイモを栽培している農家の方とお話をする機会もございました。その中で、農家の方が話されたのは、市長の答弁にもありましたように、連作が難しいので、そこらあたりがという部分と、医薬業、薬をつくっている業者と、何か連携みたいなのができんかなというお話もいただきました。

そしてまた、私が調べたところでは、宮崎県の西都市では、栽培と製品化、九州シモン本舗という会社をつくって、各種の特許をとりながら企業化で頑張っておるところもあるようでございます。そこらあたりも参考にしながら、今後、研究をしていただきたいというふうに思います。

これについても答弁は求めません。

給食問題であります。

本年5月13日に参議院の本会議で、公共サービス基本法が全会一致で可決されたことは、ご案内のとおりであります。

この法律の目的は、第1条で、この法律は公共サービスが国民生活の基盤となるものであることにかんがみ、公共サービスに関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにすると

もに、公共サービスに関する施策の基本となる事項を定めることにより、公共サービスに関する施策を推進し、もって国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とするとしております。

それを受けまして、再質問をさせていただきます。

学校給食においては、事務職員、栄養教諭、調理現場と一体となって取り組む中で、今まで以上に食育の推進など、サービスを追求していくと、必然的に偽装請負とならざるを得ないと考えます。

しかし、偽装請負とならないようにすると、今度は食育など、サービスが後退をします。経費面だけを考えての民営化を追求するのか、児童・生徒に安心安全な給食を提供するために、サービスを後退させない取り組みをしていくのか、どちらを選択するのか、いま一度、行政として真剣に考えなければならないと思いますが、教育長の所見をお伺いいたします。

そして、公共サービス基本法の第11条の公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備をうたった中で、国及び地方公共団体は、安全かつ良質の公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするために、公共サービスの実施に従事するものの、適正な労働条件確保、その他の労働環境の整備に関して、必要な施策を講ずるように努めるものと明記されております。

そこで、先ほども質問いたしましたように、仕様書の中で、食材は宿毛市が購入することになっております。受託業者は、ボランティアではなく、営利を目的といたしておりまして、どこでもうけるかといえば、労働者をいかにして安い単価で雇用するかであります。

そこで、仕様書において、雇用人員、雇用日数等の雇用条件、並びに労働条件はどのようになっているのか、この点についてお伺いをいた

します。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、松浦議員の再質問にお答えをいたします。

農家所得の関係でございますけれども、平均で9万2,000円だということで、農家の所得向上につながっていないではないかという質問でございます。

先ほども説明もいたしました、すぐにたくさんさんの所得が得られるとは、私も思っておりませんし、また、経費を差し引いた後の所得についても、個々の農家の経費削減の努力にもよりますが、10アール当たり約6万から8万程度の所得であることも、初めから農家もわかった上での取り組みというふうなことであるというふうに、私は思っております。

その9万2,000円ぐらいでは、なかなか生活の、ちょっと控除ということにはならないというふうなことは、私も認識しておるわけでございます。

また、うまくいった形で所得をふやしていただきたいなというふうな希望は持っております。

それから、栽培農家の戸数が、計画は20戸であったが、実績は11戸というふうなことでございます。

これ、先ほど、作付面積が減った原因について説明したと同じことでございまして、多くの方が種芋を保管しているときに、芋が腐って作付できなかったことから、せっかく作付しても、肥料不足とか、雑草に負けるとかいうふうなことで、収穫ができなかったことから、出荷した農家数も減少しまして、作付面積も減少してきたということのようでございます。

それから、今年度以降、安定して栽培をして、継続して供給できるかというふうなことでございます。ほとんどが種芋を腐らしたということがございますので、やはりこの種芋の腐りにつ

きましては、保管の仕方が悪かったんだろうという原因がわかりますから、その腐りがなかった農家と、同じようなことをやっていけば腐りがなくなるだろうというふうなことを思っております。

また、栽培技術の向上につきましては、いも生産組合で、県の農業振興センターの協力も受けながら、学習会とか、ほ場での指導を行うというふうなことをしまして、安定した栽培による芋の供給を行っていただきたいと、このように考えております。

また、市としましても、大変厳しい農業情勢でございます。いろいろな、芋ばかりじゃないわけでございますから、緊急雇用創出事業で、営農指導員1名を雇用いたしまして、産業振興課に配置をして、有利作物の推進であるとか、栽培技術の向上などによる農業所得の向上とか、経営の安定を図っていききたいと、こんなに考えております。

昨年度の実績を踏まえての作付状況でございます。これは産業振興課長の方から答えさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（頼田達彦君） 産業振興課長、4番、松浦議員の再質問にお答えいたします。

昨年度の実績を踏まえて、作付状況並びに現状はどうなったかとの質問でございますけれども、昨年11月の「広報すくも」で募集したところ、20名の応募があり、組合員は現在40名と聞いております。

この方々に、種芋を組合の方から配りましたけれども、先ほど、市長も言いましたように、新たな加入者の方々が、ことしもやっぱり種芋の保管方法がちょっとまずかったのか、腐らせて、作付できなかったことがあるそうです。

それから、一部は、昨年度と同じながですが、肥料不足、雑草と、それから水の管理等も

ありました。また、ことし新たにイノシシの被害に遭われて、収穫できなかったという圃場もあるように聞いております。

ことし、まだ収穫途中で、数量については、はっきり把握はしてないがですけれども、24戸で約540アールの作付をしていると。それから、収穫状況については、11月20日ごろまでの状況でありますけれども、約60トンの収穫状況であると聞いております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、松浦議員の再質問にお答えをいたします。

再質問の内容は、民間委託をすることによって、児童・生徒に安全安心な給食が確保できるか。それから、サービスを後退させない取り組みができるか。それから、仕様書に雇用日数等の労働条件が書かれているかというようなご質問であったと思いますけれども。

まず、私の方からも、これまでも申し上げてまいりましたように、調理業務を民間委託することによって、食の安全を脅かされたり、サービスを後退させるものではないと考えておりますし、それから、偽装請負のことにつきましては、直接、調理師に指揮命令することは、法に抵触しますけれども、責任者を通して協議をすることは可能ということでございますので、そういうふうな対応をしてまいりたいと思っております。

それから、民間事業者の調理師さんの方々も、調理師としてのプライドをしっかり持ってございまして、食の安全はもとよりも、常に努力をしまして、研究をすることで、子どもたちにおいしい給食の提供ができるものと考えております。

現在、調理部門を民間委託で実施をしている他地域の関係者からも、しっかりと給食活動はできているという話をお聞きをしております。

す。

民間委託をしても、これまでどおり、子どもたちに安全安心した給食をとり、食育教育を充実したものにしていけるものと考えております。

次に、委託業者が雇用する調理師等の雇用条件とか、労働条件につきましては、委託事業者が規定をするものでありますから、教育委員会が条件等を定めて、強制をすることはできないと考えております。

したがって、仕様書には明記をしておりますけれども、仕様書には給食日数としては、195日程度、業務時間は午前8時から午後4時45分までとしております。

なお、当然のことでありますけれども、委託に当たりましては、事業者として労働関係法規等を遵守すべきことは、強く要請をしております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） この際、暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時37分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 産業振興の関係で、種芋の保管言いますか、そこあたりが十分でなかったということで、主な原因がそういう、減ったということではありますが。

市長、最初の答弁の中で、いろいろ、今日まで研究をしてきたと。芋の作付に当たって研究をしてきたという答弁でありますけれども、やはり、私、土が一番であるという部分を申し上げましたし、そしてまあ、芋を植えるのに、やっぱり種芋の保管、これも基本的な部分ではないのかなという思いがいたします。

そういった面で、2年続けて種芋の保管の部分について、十分でなかったというような部分が、どうしても私自身としても理解する言いますか、難しい部分であります。

そこあたりは、農家にも、宿毛市の産業振興を図っていくという観点での、宿毛市としての取り組みでございますので、いも生産組合とも十分連携をとって、対応していただきたいというふうに思います。

これについては、もう既にこの20年度、21年度については、20年度の分については、既に終わっておりますし、21年度ももう既に作付も終わっておるということでございますので、ぜひ、これからの1つの大きな課題として、そこらあたり、農家に対する指導言いますか、営農に関係をして、対応をしていただくよう、強く要請をするところでございます。

それで、仕様書での、給食問題ですけれども、雇用人員とか、そこらあたり、総枠は195日という、調理実日数は195日ということですが、雇用人員とか、雇用日数、ここらあたりも全然、教育委員会としては、大体、こればあ雇用しましょう、これぐらいの人数を雇用しましょう。これ、1年365日のうちに、給食を必要としない日、大体200日ぐらいが給食をしない日だろうと思っておりますけれども。そこらあたりも勘案して、何日ごろ。夏休みとか、土日のけたら。200日じゃないか、195日やったら、150日か。

済みません、訂正します。150日ぐらいですね。そこらあたりも含めて、雇用日数を策定をされてないのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、松浦議員の再々質問にお答えをいたします。

雇用の日数につきましては、給食実施がおおよそ、大体でありますけれども、195日ぐらい

となっておりますので、その中で事業者の方で、どれぐらい雇用するかについては考えてもらって、プレゼンテーションをしていただくと。

その中で、選考委員会の中で判断をして決めていくと、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 今、決めてないということですけど。

そしたら、総額ですね、50パーセント減になるという予想をされて、今の人件費に比べると50パーセント下がるということですけども。

おおよそ、私の試算した、自分なりに試算した数字があるわけですが、そこあたりについては、調理部門、今度受託しようとする3業者があるということですが、そこあたりとヒアリングする上で、総額、これぐらいのところは、教育委員会としては考えておるというような部分はないですか。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 松浦議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほどから申しておりますように、日数、雇用日数であるとか、それから人員につきましては、事業者の方から提案をしていただき、その中で、委員でプレゼンテーションを受けて選定をしていくという、こういうことになっておりました、教育委員会の方で、仕様書の中で、それを規定はしておりません。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） そういう面で、いったら公表はできないということがかまわんがやね。

それで、ここに募集要項があるわけですが、ヒアリングの実施を11月下旬を予定と。実施場所を含め、対象事業者に後日連絡と。実

施時間を30分、プレゼンテーションを15分と、質疑15分ぐらいということで募集要項あるわけですが、

これぐらいの時間で、この大事な問題を業者から提案を受けて、質疑応答して対応するというのが、実質的に慎重な審議が、審査いきますか、そこらあたりできるかどうか、大変疑問に感じるとこなんです。

ぜひ、そこらあたりもお教えいただければ、お願いします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 松浦議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどから申しておりますように、仕様書の中には、記載してないということで、秘密にしておるといふことではございません。

それは記載しておらないといふことは、事業者の方から提案をしていただき、その中で選定をしていくと、こういうことでございます。

それから、その15分、30分の時間のことでありますけれども、事業者の方から書類が届いておりますので、それも審査をして、十分、15分という時間は、業務内容、思いとか、その給食活動に取り組む情熱だとかいふことを聞ける時間としては、そんなに短い時間ではないと思っております。

それから15分程度質問をしていく。その中で、やる気、どれだけのやる気があるか。それから、衛生はどれだけ担保できるか。それから、食育はどのように確保できるかといふことを、みんなで話し合った結果、これは可能であるといふことで決めてまいっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 最後の質問に、市長に1回させていただきたいと思っております。

宿毛市は、市民に対して現行サービスの後退

はさせないと説明しております。

そして、本年の第1回定例会においても、同僚の中川議員への答弁の中で、市の業務を外部委託する場合の基本的な考えといたしましては、行政のサービスの水準を低下させることなく、適正な価格で行政サービスを市民に提供することが重要であると述べられております。

私といたしましては、るる、今日、教育長の方からも食育は保障しますというような部分、そしてまた、指揮命令についてもはっきりとさせていくというような答弁をいただきましたけれども、この問題について、まだまだ課題があるのではないかというふうに思います。

どうしても、私としても、食育の推進とか、食の安全安心を担保していく。そしてまた、そのことにより、現行のサービスを担保できるのかどうか、本当に不安でありますし、委託労働者の労働環境の問題も含めて、大変心配をいたしております。

行政改革プランに明記されておるからとの理由で、安上がりの給食行政は再考すべきではないかというふうに考えますが、市長として、今回の計画を一たん白紙にして、十分な精査を行う必要があると考えますけれども、市長としてはどのようにお考えか、所見をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、松浦議員の再質問にお答えをいたします。

まず、最初に、産業振興の関係で、芋の関係です。

これ、先ほどの説明を言いましたように、新しくした人もおります。そんなことで、来年度につきましては、種芋の腐りとか、栽培管理などについて、先ほど申しました県の農業振興センターであるとか、営農指導員を配置して、バックアップしてまいります。

それから、今、教育センターの調理部門を民間に委託することでお話がありました。

私は、給食センターの調理部門を民間に委託することが、食育を後退させ、サービスの低下を招くものとは考えておりません。

また、議員がおっしゃるような、安上がりな学校給食を目指して民間委託をするものでもございません。限られた財源を、いかに効率的、効果的に活用していくかを、常にやっぱり考えていくのが、私に課せられた使命でもございます。

そのことが、結果的に市民にとっては有益なことであるとも考えておりますし、委託後においても、子どもたちに安心安全な給食を提供していただけるものと考えています。

したがって、本件は、十分な検討を重ねた結果でございまして、白紙に戻す考えはございませんということを申し上げておきます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時00分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 2番、通告に従いまして、一般質問をいたします。

初めに、宿毛市立墓地公園について、質問をいたします。

この墓地公園は、昭和60年7月12日条例第19号 宿毛市立墓地公園条例、昭和60年7月12日規則第13号 宿毛市立墓地公園条例施行規則で規定をされている墓地公園であります。

この墓地公園は、昭和61年に第1工区27

2区画を、平成11年に第2工区36区画を、平成13年に第3工区80区画を、平成17年に第4工区37区画を、平成18年に第5工区58区画を、すべてで483区画ありますが、すべて完売をしております。

しかし、まだまだ墓碑を立てていない区画も多くあります。中には、先行的に購入されている部分もあるかもしれませんが、雑草が多く茂っていて、周囲に迷惑をかけている区画が多く見受けられますが、この宿毛市立墓地公園条例使用者の管理義務第10条1項では、墓地の利用者は墓地公園を常に清浄に維持しなければならないとありますが、この荒れている区画に対して、市としては、どのような対応をしているのかお伺いをいたします。

次に、ウォーキングコースの整備について、質問をいたします。

厚生労働省発表の平成19年国民健康栄養調査の概要によると、40歳から74歳でメタボリックシンドロームが強く疑われる人は約1,070万人、その予備軍に該当する人は約940万人でした。

今後の生活習慣病対策の推進については、「1に運動、2に食事、しっかり禁煙、最後に薬」の標語のもと、身体活動、運動施策についても、より一層の推進が望まれております。

簡単で、手軽で、すぐに始められて、年齢に関係なくできる運動、ウォーキングを通しての健康づくりが注目されています。

ウォーキングの効果は、心肺機能を高め、心臓の負担を軽減する。内臓脂肪を燃焼し、生活習慣病の予防になる。全身の筋肉を鍛え、転倒予防になる。毛細血管を活発にし、血液の循環がよくなる。善玉コレステロールをふやし、動脈硬化を予防する。脳を刺激し、認知症予防になる。着地のときの骨への刺激で、骨粗しょう予防にもなる。自律神経のバランスをよくし、

生活のリズムにメリハリができる。達成感や爽快感が味わえ、気分もよく、ストレス解消にもなる。多くの効果があります。

幡多地区健康づくり審議協議会では、平成20年度に、「だれでも気軽に歩けるコース」を選定した健康ウォーキングマップを作成しております。

本市においても、宿毛文教センターをスタートし、二ノ宮を經由し、文殊橋を渡り、和田側の堤防を通り、河戸堰の橋を渡り、宿毛文教センターに帰る約4キロのコースが、心地よい松田川の風を受けてのウォーキングコースとして選定されたコースであります。

本市でも、10月18日に松田川いきいきウォークを実施いたしました。

当日は、正しいウォーキング方法の実技指導も行われ、約65名の方々が参加をされました。

近年の健康ブームの中、だれもが気軽にできるスポーツがウォーキングであり、人気もあるようです。

市内のあちらこちらで、朝に夕にウォーキングをしている方々を多く見受けられます。このウォーキングコースの和田側の堤防ですが、夜になると街灯もなく、すごく暗くなります。また、冬のいまだきでしたら、夕方5時を過ぎると、あたりは真っ暗になってしまいます。

また、中学生、高校生の通学の近道にもなっています。

このような状況を踏まえまして、和田側の堤防に街灯の設置をしていただきたいと考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

最後に、着ぐるみの制作について、質問をいたします。

平成21年3月22日、第1回宿毛花へんろマラソンが実施をされました。そのときに、イメージキャラクターとして、「はなちゃん」が誕生いたします。

マラソンなどに参加された方々に対しては、参加賞として「はなちゃん」のTシャツが配られましたし、完走された方々には、「はなちゃん」のバスタオルが配られました。

そして、平成22年3月21日に開催予定の第2回宿毛花へんろマラソンのポスターでは、菜の花畑のコースを走っている「はなちゃん」を見ることができます。

そして、最近では、宿毛市推奨品制度により、認定された商品に対しては、「はなちゃん」のラベルが張られていますし、また、すくも湾漁業協同組合が運営をしています、きび工場のトラックには、「はなちゃん」のステッカーを張っているトラックが、市内はもとより市外まで、荷物を積んで走っています。

この現状を見ると、本市として、「はなちゃん」の着ぐるみをつくってみてはどうかと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡崎利久議員の一般質問にお答えをいたします。

市立墓地公園の荒れた区画への対応ということでございます。墓地の使用につきましては、市立墓地公園条例第10条で、墓地の使用者は使用墓地を常に清浄に維持しなければならないとなっています。

本来なら、使用者が責任を持って管理していただくのが一番よい先祖供養にもなるものと思われているわけでございます。

管理されていないものについての個々の事情に立ち入ることは、なかなかできませんが、条例にあるとおり、使用者が責任を持って、維持管理すべきものと考えております。

しかし、隣地の使用者より苦情等があるのであれば、市としましても、使用者に対して、何らかの通知をしまして、条例上でこうなっ

すというふうなことも示しまして、指導をしていかなきゃならないというふうに思っております。

個人所有にかからない通路、溝、トイレ等につきましては、現在、1名の市民と、清掃業務委託を結びまして、草引きとかごみ処理等の維持管理を、月に4回程度実施しているのが実情でございます。

次に、ウォーキングコースの整備でございますが、岡崎利久議員の方から、今、るるウォーキングについての効用をうたっていただいたところでございまして、非常に市民の方々も、夜歩いたり、昼歩いたりしておられるのは、私も承知をしているところでございますし、また、健康指向ということで、病気にかからないというふうな予防の活動の中でも、このウォーキングというのは、1つの、非常にすばらしい効用があるというふうに、私も思っているわけでございます。

このついででございます。ついでで申し上げますが、非常に語弊があるかもしれませんが、本市でも開催をされておりますウォーキングがございまして、ことしは10月に松田川いきいきウォーク、それから沖の島アドベンチャーランのウォーキングを開催しております。それぞれ65名と44名の方が参加をされております。

また、来月の17日には、1月17日でございますが、愛媛県の40番札所、観自在寺から松尾峠を経まして、当市39番の延光寺まで歩く花へんろウォークが開催する予定になっております。

昨年度は28キロメートルと7.6キロメートルのコースに分かれまして、それぞれのコース定員30名で開催されましたが、市内住民の応募も多くて、また市外からの問い合わせもございまして、今年度、来月の17日でございますが、これを対象を市内限定から市外にも広げ

まして、定員数を150名にふやしているところでございます。

このように、ウォーキング人口の増加は年々されておるわけでございます。ウォーキングする時間帯につきましても、昼間、仕事をされている方には、夜ウォーキングをされているというふうなことでございます。

質問にあります和田側の堤防でございます。文殊橋から宿毛大橋までが、花へんろマラソンのコースの一部にもなっております。昨年度、舗装されましたが、街灯は設置していませんので、夜間は、これは当然、暗いところでございます。

まずこの堤防でございますが、県の幡多土木事務所が管理しておるところでございまして、堤防に構造物をつくることは、決壊等のおそれがあることから、制約がございまして。

現在、桜を植えておりますが、これは、桜は堤防の断面の外に盛り土をして、植栽をされておるところでございまして。

街灯の設置でございますが、現在、宿毛市には、まだ運動公園そのものにも十分な夜の照明がございません。いろいろなところでの、例えば通学路であるとか、和田の、本当の和田の本道の方についても、すべてが街灯も設置されていないという状況もございまして、街灯設置につきましては、いろいろな市内の優先順位も勘案しながら、この設置については、考慮していかなきゃいけないというふうに思います。

現在、この和田側の堤防に、今すぐということには、なかなか優先順位としてできない状況でございますことをご理解も願いたいと思っております。

ぜひ、夜のウォーキングにつきましては、安全のこともございます。堤防の上は、また川の方に落ちたらいけないというふうな危険性もございまして、明るいところを選んで、夜のコ

ースについては、歩いていただければありがたいかなと。

それからまた、懐中電灯、夜でございますから、懐中電灯を持ってのお出かけをしていただければありがたいかなということでございます。

財政的にも許すのであれば、通学路にまず街灯を設置していかなきゃいけない。そしてまた、こういった市民の健康のために尽くせるものであれば、そちらにも照明等をしていかなきゃいけない。

ただ、堤防については、非常に制約あるということをおわかり願いたいと思います。

私の1つの案としては、今、堤防に、もうそろそろ桜が咲くんじゃないかと思いますが、あれにイルミネーションみたいな形で、夜何時間かやっていくような案も、1つの観光策としてあるのかなということは、少し思っているところでございます。

次に、着ぐるみの制作でございます。非常に、あちこちで着ぐるみとして、マスコットの着ぐるみがあちこちであります。

「はなちゃん」という、我々としては、キャラクターは、第1回の宿毛花へんろマラソン開催にあたり、デザインしたものでございます。

先ほど、岡崎利久議員からも、いろいろな面で着ぐるみの効用もご指摘もありました。我々としましても、ポスター等、いろいろな面でマラソン大会のピーアールの一端を担っていただいた「はなちゃん」でございます。

ランナーからも、大変かわいいということで、多数、声をいただいております。中には、「はなちゃん」の仮装をして、他の、ほかの大会で走ってピーアールをしていただいたという方もございます。

それから、来年3月21日開催の第2回大会におきましても、「はなちゃん」の入ったポスターとパンフレットを制作しまして、現在、ラ

ンナーの募集を行っているところでございます。

このマラソン大会のことも、少し述べさせていただきますと、12月2日現在で、フルマラソンに331名、5キロ、3キロを合わせますと、昨年の同時期をやや上回る365名の申し込みをいただいております。

なおこれ、ポスターにちょっと間に合わなかったんですが、来年の3月21日開催でございます、早稲田大学卒業で、雑誌「ランナー」なんかにも出て、市民ランナーのちょっと指導なんかもしていただいている金 哲彦氏が当地に来てくれることになりました。

このポスターの中に、金 哲彦さんが来るということになると、非常に集客力がある方だというふうに、私も聞いておりますので、できればその金 哲彦さんが来るということ、これからちょっと売りに出していこうかなというふうなことを思っております。

金さんは、話しましたら、前日に来ていただいて、いろんな走る、ランニング指導をしていただいたり、調子がよければ、自分も走ってみようかというふうなこともおっしゃっております。調子がよければでございますから、必ず走るということではございません。

そんなことで、フルマラソンの、今、募集を行っているところでございます。

今後も、マラソンのキャラクターはもとよりでございます。宿毛市推奨品制度の認定品へのラベルのように、宿毛市をピーアールするキャラクターに成長できればというふうなことを考えておるわけでございます。

さて、「はなちゃん」の着ぐるみの制作をしてはどうかということでございます。着ぐるみへ入るのは、大変重労働でございますけど、せっかくの議員のご指摘、ご提案でございます。

先日、実は大相撲宿毛場所実行委員会から、大相撲の剰余金の一部を、当市のスポーツ振興

にということでご寄附をいただいております。関係者の皆様に、大変、感謝をしているところでございます。

着ぐるみは、形に残る、ポスターだけじゃなく、形に残るということだけではなくて、これから、例えばスポーツ振興とか、スポーツ大会での出迎えとか、例えば港の客船の出迎えにも使えるのではないとか、宿毛市内の各イベント等にも使って、さまざまな機会をとらえたピーアール事業に、効果的に活用できるのではないかというふうなことも考えてはおります。

この件につきましては、宿毛花へんろマラソン大会実行委員会の皆様にも、少しおはかりをしまして、ご同意がいただければ、前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 2番、再質問をいたします。

まず、宿毛市立墓地公園についてですが、今、いろいろと説明を受けました。

確かに、個人がもう使用されている土地なので、なかなか言うのは難しいのかなというところはありますけれども、第三者が見たときに、やっぱり荒れてるところ等を見ますと、市の方がある程度、指導等をしなければならぬのかなとは、個人的には思っているところでございます。

それで、この墓地公園の第一工区については、先ほども申しましたが、昭和61年に販売をしていて、現在で23年の年月が経過をしているわけです。

23年経過していて、まだ墓碑が立っていない区画に対して、家族が知らないこともあるかもしれません。また、そのまま放置されている事態も考えられます。

市は、現在、完売していて、墓碑の立ってい

ない使用者に対して、連絡をとって、継承者などを明確にし、指導すべきではないかと思えますけれども、再度、市長の考えをお聞きいたします。

また、宿毛市立墓地公園は、現在、483区画すべて完売をしているわけですが、まだまだ墓碑を立てていない区画もあると思えますが、墓碑の整備状況などがわかればお聞きいたしたいと思えます。

次に、ウォーキングコースの整備について、和田側の堤防沿いに、街灯をつけていただきたいというような質問をさせていただきましたけれども、先ほど、市長の方から詳しい説明を、いろいろ受けました。確かに、何事も優先順位がありますので、優先順位どおりにさせていただいて、その上で、最終的に和田側の堤防の方に街灯をつけていただくように検討を、今後していただければ、それでいいのかなと思っておりますので、どうぞその点、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

最後に、着ぐるみの制作についてですが、先ほど、るる市長より説明等いただきました。最終的には、実行委員会の方で決をとって、つくるかつくらないかの判断をいたしたいということですので、ここは実行委員会を開いてみて、話し合いをしてみなければ、着ぐるみが制作されるかどうかというのはわからないことですので、この点の答弁はないんですけれども。

つくることに対するメリットは、先ほど、市長が言われたとおり、いろいろあると思えます。それで、今後、このイメージキャラクターの「はなちゃん」が活躍をされますと、宿毛市イコール「はなちゃん」というような図式ができてきて、小さい子から大きな人、お年寄りまで親しんでいただけますキャラクターになると、私自身思いますので、ぜひ制作していただけるように、行政としてもご尽力願いたいと思いま

す。

以上で、2回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡崎利久議員の質問にお答えをいたします。

市の墓地公園でございます。現在でも、墓碑が設置されていない区画は、全体の26パーセントでございます。

現在では、いろいろなご家庭、それぞれの事情があろうかと思えます。いまだに設置ない状況の区画使用者もあられると思えますし、これ、亡くなった方が入る墓地でございますから、お亡くなりになった方がいないところもあろうかと思えます。

設置するかしないかは別としまして、やはり古い区画等も含めまして、使用者、そしてまた継承者等を明確にして、指導をしていく上からも、今後、使用者等に対しまして、連絡をとるような作業を進めてまいりたいと、このように考えております。

整備状況につきましては、恐れ入りますが、環境課長の方から説明をさせていただきます。

それから、街灯の整備状況につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。市内全域、本当に通学路、暗いところについて、まだまだ設置しなきゃいけないところがたくさんございますし、また、四電さんからも、毎年、寄附をいただいておりますけれども、それでもまだまだ追いつかない状況のところもございます。

そういったところを総合的に勘案させていただいて、街灯の整備を今後も進めてまいりたいというふうに思います。

それから、着ぐるみ、前向きに検討はさせていただきたいと思えます。費用対効果の面が結構あります。これは、効果はたくさん、私はあると思えますが、非常に、議員のご質問の通告

をいただいてから、かかる費用をちょっと調べましたところ、非常に高いというのがございまして、中に、先ほど申し上げましたように、中に着ぐるみで入っていただく方が、そのままの着ぐるみだと、非常に蒸し暑い。体力を非常に消耗するというのがございまして、熱中症みたいになって倒れるというような方もございます。

だから、着ぐるみの中に入って、少し換気とかをよくするとか、そういったようなものにしますと、ちょっとというか、大分、費用がかかります。

いろんなところで、費用の面についても、一面的な調べ方ではなく、ちょっとこう、あちこち聞いてみたりして、またその費用がどれくらいかかるか、そういったものも示しながら、実行委員会の方にはかかっていきたいなど、このように考えています。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（岩本克記君） 環境課長、2番、岡崎利久議員の再質問にお答えいたします。

墓地公園の墓碑の整備状況のご質問でございますが、この墓地公園は、議員さんのご質問の中でも言われましたように、昭和61年、初年度、第1工区といたしまして272区画を整備し、230区画に墓碑が立てられており、85パーセントの整備率になっております。

その後、13年経過した平成11年には、第2工区といたしまして、36区画で21区画に墓碑が立てられ、56パーセントの整備を初め、平成13年には第3工区として、80区画で60区画の整備で、75パーセントとなっております。

また、近年には、平成17年度の第4工区は37区画で、19区画の整備で51パーセントと、最終年度、平成18年第5工区では、58

区画で30区画に立てられ、52パーセントとなっております。

全体では483区画のうち、359区画に墓碑が立てられ、全体の74パーセント、約4分の3が整備、設置されております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） どうも詳しい説明、ありがとうございます。

最後に、宿毛市立墓地公園についてですけれども、墓碑が立っていない区画に対しては、使用者、継承者に対して、連絡をしていただくとの答弁はいただいておりますので、多少、事務的な面等、忙しくなることがあるかと思っておりますけれども、きちんと使用者、もしくは継承者を明確にして、市の方に帳簿等を残していただいて、今後、連絡していただくようお願いをしていたきたいと思います。

以上で、一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） この際、15分間休憩いたします。

午後 1時28分 休憩

午後 1時45分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 皆さん、こんにちは。6番、一般質問を行います。

先に質問されました松浦議員の質問と、一部重複する点もありますが、もう少し踏み込んだ答弁をいただきたいので、あえて同様の質問をさせていただきますことをお許し願いたいと思います。

初めに、産業振興について、お聞きいたします。

最近の雇用失業情勢は、依然として厳しい状況であります。9月の四万十公共職業安定所のデータを見ると、有効求人倍率は0.39であり、2,278人の働きたい人に対して、888人の募集といった状況であります。

ちなみに、その中で就職ができた件数は131件であります。

要するに、2,278人が職を求めて四万十市の職安に行き、就職できた数は131件ということです。

この数字を見てもわかるように、この宿毛市を取り巻く雇用情勢は、大変厳しく、特に子どもを育て、親を支えている現役世代の人々が苦しんでいる状況が見受けられます。

午前中に、市長は雇用問題をとらえた答弁の中で、職種を選ばなければ仕事はあると思う。農業や漁業の一本釣りなどの、後継者がいないところに雇ってもらえればよいのではないかとといったようなお話がありましたが、漁業の現状は、親が子どもに継がさない。継がせない状況のところほとんどであります。

農業も同じだと思います。農作業機械も、船も、どちらも高額であり、借金ばかりふえ、収入は減る一方であります。実際に、嫁にパートに出てもらって、生活を支えている方々がほとんどであります。

こんな状況で、現役世代の家庭を支える程度の金額を出して、失業者を雇用できるでしょうか。私はできる状況ではないと考えております。

そんな中、行政として、産業の振興を図っていくことには、大きな意義があります。また、責任があります。

先ほどからお話に出ておりますが、高知県は尾崎知事のもと、産業振興計画を策定しました。そして、今年度を実行元年とし、その進捗状況を細かくホームページ上で公開しております。

宿毛市は、高知県全体の中に産業振興計画に、

焼酎工場や魚の加工施設、そしてナオシチの搾汁加工施設などを載せ、県の計画に沿って産業振興を行い、特に宿毛市として、産業振興計画はつくらないといったお話のようではありますが、私は、宿毛市の産業振興の現状を見た時、一つ一つの単独事業はありますが、宿毛市全体として、この町の産業をこれからどう発展させていきたいのか、全体の形、コンセプトが見えてきていません。

大変失礼な言い方かもしれませんが、何をしようとしているのか、よくわからない現状であります。

以前、一次産業を中心として、産業振興を行うべきではないかと質問した際に、市長は、優先度をつけるのは難しい。予算は限られており、どこを重点的にやるかについては、それぞれの分析も要る。今はまだ分析をしていないが、これから皆さんの協力も得て考えていくと答弁されておりました。

現在の状況は、3つ、4つの重点的にしたいものだけは見えていますが、そのことを全体の産業振興にどうつなげていくのか、また、どれだけの人々の生活を、そのことによって支えることができるのか、どれだけの雇用につながっていくのかなどが見えてきていません。

宿毛市も、全体的な産業振興計画を策定し、市民にわかりやすく示すべきではないでしょうか。そして、計画の進捗状況を、随時公開すべきと考えますが、市長のお考えをお聞きいたします。

そして、今議会の補正予算を見ると、水産振興費として、宿毛市省エネVベルト導入事業補助金74万8,000円が計上されております。

本来であれば、質疑でお伺いすべきところがありますが、今回の産業振興の質問の中に関連してまいりますので、あえてこの場でお聞きしておきたいと思っております。

この手の補助金は、先ほどの話ではありませんが、県や国からの補助に市が乗っかるもの、要するに県や国から幾らか補助がもらえるものが多い中、今回、74万8,000円の全額が一般財源、すなわち宿毛市単独の補助事業であります。

一体、どのような水産振興の目的で行う事業なのか、その内容についてお聞きをいたします。

また、10月10日に宿毛新港の交流拠点施設新築落成記念式典が行われました。そして、今議会には、名称は「すくも84マリントーミナル」、使用料は日額1万1,000円などの条例制定議案が提出されております。

この式典の市長あいさつの中で、豪華客船の寄港時に毎回、テントを設営していたが不便だった。これからはこの施設内でおもてなしを行っていききたい。そして、この施設を有効に活用して、産業振興に生かしていきたいといったお話がありました。

また、今月の広報に、1つの案として、直販市をしている方々に、月に1度集まっていたら、直販まつりをしてはどうかとも述べられておられます。

豪華客船の入港実績を見ると、昨年度は4隻、今年度については5隻の予定をしておりましたが、台風のため、2隻は入れず、3隻の入港となっております。

年数回のおもてなしのためだけに6,500万円の建物は必要ありません。この建物を建てるに当たって、2,215万円の国からの交付金があったにせよ、地方債と一般財源、要するに宿毛市のお金と宿毛市の借金で残りの4,285万円を払っております。

この施設を遊ばすことなく、有効に活用していく必要がありますが、客船入港時以外の利用について、どのような考え方を持たれておられるのか、具体的な案と実行計画について、お聞

きをいたします。

続きまして、養殖魚のブランド化と販路拡大について、水産業振興の観点から質問をいたします。

私たち産業厚生常任委員会は、7月に鹿児島県いちき串木野市と、鹿児島県長島町にて、バイオマスタウン構想及び養殖ブリのブランド化について、調査をしてまいりました。

長島町の東町漁協は、鹿児島県の最北端に位置しており、組合員数は、正組合員456名、準組合員214名、職員数は156人の漁協であります。

この漁協は、生産地の味をそのまま食卓に届けることを目標に、昭和63年に簡易加工処理施設を、平成5年には大型の処理加工施設を設置しております。

そして、トレーサビリティやHACCPの導入により、ブリ漁としてのブランドを確立し、国内はもとより、アメリカ、カナダ、EU、香港、台湾など、世界各地へ販売を手がけております。

加工施設の担当者のお話によると、140人の漁師が、年間1万4,000トン、尾数にして約250万尾のブリを育てており、その99.9パーセントが漁協に出荷され、そのうちの40パーセントが加工をしての出荷だということでありました。

また、加工された製品の20パーセントが輸出の方に回されているが、中国、EUへの輸出はごくわずかとも話されておりました。

国内の販売先は、スーパーマーケット、鮮魚量販店、外食産業であります。その中でも、メインはイオンなどのスーパーマーケットであり、イオンのスーパーマーケットの中のバックヤードで切り身にされた後に陳列され、販売されております。

また、同じイオンであっても、各店舗のバック

ヤードの能力や形態によって、魚1本丸ごとの注文もあれば、片身に加工した商品での注文もあり、店舗ごとに違った形での納品となっているようであります。

このように、東町漁協は出荷を一手に引き受けることにより、買いつけ業者への安定した供給を行い、加工施設の活用をもって、多様化するニーズにも対応しております。

ちなみに、この漁協の2,170基の生けすの漁場料は無料であります。また、加工に回った魚については、平成20年からキロ当たり30円を漁民に還元しているようであります。

そして、この加工施設の従業員は、パートも含めまして、忙しくない夏場で50人、フル稼働の年末においては150人程度になるようであり、人口1万人程度の町にとっては大変大きな雇用となっております。

私自身は、漁場の状況、生産量、生産者の技術、魚の種類豊富さなど、どれをとっても宿毛湾の方が上だと思っております。

しかし、市内業者の現実には、魚価の低迷に加えて、浜値が安定せず、浜値が一時的に上がっても、需要が少なければ仲買に出荷をしてもらえないのが今の現状であります。

いまや安定した需要、安定した価格を保持することによって、安定した経営ができるようにすることが、養殖業者の課題となっております。

現在、県の産業振興計画にのって、すくも湾漁協に整備されました加工施設は、従業員4人の手によって魚をさばいており、1,000本のブリを1時間半で加工してしまう、そういったラインを持つ東町漁協とは勝負にもなりませんし、また、養殖業者もスーパーも、この施設をメインの取引先とはいたしません。

今回、すくも湾漁協に整備した加工施設を、初めの一步とし、これから先、子や孫の代になっても、この養殖業が宿毛市を支えていく産業

の1つとして、継続されていくためにも、漁協とタイアップして、養殖魚のフィレマシーンを備えた加工施設を整備し、養殖魚のブランド化、販路の拡大に取り組んでいくおつもりはないか、市長のお考えをお聞きいたします。

続きまして、バイオマスタウン構想について、お聞きいたします。

鹿児島県いちき串木野市は、堆肥センター、発酵処理施設、焼酎かす飼料化施設、一般廃棄物利用エネルギーセンターなどの施設において、家畜排せつ物、土木建築廃材、間伐材、下水汚泥、し尿汚泥、食品廃棄物、廃食油、これは油の要らなくなったやつです。焼酎かす、稲わら、もみがらに至るまで、多様にわたってバイオマス利用をしております。

このいちき串木野市では、市が事業主体ではなく、あくまでも主体は民間といった考え方であり、施設のほとんどが民間主導で動いているようであります。

また、食品残渣を使った肥料は、何が入っているのか特定が難しく、成分が安定しないために、良質で安定した肥料ができない。だから、専業農家には使用していただけないといったお話もお伺いいたしました。

ことしの3月に好評されました宿毛市バイオマスタウン構想によると、宿毛市は、堆肥化、廃食油、木質バイオマスに取り組む。そして、そのうち堆肥化については、今年度に調査、設計を行い、来年度には施設整備、事業開始となっております。

堆肥化1つをとっても、家庭ごみの収集方法や、堆肥化に使う菌は何を使うのか、そういった問題、そして串木野市の話にも出ましたが、できた肥料の品質問題など、クリアしなくてはならないハードルがたくさんあると考えられます。

また、民間サイドでも、木質バイオマスにつ

いて、市内で勉強会を開催し、その可能性について調査をされているようであります。

宿毛市の現在のバイオマスタウン構想の進捗状況はどうなっているのか。また、民間主導でバイオマス事業を計画した場合、市としてどのようにバックアップしていくのかについて、お考えをお聞きいたします。

最後に、小中学校再編計画について、教育長にお聞きいたします。

このことについては、私自身、何度も質問を繰り返してまいりましたが、大変重要な問題であるにもかかわらず、計画どおりに進んでいませんので、再度、現在の状況、教育長のお考え方についてお聞きをいたしたいと思います。

19年11月に発表されました宿毛市小中学校再編計画によると、栄喜、小筑紫、田の浦の小学校を、平成21年度に統合、大島、宿毛、松田川、橋上の小学校を、平成24年度に統合。山奈と平田の小学校を、平成30年に統合、そして沖の島を除く市内すべての中学校を、平成27年度に統合となっております。

当初より、この計画に対しては、批判的な意見が多く聞かれる中、小学校設置条例の改正に、栄喜小学校が明記されなかったときも、大島小学校の耐震補強工事が決まった後も、教育委員会は計画の変更ではないと突き通してきました。

しかし、先月の17日に行われました宿毛市PTA連合会と、宿毛市教育行政との懇談会において、市長は、当初から中学校を1校にするのには疑問があった。そして、教育長も、計画の変更もありきの、そういった方向でのお話であったと思います。

また、11月26日には、この計画について、教育審議会も開催されたとお聞きいたしております。

そこで、現在の再編計画の進捗状況及び教育審議会での内容について、教育長にお聞きをい

たしたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中平議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に、産業振興計画について、るるお話がございました。

宿毛市としては、高知県の産業振興計画に沿った形で、振興計画を策定をしておりますので、これにのっとって実行していきたいというふうな考えを持っております。

今、高知県の産業振興計画にのっとっているのは、実は、高知県の方が計画を立てるぞといった、前から、実は我々としては考えたもの、それを少し文書化したものを、すべて高知県の方にお渡しして、この計画に載せていただいたという経緯がございます。

そういったことで、産業振興計画、知事が非常に力を入れて、その製品についても、アンテナショップを出していくというふうなことも表明をされております。

そういった知事の思い入れ、そして我々も、雇用問題も厳しい、そういった状況の中で、この産業振興計画の策定の後で、やっぱり実行を必ずしていかなきゃいけない、そういう思いでずっとおります。

その中で、じゃあ、どういうふうに行うかというふうな形でございますが、実は、この県の立てた産業振興計画の中では、地域アクションプランというのをやっております、この幡多地域のアクションプランをフォローアップする会がございます。これについては、各市町村長、それから商工会議所、そして一次産業のそれぞれの農業組合、漁業組合、それから水産関係と申しますか、川の方の漁業組合、それから森林組合というふうな方々。そしてまた、一般の方々も入っておられます。

そういった中で、幡多地域の地域アクションプランというのを、ちょっと紹介させていただきますと、各6カ市町村が全部やるものもございしますが、我々といたしましては、独自にやるものが、この地域アクションプランの中では、事業がそれぞれ項目が37項目ございます。

37項目の中で、まず、全体でやるものについては、消費者から信頼される施設園芸野菜の産地づくりという事業、そしてまた、安全安心農産物出荷システム構築による露地野菜の産地づくり、果樹の産地づくりということ。そして、幡多地域の集落営農の推進があります。

また、土佐はちきん地鶏生産流通戦略というのも入ってます。

森の工場、間伐の推進、そして県産材の利用促進、そして、宿毛独自では、大月と一緒にございしますが、宿毛湾地域環境生態系の保全活動事業。これ藻場の再生だとか、サンゴの保全にかかわるものでございます。

そして、宿毛市独自のものとしましては、にぎわいづくりを中心とした地域活性化のための魚加工施設の整備、そしてナオシチの搾汁商品加工する施設整備、環境に配慮したまちづくりのための堆肥化工場の整備、そして、これはまた幡多地域全体ですが、子ども農山村交流プロジェクト受入事業を推進していく。

また、全体でございしますが、幡多広域における滞在型・体験型観光の推進、こういったものが、我が市にかかわるものとして計上されているわけでございます。

当面、私ども、先ほど松浦議員の質問にも答えさせていただきました、焼酎工場については、先取りをした形でやっております、緒についたところでございます。

次に、今、先ほど、中平議員からもお話がありましたように、片島地域に宿毛の魚の加工場をつくっていかうということで、いわゆるイリ

コとか干物の加工場だけでなく、生身の物をやっていこうというふうなことで、組合のご協力をいただきまして、片島の、いわゆる市場が田ノ浦の方にほとんど行っております。そのあと、残ったところの片島地域の振興策も含めて、そこで魚の加工をやっていこうと。

まだ緒についたばかりで、小さい規模でございます。

それから、次に、今、ナオシチの生産組合が立ち上がっております、ナオシチの搾汁工場をつくっていこうということで、今、実施設計のような形にかかっているところでございます。

そういったメインとなるものにつきまして、実行の段階に、これから移っていくわけでございます。産業振興計画、皆様方に公表すべきであるというふうなことでもございますし、一応、幡多地域のアクションプランプログラムの中に入った形で、フォローアップをしていっているということで、今の状況を、できるだけ市民の皆様に公表する形をとっていきたいと、このように考えているところでございます。

次に、その中の一環と言っているかどうかは、ちょっとわかりませんが、燃油の高騰のことがございまして、いかにその省エネで産業振興に期することができるかということ、市として独自に調べるところがございました。

宿毛市省エネVベルト導入事業補助金について、お答えをさせていただきますと、これは、平成20年の燃料高騰を背景としまして、省エネルギー事業の一環で進めているところでございます。

燃料高騰の際に、一次産業を対象として、その影響をできるだけ軽減していきたいというふうなことを考えまして、すくも湾漁協、JA高知はた宿毛支所の協力を得まして、特に燃油使用の多い水産加工業者、施設園芸事業者を対象に、対策を検討いたしました。

検討した結果でございますが、対策の1つとして、財団法人省エネルギーセンターにより、進められている無料のエネルギー診断を、水産加工事業者、施設園芸事業者の代表の方に受診をいただきまして、その診断結果を事業者間で共有し、対応を進めてきたところでございます。

診断結果に当たりましては、省エネルギーセンターの診断員を招きまして、各事業者、漁協、農協、市職員を対象に、説明会を開催することで、さまざまな省エネ対策を提案していただき、診断結果の共有に努めたところでございまして、水産加工業者を対象としました今回の省エネVベルト導入事業は、その診断結果の1つでございます。

比較的低コスト、短期間で実施できる対策でもあることから、事業者の皆様より、この対策を取り入れ、省エネ化の取り組みを進めたいとの意向もお伺いしましたので、漁協と協議を行いまして、宿毛市、すくも湾漁協が共同で、事業者の省エネルギー対策を支援できればと考えているところでございます。

したがいまして、今議会に補正予算として、市補助金74万8,000円を計上させていただいたところでございます。

これからも、燃油の高騰対策というのは、ずっと、やっぱり、いつまた上がってくるかわからないということで、省エネということは考えていかなきゃいけない。

それから、水産加工施設についても、鮮魚をいかに長く鮮度を高めて、そのまま、少し長期に保存していけるか、そういったこともやっぱり考えていかなきゃいけないというふうに、私は思っております。

ちなみに、Vベルトというのを持ってきておりますので、ここで示してよろしいでしょうか。

こういう単純な物なんです、今、従来の物は、ここがツルツルで、Vベルトが、ファンベ

ルトを回しますね。これを、ここをギザギザに、Vの字型にギザギザにしております。中を。それで、抵抗を高めて、ロスが少ないようにするという事業でございます。

これ、ファンベルト、結構回しておりますので、省エネセンターの方で、これ、とりあえずやってみるかというふうな形で、受け入れてやっているということでございます。

次に、すくも84マリンターミナルでございます。

これまで、豪華客船の入港時とか、おもてなしはご存じのとおり、テントを設営しまして実施してきましたが、雨降りするときとか、強風時には、乗船客へ十分なおもてなしができない状況にございました。

このすくも84マリンターミナルをつくった経緯というのは、今、岸壁ができております。そしてまた、防波堤が1本できました。7半までの岸壁については、完全に、安全に利用できるということでございます。

ただ、全国の港行きますと、港には貨物が入ります。これ、今は、我々のところは船客だけでございますが、港に貨物が着くとなると、入れ物が要ります。どうしても、これの総称して上屋といいます。港の岸壁の直背後に、貨物を入れる上屋というものが、全国の重要港湾、貨物を扱うところには必ずあります。

材木をまあ、家屋の中まで入れることはなりません、穀物であるとか、食料品であるとか、いろんな貨物が出てきたときは、必ずこれ、倉庫が要るわけです。

その岸壁ができて、その直背後には、倉庫もない、受入施設もないようでは、港に船が来てくれと言っても、だれも来てくれません。

したがって、貨物を入れるための上屋を、どうしても建設する必要があったということでございます。受入施設がないところには来てくれ

ませんので、一応、この上屋というものは必要だということ。

そしてまた、先ほどの、いつもテントでお客様を迎えてたということ、そういったところを、少し多目的にやった方がいいんじゃないかということで、この84マリンターミナルを建設したということでございまして、できれば上屋、倉庫だけではなくて、人も入って、人もそこでのいろんなイベントもできる、多目的に使える、こういったものをつくった方がいいんじゃないかということで、ご承認をいただきまして、建設をしたわけでございます。

全国の港に、どこにも本当にあると思います。これは重要港湾以上、貨物を扱うところでございますけれども、あります。

この84マリンターミナルにつきましては、できれば先ほど申しましたように、いろんな目的に使っていただきたい。まだ貨物も来ておりません。貨物の、こういった貨物を収納する場所ができましたということをもって、やはり宣伝にも行かなきゃいけないというふうに、私、思っております。

ただいま港湾管理者が高知県でございますから、そんな高知県と一緒に、こういったものの活用していただきたいということ、いろんな会社に提案をしていかなきゃいけないと思っております。

そのいろいろな多目的ということでございまして、具体案としましては、来年と言いますか、来年1月に産業振興策の一環としまして、農協、漁協の各女性部などの協力を得まして、地産地消フェアと直販店の同時開催を計画中でございます。

また、地産地消、地産外消の取り組みといたしましても、直販市を運営している方々に働きかけまして、市内の特産品を集めた直販まつり等を、毎月開催できないかということで、関係

機関に呼びかける準備に取りかかっているところでございます。

社団法人宿毛市観光協会が開催する観光ピーアール活動での利用とか、特産品の販売とか、地域振興を目的とするイベントにも利用していただきたいというふうに思っております。

また、各種団体にも積極的に利用していただくよう、ピーアールをしていきますので、ほかにも何かよい提案がございましたら、ひとつ、ぜひ提案をいただきたいなというふうに思っているところでございます。

次に、養殖魚のブランド化と、販路拡大についてです。

中平議員から、いろいろ視察した結果を、るる発表もしていただきました。そういった東町の取り組みというふうなものについては、非常に参考になるというふうに思っております。

養殖業者は、魚価の低迷とか、飼料の高騰などのさまざまな要因によりまして、非常に厳しい状況にあることを、私も認識をしております。

養殖業に限らず、田ノ浦市場に水揚げされる魚も含めまして、現在の魚の流通形態は随分変化しているというふうに考えておりまして、大手スーパーと漁協による直接取引に代表されますように、消費者に届くまでの効率化とか、時間の短縮、高鮮度保持が重要視されるようになってきているところでございます。

水産物流通の変化の中でも、特に最近重要視されているのが、産地での高鮮度加工処理でございます。フィレやドレス、冷凍も含め、とれたての魚を地元で処理した1次、2次加工製品の需要が、ますますふえてくるんじゃないかなというふうに思っております。

松浦議員の質問の中でも答えさせていただきましたが、今までイリコ、干物主体の加工でございました。それを、やはりこういった、とれた魚をすぐに真空パックなどして、そこに持っ

ていける、高鮮度を維持しながら消費者のところへ持っていけるということが必要になってくると思います。

そういったインフラの整備が非常におくれております関係で、今回、市としまして、漁協に働きかけた結果、すくも湾漁協が水産加工施設を整備して、漁業者の代表として、漁協が販売先とか、値段交渉も含めた役割を果たし始めております。

これからの取り組みとしましては、加工施設の規模拡大による生産量の増産、それから新たな商品開発による販路拡大への取り組みが必要であるというふうに考えております。

先ほど、フィレやドレス冷凍と申しました。今、キビナゴのばら凍結であるとか、これから、例えばすり身をたくさんつくって、それを保存しておくとかいう形で、すり身を販売するということも、1つの手かなというふうな、いろんな皆さんのアイデアをいただきながら、地元の水産加工施設の増設に努めていきたいなというふうなことを思っているところでございます。

次に、バイオマスタウン構想の進捗状況でございます。

非常にと言いますか、おくれ気味のバイオマスタウン構想の実施でございます。

先ほど、視察に行ってこられたというお話もいただきました。

平成21年3月2日付でバイオマスタウン構想応募窓口でございます。

農林水産省の中国四国農政局へ申請をいたしました。これを、平成21年3月31日付で公表されております。

申請したのに公表されてて、それでいいのかという話はございますが、実は、これは申請をして、ここで公表されますと、それが受け取られたということになるそうでございまして、公表されておりますということです。

構想書の作成に当たりましては、市の広報とか、市のホームページにおいて意見募集を行いまして、策定段階で貴重なご意見もいただいております。現在の事業進捗状況でございますが、一部、当市でも取り組んでいるものがございます。廃食用油の利活用でございますが、燃料化に取り組んでいる宇和島市及び八幡浜市を、11月10日、11日に訪問いたしまして、収集方法、利活用方法、精製施設等を視察しています。

今回の視察を参考にしまして、宿毛市の地域性に合った、地域特性に合った取り組みとなるように検討していきたいと、このように考えております。

それから、堆肥化工場につきましては、昨年4月に土佐山村、それから7月には鹿児島県へ高温好気性細菌を使用している堆肥化工場の視察を行っているところでございます。

また、ことし7月には、産業厚生常任委員に同行しまして、焼酎かすりサイクルプラントの視察を行いまして、そこでは焼酎かすを農業用肥料とか、工場を稼働するためのバイオガスを、ボイラー燃料として変換して利用されているということをお聞きしております。

また、先ほど、中平議員の報告の中にもございました。宿毛市としましては、現段階では、超高温好気性細菌、非常に長い名前でございますが、そういった細菌、微生物を使用する施設の建設を予定してまして、現在、事業地の選定と環境影響調査を行っているところでございます。

平成22年度には、何とか施設の着工ができるように取り組んでいるところでございます。

また、民間主導のバイオマス事業についての市のバックアップでございます。これは、バイオマス事業、民間がやるか自治体がやるかということでございます。これによって、補助率が

変わるということがございますので、市と民間での負担区分をどうするかとか、検討しなきゃならない課題もございます。

いろいろ、民間の方がやっていただけるようであれば、いろんな話し合いの中で、基本的に可能な範囲で支援をしていきたいと、このように思っております。

こういうことが、ひいては産業振興にずっとつながっていく。

先ほどの魚の加工にも、あらとかわたが出来ます。それから、これからやっていただきたいと私思っているのは、シカの肉利用、それからイノシシの肉利用といったようなことも、ぜひやっていただきたい。民間主導ですね。

こういったときには、またわたが出来ます。そういったものの堆肥化工場への処分であるとか、そういったものも、ぜひ必要になってきます。いろいろな事業をするについて、その廃棄物が出る。その廃棄物を利用して、堆肥化していくというふうな、循環のサイクルをぜひつくっていききたいというのが、気持ちでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、中平議員の一般質問にお答えをいたします。

市内の小中学校の再編計画についての質問でありますけれども、平成19年11月に策定をいたしました宿毛市立小中学校再編計画の進捗状況につきましては、議員ご指摘のとおり、計画のおくれが生じているところでございます。

現在の再編計画は、教育審議会でも熱心にご議論をいただき、答申をいただいた内容をもとに、教育委員会におきまして計画を策定したものであります。

本来であれば、再編計画に従いまして、地元の説明会を実施するべきところでありましたけれども、平成19年11月に計画を公表して以

来、いろいろな機会に、議員の皆さんや地域の皆さん、保護者の皆さんから、数多くの意見を賜ってまいっているところでございます。

現在、それらのご意見をもとに、現計画どおり遂行すべきかどうか、現在の計画を基本としながらも、改めるところは改め、よりよき計画策定に向けて、見直しを行うべきではないかなど、もう一度、検討すべきではないかという考えのもとに、改めて教育審議会等のご意見をお聞きすることといたしました。

一度、教育審議会で答申をいただいたものでありますので、もう1回審議会に答申をして、その計画についての見直しをしていただきたいと、こういうことでございます。

そのため、議員からもご指摘のありましたように、去る11月26日に、学校再編に向けたご審議を再度お願いするために、教育審議会を開催いたしました。

審議会におきましては、学校の適正な配置、学校及び学級の適正な規模、統合の時期、学校施設の耐震計画について、この4項目について、審議をしていただくように、諮問をいたしました。

今年度中には、一定の結論をいただくようお願いをしたいと考えております。

11月26日の会合におきましては、審議委員会委員の10名のうち9名が、新たな委員となっておりますので、19年度の答申内容を確認し、今後の審議に当たっていただくために、事務局から現在の再編計画についてご説明を申し上げて、委員それぞれから、今後あるべき、現在の再編計画についてのご意見等をいただき、将来の宿毛市として、望ましい学校再編にどのように取り組んでいったらいいのかの意見交換をしていただきました。

その中におきましては、小学校におきましては、1学年では20名程度の児童が確保できる

学校は、存続すべきではないか。中学校においては、それぞれの専門教科の教員で、教科指導ができ、英語の先生が英語の授業をする。数学の先生が数学の授業をするということでありませう。かつ、ある程度の人数の中で切磋琢磨をして、ある程度、競争原理も働いて、部活動などの集団スポーツ活動ができる程度の学校規模が望ましいのではないかなどのご意見が出されております。

今後は、3月をめどに、3回程度審議会を開催する予定となっております。その中で出されたいろいろなご意見を整理をしていただき、改めて答申として報告をしていただきたいと思います。

また、審議会の答申とあわせて、関係機関の方々、議会等の皆さんからのご提言、ご意見を賜る中で、最終的に教育委員会として、方向づけをした上で、保護者や地域の方にご説明をし、理解をしていただきたいと思います。

先ほど、私の方から、教育審議会の委員さんの、10名中6名と言うべきを9名と発言したということですので、訂正をお願いいたします。6名が新しいメンバーであります。

以上です。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、再質問をいたします。

少し項目が長くなっていますので、1つずつ区切って、再質問を、少しお時間をいただいて、していきたいと思っております。

まず、産業振興計画についてですが、市長のお話の中で、県が、県全体を7つのブロックに分けて、地域アクションプランという形で、いろいろな意見を聞きながらやっている中で、宿毛市も、今まで話をしてきた内容も含めてお話をし、そして、今、形になっているのは、予算はまだもらえてない部分もありますが、

魚の加工であるとか、ナオシチであるとか、堆肥化工場であるとかいうお話がありました。

そこで、先ほど、少し質問の中でもお話をさせていただいたんですが、このことによって、どの程度の雇用が生まれるのかなと。

私、これ、今の雇用情勢、失業者が大変多い中、産業振興というのは、まず宿毛市で生活している現役世代の若者、子どもを育て、親の面倒を見ている人たちです。

この人たちが、宿毛市から離れることなく、宿毛市で生活していく、そういった職場が、宿毛市の市内には少な過ぎるので、こういった職場をふやしていくということが、1つの産業振興の目的だと思っていますし、少し極端な言い方をすれば、それをするのが、産業振興だと、そういうふうに私自身は理解をしております。

県の計画にのっかってやるのもいいんですが、もう少し、地元というか、僕たちの目に、それをするによって、この宿毛市がどうなっていくのか、自分の周りがどうなっていくのかというものが、余りにも見えない状況であります。

だから、また不安にもなっているのが現状であるというふうに、私は思っております。

宿毛市としましても、産業振興計画ではなくて、宿毛市振興計画というのを、平成13年につくっております。これは、平成18年に見直しを、5年後に見直しをされた分で、たしかこれが、新しく、平成23年度から新しいものになる、そういった予定になっているというふうに理解をしております。

これは平成18年ですから、既に市長の写真が載って、市長のあいさつも載っているわけですが、この振興計画の中に、水産業の関係も載っております。これが、現在の宿毛市の産業振興計画の中の水産業の部分だというふうに、私は理解をしておりますが、内容を見ると、ここで皆さんが見れる程度のことしか書いており

ません。

ちなみに、中の1つをとらえて言いますと、計画といたしまして6つあります。そのうちの1つとして、水産物、そういった宿毛湾ブランドの開発研究に努める、こう書いてあります。

ただ、ここでもうおしまいです。どういったことをして、どういうふうに努めていくのか。ブランド化していくのか、一切載ってません。

こういった内容の振興計画では、なかなかこれからの進捗状況を確認することもできないし、実際、それがうまく機能しているのかどうかというのも理解できない。だから、宿毛市の産業振興計画というものが必要ではないか、そういった観点から、今回、質問をさせていただいているところでございます。

あと、少し、せつかくですので、ご紹介をさせていただきますと、全国の各地には、産業振興計画というのを、市として持っているところがたくさんあります。

県に乗っかってやっていますよというところの方が少ないんじゃないでしょうか。当然、そういった、乗っかる部分は乗っかる部分でオーケーなんですけど、自分の町では、自分の町の振興計画をしっかりと持たれておられます。

1つ紹介をいたしますと、長崎県の五島市では、これは産業振興計画ではなくて、水産業振興計画として、あくまでも水産関係の振興計画だけです。

それで、その概要について、先日、インターネットからとろうと思って、コピーというか、印刷をしてたんですけども、もう印刷用紙がなくなって困ったぐらい、これだけ、1冊の本になるぐらいあります。

これが、水産業の振興計画です。

細かく内容を説明しておりますと、私の時間がなくなってしまいますので、細かいところは言いませんが、計画策定の背景であるとか、当

然、ブランド化についてもありますし、水産業の目指す将来像というのがあります。

この水産業の振興計画を立てるに当たっては、今後の五島市の水産業が、どういうふうに変化をしていくのか。それに対応するためにつくったというふうに、表に書かれておりました。

水産業だけに特化するつもりもありませんし、農業も当然、大切であります。

ただ、一次産業、二次産業すべて含めた中で、産業振興計画として、宿毛市が策定する、そういった義務と言いますか、そういった必要性はすごく高いんじゃないかな、そういうふうに思っております。

この五島市も、当然、養殖業が盛んな地域でありますし、中を見させていただいたら、漁協がつくったわけではないですが、大きな加工施設が載ってます。そういったのと、どういうふうに連携しながら、これから自分のところの魚を売り出していこうかということが、こと細かく示されております。

私たち宿毛湾の業者も、こういった五島市や、先ほどご紹介した東町なんかと、勝負をしていかななくてはならない状況であります。

以前は、個人個人が、業者が勝負をしていたわけですが、現在は、そういったのでは太刀打ちできない状況になってます。

先ほど、市長からお話もありましたように、どうしても流通の形態が変わってきたせいで、フィレ加工、ドレス加工ですよね、そういったことをした魚を、そういった商品を求められております。

そのためには、大きな資本も要りますし、個人個人の業者で対応できない状況であります。それで、宿毛市が加工工場をつくったというのは、目のつけどころは大変いいわけですが、どうしても規模が、余りにも違い過ぎまして、今の加工場では、なかなか難しいところがあると

思います。

先ほど、市長の方から、この加工場から、もっと大きなものにしていきたいという話もありましたので、この加工場については、そういった方向でしてくれるというふうに理解しましたので、加工場については、再質問をいたしません。この産業振興計画については、どうしても私自身が納得できませんので、市長の方から、もう一度、そういった私の思いも踏まえた上で、の答弁をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、Vベルトの導入事業の方に移らせていただきます。

このVベルトの導入事業であります。先ほど、市長の方から、Vベルト自体も見せていただきまして、簡単なことなんですというお話がありました。本当に簡単なことだと思えました。

ただ、簡単なことはいいいんですが、その簡単なことによって、どれだけの成果があるのかなと。

省エネルギーの事業といったお話がありましたが、宿毛市が出しているお金は、水産振興費の方から出ております。当然、省エネになるわけですから、そこで、自分ところの経費の節減にもなるというふうに考えるわけですが、実際、この74万8,000円ですか、これを使いまして、どれだけの費用対効果と言いますか、出ると思うんですよ、すぐに。

年間、幾ら電気代がかかっている部分の、何パーセントを削減できると。そういったふうに試算されているのか、その点についてお聞きをいたします。

また、JAと漁協と協議をして、施設園芸者と、そして僕ら、乾燥場というんですが、チリメンジャコなどの製造業の乾燥施設のみのVベルトの、今回の補助金での考え方と。

それで、今回はとりあえず水産関係の加工施設の乾燥機の、乾燥施設のベルトの交換というふうにお聞きをしたんですが。

先ほど、皆さんも見てもらってわかると思いますが、車なんかにも使っているようなベルトなんです。それで、当然、船舶にも使ってますし、ほかの業者さんなんか、プーリーを使って、動力で何かを回そうとすれば、必ずあのベルトを使っています。いろんなものにベルトを使っています。

そういったベルトにもかかわらず、なぜこの2点に絞ってのお話になったのか、この点についてお聞きをいたしたいと思います。

続きまして、84マリンターミナルについて、お聞きをいたします。

先ほど、市長のお話の中で、防波堤がやっと1本できました。それで、船には来ていただかないといけないんだけど、どうしても上屋がないので、どうせつくるなら、多目的に使えるものにしていきたい。そういった思いで、今の上屋を建てられたというお話でございました。

大変立派な上屋が建っております。ただ、荷物を入れるだけのものでは、6,500万円かかったのかなという疑問もあります。高いものをつくったからには、それだけ利用をふやしていけば、それでことは済む、そういうふうに私も理解しておりますが、今、懸念されているのは、どういった使い方をしていくのかなという計画についてであります。

2点について、市長の方から、計画案もありましたが、まず1点は、今、計画している来年度の直販市であるとか、地産地消フェア。もう1つは、広く皆さんに使っていただきたいんだよという形のお話があったと思います。

その2点目の、広く皆さんに使っていただきたいという観点から、これからあの建物、日額1万1,000円の使用料ということでありま

すが、それを含めて、どういうふうに市民、そして市外の方です。そちらの方に周知と言いますか、お知らせをして、どういうふうにご利用促進を図っていこうとされているのか、この点について、1点お聞きをしたいと思います。

そして、また私もあそこの地元と言いますか、近くに住んでおります。そういった関係もありまして、あの建物の地元の方々から、台風のとときに建物が壊れるのではないかとといった心配が、大変多く寄せられております。

予想もできないような災害時には、当然、建物壊れてしまうのは仕方がないわけですが、二、三年に一度、大型台風がやってくる。台風の通路の1つとなっているこの宿毛市であります。

あの台風時に、僕もあそこの港を近くから見たことがあるんですが、あの大きなケーソンが、台風後には動いてしまうような、そんな波が押し寄せるところであります。

第一防波堤ができて、きつとまだ大きな波が押し寄せてくるというふうに予想されますが、大変、素人が失礼な言い方かもしれませんが、あの場所に、ああいった建物を建てて、本当に大丈夫なのか。どういうふうな、350万円の設計予算も使っていますので、大丈夫という話にはなると思いますが、その点について、ちょっとしつこいようですが、台風時については、どういうふうな話し合いがあったのか、その点についてお聞きをしておきたいと思います。

先ほども言いましたが、養殖魚の加工施設については、進めていくということでもありますので、再質問はいたしません。

続きまして、バイオマスタウン構想についてであります。

市と民間、どういうふうな形でやっていくのか、負担割合あります。2分の1であるとか、3分の2であるとか。要するに、民間がやる時の方が、補助金が少ないというふうな形にな

っているわけでありますが、そういったことも含めて、話し合いをしていきたいという話であります。

大変、民間にやってもらうのは難しいことではあるとは思いますが、今後、この事業を継続していくためにも、宿毛市内に企業や民間の方々に、ぜひ中心となって、そしてその中で宿毛市がバックアップしていける、そういった体制がとれるのであれば、私としては、ベストな形になるんじゃないかなと思ってますので、そういった話し合いを、ぜひ進めていっていただきたいと思えます。

また、先ほどご紹介のありましたバイオマスタウン構想の提出者といえますか、提出は環境課ということになっております。環境課の2名の方が提出されたという形になっておりますが、実際、バイオマスのお話をしていくと、どこが窓口なのかかわからなくなります。

問い合わせ先が環境課なのか、産業振興課なのか、企画課なのか、この点について、はっきりさせておかないと、なかなか民間の方も困られるんじゃないかなというふうに思いますが、市長としてのお考え方をお聞きいたしておきたいと思えます。

そして、学校再編計画については、後ほど再質問をさせていただきますので、今までの点について、市長の方から答弁の方をいただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中平議員の再質問にお答えいたします。

産業振興計画でございます、まず。

中平議員、先ほどから、県の計画にのっとったというふうな話ですけど、これは、実は、先ほど申しましたように、これ、我々がつくったものに対して、県がそれを採用したということ

でございますので、私はもう、自分ところの産業振興計画だというふうに思っております。

宿毛市の振興計画そのものは、本当に私自身も大ざっぱ過ぎるかなというふうなことは思えます。これを見て、具体的に何するんだというのが見えないので、中平議員の質問になったかと思えます。

これは、実は私も同感でございます、まことに申しわけないことでございますけど。

それに、振興計画にのっとって、産業振興はどうしていくかとか、水産関係、農業関係どうしていくかというのが、やっぱり見えないというお話でございます。

これ、見えるような形に、我々していく努力を、ちょっと怠ったような気がいたします。これは反省して、きちんとしたものにしてまいりたいというふうに思っておりますので。

これが産業振興計画であるとか、何とかオーソライズした名前にするのかどうか、それにつきましては、今後、検討してまいって、皆様にわかりやすい、具体的なものとして、ちょっとお示しをしたいというふうに思えます。

それから、Vベルト事業でございますが、これ、電気代が年間で3万8,000円ほど効果が上がるというふうに、今聞いておまして、8社ぐらいをやっていくというふうなことで、これ、先ほど申しました、我々こういった専門家でございますので、財団法人の省エネセンター、エネルギーセンターですね。この専門の方々に見ていただいた形での結果としてやっております。

これ、私どもも、どういったら省エネになるか、油をできるだけ使わないで、業者の方が負担が少なくなるかということ、わらにもすがの思いで、こういった人たちを連れてきておりますので、一応の試算としては、そういった感じでございます。

お金を投入する以上は、費用について、効果がどれだけあるかというのを出すのは当然でございますから、この導入した後、これは試算でございますから、結果もやっぱりきちんと見なきゃいけないというふうなことは思っております。

それから、84マリンターミナルでございますが、これ、広く使っていただきたいという周知については、ホームページとか、そういった広報であるとか、そういったものを周知をしていきたいというふうに思っております。

それから、台風時に壊れるんではないかという、台風時に壊れるものをつくったんでは大変なことになりますから、設計の段階で、私、設計の段階で、中には入っておりませんが、風、いわゆる波は別に、あそこには来ないと思いますから、大きなものが、波が来るったら、もう津波ぐらいしかないと思いますけど、津波も防波堤で、ある一定は防げるかなとは思いますが。

恐らく、風ですね。風についての強度というふうに思います。この強度についても、やっぱり台風時の風の強度に対しての計算というものは、きちんとしているものだ、私は思っておりますが。

今ちょっと、資料を持ってきておりませんが、どういうふうな、風速何メートルというふうなものについては、ちょっと今、ここ手元でございます。恐らく、風に対する、壊れないものとしての、当然の計算をしているというふうに思います。

それから、バイオマスタウン構想でございます。どこが窓口かというのは、非常に、実は私もいろんなところが絡んでおまして、産業振興で出たものをどうするかと。最終的に、環境課は窓口というふうに、私は思っているわけですが、これ、検討するに当たっては、企画、環境課、それから産業振興課というふうなとこ

ろで、三者集まって、いろいろなことをやっております。

どこに問い合わせたらいいのかというふうになりますと、一応、窓口については、環境課でやっていただければというふうに思っております。

それから、民間でこの、いろんな事業をやっていただける方がいれば、これはもう幸いでございますから、そういった方に、ぜひやっていただきたいし、補助金の問題、先に申し上げましたが、これはもうお話し合いの中で、どういった形が、宿毛市のバイオマスタウンについて、非常に有利であるか、利益になるかというふうなことを検討しながらやりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、何点かについて、再質問をさせていただきます。

まず、省エネのVベルトについてですが、電気代で3万幾らかのものが安くなると、年間。それで、8社ぐらいを予定していると、する方だと思いますけど。

そうやって考えると、4万円としても、三八、二十四。四八、三十二、32万円。4万円としてですよ。

それで、2年、七十何万円ですので、2年ちょっとなのかなとか、3年ちょっとなのかなとかいうふうに思うわけですが、そういう考え方をすると、省エネじゃないというふうに言われるかもしれません。

実際、ベルト自体も幾らか高いんでしょうし、ベルトの耐用年数というの、多分、僕、自動車関係で整備士やりましたが、多分、2年程度じゃないかなと思います。使い方にもよりますので、一概には言えませんが、4年も5年ももつものではないと思います。単純な消耗品であ

ります。

その後、そのベルトを、今度、もう補助金ないわけですから、また省エネベルトにかえてもらえるのかどうかとか、いろんなことを、ちょっと思うわけですね。

そこら辺の方が、専門家の方が決めて、これやったらどうかという話だっていることなので、市長の方にこれ以上言ってもいけないとは思いますが、先ほどから言うように、産業振興計画全体も考えてくださいよと。

今回、水産業の振興計画も、全体を考えてくださいよという中で、全体を考える中で、このベルトとかというの、どこかに位置づけしてくれば、形が見えてくるんですが、突然、国も県も補助金もないものを、宿毛市が補助しますよ。単発でポンとやりますよ。内容はベルトの交換ですよといわれると、それが産業振興とか、省エネに対して、どういうふうな位置づけで、どれだけの効果があるのかなと、そういうふうに私は疑問に思いました。

また、多くの市民も、これ内容よくわからないと思うんですよ。

そういうこともありまして、産業振興計画というのは、本当に大切じゃないかなというふうに思いますし、余りにも単発的な予算というのは、逆に言えば、効果が薄いんじゃないかなというふうに思いました。

この点について、市長のお考えがあれば答弁いただきたいと思いますが、専門家が決めたとのことですので、余り深くは突っ込んでいきません。

また、バイオマスタウン構想については、窓口、環境課ということで市長の方からお話ありましたので、内容については、いろいろあるとは思いますが、一度は環境課の方で受けていただきますように、お願いをいたしておきたいと思えます。

84ターミナルについて、若干、再質問させていただきます。

この84ターミナル、今、波は来ないんじゃないかなという市長のお話でしたが、地元の方、皆さん知ってます。あそこ、波来るんですよね。

もう、どのくらい、何キロって言えないですよ。漬物石のような、こんな石が、それぞれ公園の横の道のあたりまで、海から上がってくるというのが、あそこの現状でありまして、第一防波堤ができる前の話ですので、第一防波堤ができたなら、若干変わってきているとは、当然思うわけですが、波上がります。それから、県道を走っている車に対して、雨のように、雨も降ってないのに波が上から降ってきます。それがあそこの現状であります。

そういった中で、塩害等も大変懸念されるんですが、そういったのを含めて、もう少し慎重に、対応策。もう家はできたわけですから、できたものを守るような、そういった対応策というのを、何か考えてとっていくべきだと思いますが、この点について、市長に再度、質問をいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中平議員の再質問にお答えします。

ちょっと訂正がございますので、恐れ入りますが。

先ほどの省エネVベルトの導入事業でございますが、先ほど、何万ぐらい言いましたけれども、失礼しました。今、確認しますと、年間35万程度の電気料金の削減が見込まれるということでございますので、訂正をさせていただきます。

使う規模等でいろいろと、また少しずつは変動あるかと思いますが、そういう試算でございますので、訂正させていただきます。

それから、次も換えてもらうのかというふう

な話の中ですけど、恐らくもう、次というのは、これを定着させれば、ご自分でやっていただきたいというふうな形になろうかと思えます。

先ほどの総合的な観点の中でということですので、我々、一体的に、少し集約された形で、皆さんにわかりやすい形をちょっとまとめさせていただきます。

それから、84マリンターミナルの件でございます。

これ、当然、民間の家もみんな、私も大海ですから、潮がいっぱいかぶるところにあります。

岩が、岸壁の、陸側の豆腐みたいなやつ置いておりますが、あれだってバンバンかぶって、防波堤ない場合は、それを越して中の土をえぐりつつあるというのは、私も承知しております。だから防波堤が必要な港ですということで、ずっとやってきました。

そういった形で、恐らく7半用の防波堤ができておりますので、あそこまでには恐らく来ないだろうという想定をしているわけでございます。

それから、塩害も、それは当然でございますから。塩水がかぶる、これで、塩害というより潮風があるから、余計あそこの果物はおいしいんだというふうなこともわかっておりますし。

そういった、屋根に潮がかぶるといのは、当然でございます。その件についても、恐らくされて、今、資料こっち、設計資料持ってきておりませんが、そういった対策についても、検討をしているんじゃないかろうかと思えます。

それを検討してないようだったら、これ、設計失格だというふうには私は思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、小学校の再編計画についての再質問を、1点させていただきますと思います。

る教育長の方からお話がありました。いろいろ書きとめてみたんですが、結局、単純な言い方をさせていただきます。あっ、またもう1回、最初から同じことをするのかと、こういうふうな形に思いました。

ただひとつ違うのは、1回その19年に出したことによって、いろいろな意見を述べられた方がいて、それは教育委員会にも、そして審議会のメンバーの方々にも、そして私たち議員の中にも、残っていますので、そのことを踏まえた中で、計画が進んでいくというふうな点を考えると、前回とはかなり違うわけではあります。手順から言うと、また同じことをやっていくのかなというふうに感じております。

この学校再編計画についてなんですが、私自身も、当初からたくさん問題があるというふうに考えておりましたし、この場と言いますか、一般質問を通してお話もさせてきた経過がございます。

ただ、すぐに変更するような計画を、公に、今回、公表しているわけですが、公に公表をしまして進めようとするのは、市民や、そして一番、子どもをもつ保護者にとっては、大変迷惑なこととなると思います。

例えば、実際、大島小学校の方に1年生として、新入生として入学さそうと思ってた親が、余り言うとは特定されるんですが、卒業するまでに学校がなくなるよということで、途中で転校さすのはかわいそうだからといって、よその学校に行かさせた事例もございます。

大体、宿毛市の、ちょっと悪いところと言いますと、申しわけないんですが、そういったところとして、計画を立てても、進捗状況、今、どういうふうな状況になっているのかというのを、余り広く公表してこなかった。今までですよ。公表してこなかった。

そして、またすぐに計画を、最善なものが変

わったからということで、計画を変更する。そういうところは、悪いことだというふうに、私は思っております。

以前の質問の中で、教育長には、ぶれることなく教育行政の方を行ってほしいというお願いをしたこともございますが、もし計画が変更するのであれば、今は変更するかどうか、まだ決まってないわけですが、するのであれば、もう二度と変更することのない、そういったぶれることのない計画というのを示していただきたいというのが、市民の一番の願いだと思います。

また、計画をつくりました。それで、その計画に基づいてやっていましたが、問題が出ました。今の計画は最善ではありませんでした。また、皆さんから広く意見を聞きます。これの繰り返しをされたら、もう保護者はたまりません。

そういったことも踏まえまして、今回の審議会の方を開いたということですが、教育長の方は、どういった思いで、今回の審議会を開いたのか、審議会の内容については、抽象的なことばかりでしたので、どういったことなのかはよくわかりませんが、まずもって開いた、開くというその行為に対して、教育長の思いがあると思いますので、その思いについて、教育長にお聞きをしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、中平議員の再質問にお答えをいたします。

19年に宿毛市の再編計画を策定をして、公表したわけですがけれども、その時点から、性急ではなかったか、次期尚早ではなかったか、いろいろご意見を伺いました。

我々としては、いろいろな観点から考えたつもりであります。その中で、ベストではないにしても、ベターな計画案であろうということで、広報にも説明を、お知らせを載せさせていただ

きました。

それで、取り組みを始めようとした途端に、まず、栄喜小学校、田の浦小学校の統合に入りまして、田の浦小学校の中でも、いろいろ統合については、問題点がありまして、教育委員会とも説明をする中で、何とか合意を得ることができましたし、栄喜については、何回も足を運ぶ中で、どうしても統合に対しての理解を得ませんでした。

その中で、それから大島小学校のことにつきまして、国の経済対策のことがありました。大島小学校は、第2次診断まで、耐震のをしておりますので、その事業にのっかかることができる唯一の学校でありましたので、そのことにつきまして、市長にお願いにまいりました。

今、大島小学校については、いろいろ保護者、地域の方から問題があると。もし、統合が相成らぬときについては、大変、市からも財政面で問題点があるのではないだろうかというお願いをしたところ、市長の方から、大島小学校については、統合がならなくても、地域の活性化のために、あの建物を活用できることがあるかもしれないので、そのことについては、了としようという話をいただきまして、教育委員会を開きまして、大島小学校の耐震をすることに決定をいたしました。

そのことで、大島小学校については、宿毛小学校の枠組みの中に入らないということに、皆さんに印象を与えました。

けれども、19年度の計画の中、枠組みの中には入っておるところで、なかなか急に耐震化をしたということで、教育委員会ですぐ新しい、再編計画を御破算にするということにはならなかったのであります。

そのことについては、先ほど申しましたように、教育審議会を開いて、皆さんの答申をいただいて、教育委員会で決定したものであります

ので、そのことについては、再度、皆さんの意見を聞きながら、再編計画について、全体的な見直しをする必要があるのではないか。そのことが、皆さんの理解を得て、1つの地区が反対をする中でも、議員の皆さん、それから宿毛市全体の小学校の子どもたち、中学校の子どもたちの将来のことを考える中で、これは望ましい学校再編になるのではないかというような意見がいただける。そうするためには、よりよい、皆さんに理解をしてもらえそうな計画案をつくる必要がある。

そういう思いで、再度、審議会を開かせていただきました。それが私の偽らざる心境であります。

その中で、委員さんの中では、先ほど申しましたように、具体的な審議はなされませんでした。先ほど申しましたように、19年度の計画について説明をし、その19年度の計画が、なぜそういう計画でなったかという説明をしました。そして、そのことについて、4点、5点について、今回の4項目、5項目について、皆さんに討議をしていただくという願いをしました。

その中では、小学校については20人程度、中学校については、専門の教科の先生で授業、教科活動をする。それから、部活動が成立するような学校であってほしい、こういう2点だけで話が終始しました。

これが第1回目の審議会の内容であります。

以上です。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、再質問をいたします。

審議会を開いた、そういった真意と言いますか、思いについては、教育長の方から、ただいまお伺いをいたしました。

その話の中で、審議会から出てきて、そして

できた計画ということでありまして、計画を変更するには、また審議会の方にお話をして、その中でというお話、大変理解できるんですが、1点、問題と言いますか、時間がかかりますよね。どうしても。

何かあるたんびに、また最初から。先ほど言うたように、また同じことをするのかということです。

それで、じっくり時間をかけて考えて案を出す、それが一番いいのかもしれませんが、この地域には南海地震という、そういった問題があります。

まず、この学校の再編計画も、以前、市長の方も話されておりましたが、この南海地震というのが、1つのキーポイントになっていると思っております。

そういった意味で、現在、計画が、計画どおりに既に進んでない部分がたくさんあります。おくれてます。そういったことで、結局、子どもたちが耐震化されていない校舎で授業を受けているというのが、今の現状でありますし、保護者にとっては、いつまでたっても、学校の耐震化が行われないのかなという。自分の学校は行われないのかなといった、そういった心配と、そういった疑問があります。

ここに19年に作成された計画がありますが、この中で、1つ、それぞれ大切なことなんですが、1点だけを見ると、宿毛小学校の耐震問題があります。

宿毛小学校は、大変古くて、老朽化していて、耐震補強がもうできませんよと。もう建てかえるしかありませんというのが、執行部の一貫した答弁だったと思います。

そういった中で、統廃合が決まって、それが進まない、宿毛小学校の耐震補強、または建てかえというのはできないんですよね。またはというか、建てかえしかありませんので、でき

ない。

そういった中で、平成24年には、統合できて、学校もできる予定だった宿毛小学校が、これからどのようにしていくのかというのが、1つ大きな問題になってくると思いますが、その点について、教育長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 再質問にお答えをいたします。

宿毛小学校の耐震化についてでありますけれども、中平議員がご指摘があったとおり、一番古い昭和34年ごろに建てられた学校です。

それで、宿毛小学校については、耐震補強がかなわぬ、基準をクリアできない学校になっております。

そのことについては、十分承知をしております。

それから、すべての小中学校の子どもの安全を確保するためには、宿毛の再編計画とともに、その耐震補強の計画も、同時に考えていかなければならない。このことについても、教育審議会の中で、今、討議をしていることでございます。

目安といたしましては、今年の3月には、審議会からの答申をいただいて、それから教育委員会で話をし、議員の皆さんにもご相談をいたし、それから地域の区長さんや、それからPTAの代表の方、そんな方にも相談をしていただきながら、できるだけ早い、今年の4月、5月ごろには性急でなく、よく考えて、皆さんの意見を賜りながら、みんなに支えてもらえるような、地域に行っても、議会でも後押しをしていただけるような計画をしっかりとって、今回のような、ブレのない計画案にしたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 何度も計画を見直すということは、最善の計画をつくるということに大切かもしれませんが、行き当たりばったりの計画にならないようにしていただきますことを強くお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（寺田公一君） おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時20分 延会

平成21年
第4回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第7日（平成21年12月8日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（15名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
14番 中川貢君	15番 西村六男君
16番 岡崎求君	

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

13番 山本幸雄君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長 小島美喜子君
議事係長 岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 岡本公文君
企画課長 岡崎匡介君
総務課長 弘瀬徳宏君
市民課長 滝本節君
税務課長 山下哲郎君

会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	乾均君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長	津野元三君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	出口君男君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	土居利充君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○副議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） 14番、中川でございます。

通告に従いまして、2項目にわたって一般質問を行います。市長、教育長におかれましては、適切なお答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

まず、1点でございますが、宿毛市耐震改修促進計画につきまして、お伺いをいたします。

私は、昨年6月の第2回定例会におきまして、宿毛市の東南海・南海地震対策につきまして、質問をいたしました。

そして、平成20年3月に策定をされました宿毛市耐震改修促進計画の問題点を指摘をし、その主な論点といたしまして、宿毛市の策定した耐震計画が、国のひな型を参考にしたものでございまして、平成15年の住宅土地統計調査のデータをもとにしまして、作成された推計値による計画であることから、市営住宅の耐震診断をしっかりと行い、耐震化対策を講じることを求めたのでございます。

答弁で、市長は、改良住宅を含め、高知県のつくった簡易耐震診断マニュアルを利用して改めて耐震診断を行うということを明言し、その後、担当課の建設課におきまして、耐震診断を行った結果、当初、策定した宿毛市耐震改修促進計画では、耐震性ありとされておりました昭和56年以前に建築された市営住宅の多くが、耐震性がないことが明らかになっております。

具体的に言いますと、平成18年に高知県に報告いたしました宿毛市の公営住宅及び改良住

宅の耐震化率は、対象戸数398戸のうち、耐震性ありとされておりましたものが196戸で、パーセントにしまして49.2パーセントの耐震化率でございました。

それが、昨年の耐震診断の結果では、その耐震化率はわずか64戸の16.1パーセントにとどまることが判明をいたしました。

そして、深刻な市営住宅の非耐震の実態が明らかになったわけであります。

法に基づく計画で作成されました国、県及び宿毛市の耐震目標は、平成27年に住宅の耐震化達成率を90パーセントとしております。

この目標を絵にかいたもちにしないためにも、宿毛市が管理する公共施設のうち、市民、住民が日常的に使用しております市営住宅や保育園、小中学校、庁舎、市の出先施設、地域コミュニティ施設などの耐震化事業につきましては、宿毛市行政の最重要施策として、緊急に取り組むべきでございます。

耐震改修促進計画で目標を示した以上、30年以内に震度6以上の地震が起こる確率が52.3パーセントといわれる南海地震の被害から、市民、住民の生命を守ることは、宿毛市行政の責任でもございます。

当たり前のことではございますが、個人住宅の耐震診断や、設計、工事費に対して、積極的な補助制度の活用を奨励している宿毛市行政が、みずから設置、管理している施設の耐震化を放置することは、利用する市民、住民の生命を守る、責任のある行政として、決して許されるものではありません。

耐震化率90パーセントの目標年度でございまして、平成27年度をあくまでも目標とした上で、可及的速やかに市民、住民が常時使用している公共建造物につきましては、早急に耐震化に向けたロードマップを、具体的に策定し、市民に公表すべきであると考えます。

とりわけ、現在、今なお具体的な計画がはっきりしていない公営住宅、改良住宅の耐震化は、地域住宅交付金制度を含め、補助事業を利用する場合、地域住宅計画や、公営改良住宅総合活用計画などを策定することが求められておりまして、住宅計画の策定は、県や国に要望するためには必要不可欠であり、地方自治体としての最低限の意思決定を求められておるわけであります。

以上、宿毛市長として、宿毛市住民に対して、責任あるご答弁を求めるものであります。

続きまして、2点目の人権侵害の救済と人権教育啓発について、お伺いをいたします。

法律で設置された国の人権擁護推進審議会は、2001年5月25日付で、人権救済制度のあり方について、政府に答申をしております。

この中で、答申では、我が国も人権の実現に努力してきたが、新世紀を迎え、一層、取り組みが強く求められている。克服すべき課題は少なくなく、着実にその道を歩まなければならないとし、その上で、人権侵害に対する救済を実現するためには、人権侵害をできる限り、司法的に救済できるような司法制度改革が進められるとともに、被害者の視点から、簡易、迅速、柔軟な救済を行うのに適した、行政による人権救済制度を整備することが、ぜひとも必要であると提言をしております。

答申では、大きく7項目にわたって提言を行っております。

ご承知のように、2003年、平成14年3月の通常国会に政府が提案いたしました人権擁護法案は、衆議院解散によってあえなく廃案となりました。

また、2005年、平成17年8月には、民主党が国会に提出いたしました人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案も、これまた審議未了のまま廃案となっております。

人権侵害の救済に関する法制度は、このように、いまだに整備されておりませんが、既に一足先に、平成12年12月に人権教育啓発推進法が制定され、本市におきましても、平成14年4月に、宿毛市人権尊重の社会づくり条例が施行、平成18年3月には、人権施策に関する宿毛市総合計画も策定されております。

しかし、我が国には、インターネットを利用した悪質な事件や、戸籍情報の不正使用など、あらゆる分野で顕在化している同和問題を初め、いじめやDV、障害者、在日韓国人、アイヌ民族などに対する人権侵害事象は、今もお根強く存在をしております。

本市周辺の地域社会におきましても、例外ではございません。行政や人権諸団体の努力にもかかわらず、差別事件、人権侵害事象が相次いでいるのはご承知のとおりでございます。

こうした人権侵害は、重大な犯罪的行為であるという認識を、全住民の共通の認識にするためには、寝た子を起こすな式の古い発想ではなく、人権侵害は一人ひとりの、みずからの問題として、人権意識の高揚を図り、人権は住民の不断の努力によって守り、尊重していくことを積極的に啓発することが肝要ではないかと考えます。

既に、宿毛市議会では、平成16年12月議会におきまして、人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書を、賛成多数で可決し、本年3月議会でも、インターネット上のプライバシー侵害の防止を求める意見書を全会一致で可決しております。

このように、議会としても人権尊重の社会づくりを推進するために、議会意思として、積極的に議会に与えられた権限を行使してきております。

執行部としても、この議会意思を重く受けとめて、重要な行政施策として、最大限の努力を

払うべきであると考えます。

そこで、市長、教育長にお伺いをいたします。

私たち地域社会の中に根強く存在する差別観念や意識、そして、またそれらに起因する具体的な人権侵害の現状に対する見解と、あわせて人権侵害救済に関する法制度の整備にかかわって、行政としての今後の取り組みにつきまして、お伺いをいたして、1回目の質問を終わります。

○副議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、おはようございます。中川議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に住宅の関心の耐震改修計画でございます。

冒頭に申し上げたいわけでございます。非常に公共的な建物の耐震関係の事業は、おくれておりますことにつきましては、私自身も財政との関係で、非常にジレンマに陥っているところもでございます。

個人向けの住宅にしる、やはり公共の住宅、そしてまた、公共の学校であるとか、保育園であるとか、そういったところの耐震化、この庁舎もそうでございますけど、そういった耐震対策が非常におかれておりますことは、皆様方におわびを申し上げたいというふうに思います。

中川議員のおっしゃるように、私自身、これおけている部分につきましては、本当に最重要課題、人命と財産を守るという意味におきましては、非常に最重要課題というふうに、自分の中ではとらえているわけでございますが、その中で、まず、計画を策定しなきゃいけないという部分がございます、この計画に基づいた形で、国への助成をお願いしたり、そういった形をとらなきゃいけないというふうなことを思っているわけでございます。

ご承知のように、地震による建築物の被害、これに起因する人命や財産の損失を、未然に防

止するために、昭和56年5月以前に建築された現行基準を満たしていない建築物として、市として住宅及び特定建築物を中心に、耐震診断、耐震改修を、総合的かつ計画的に進めて、宿毛市における建築物の耐震化を図るということを目的としまして、20年3月に、宿毛市耐震改修促進計画を策定しているわけでございます。

この中では、平成27年度に市民が常時使用している公共建築物の耐震化率を90パーセントとしたいというふうな、高い目標を設置しておるわけでございます。

宿毛市の耐震改修促進計画において設定しております、この90パーセントに、27年90パーセントに近づけるためには、公営住宅及び改良住宅の建てかえを促進することが、必要であるというふうな認識も持っているわけでございます。

地方公共団体が管理する老朽化した公営住宅等のストックにつきましては、効率的、円滑な更新を実現するために、予防保全的な維持管理を推進することによりまして、公営住宅等ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげていくことが重要な課題となっております。

このような状況を踏まえまして、本年、国から県を通じまして、公営住宅等の分野において、確実な点検の実施、及びその点検結果に基づく維持管理により、更新コストの削減を目指すため、平成21年度の地域住宅交付金にかかる制度改正に伴いまして、新たな計画として、公営住宅及び改良住宅等の長寿命化計画の策定についてを、本年度末までに求められておる状況でございます。

この計画の内容でございますが、平成30年までの公営住宅及び改良住宅等に係る修繕、改善及び建てかえについて、計画を策定することにより、補助事業の適用を受けられるというこ

とになっています。

このため、財政等も検討する中で、早急に計画を策定したいと考えている現在でございます。

次に、人権侵害の救済と人権教育啓発でございますが、人権擁護法案は、先ほど、中川議員おっしゃられましたように、平成14年3月に国会に提出されまして、3回の継続審議が行われましたが、平成15年10月の衆議院解散に伴い、自然廃案となると。

現在のところ、法制化には至っていないのが実情でございます。

この人権擁護法の制定については、国の責任において、早期に合意形成をなすべきことと考えますが、部落差別をはじめとするさまざまな人権問題が存在しまして、人権侵害が繰り返しております。人権を守り、被害者の救済を図るためには、救済に向けての早期な法的整備が必要であると、私は考えております。

市議会の意見書の議決もあります。そういった関係もございまして、ことし10月に、私自身、法務省の人権擁護局を訪ねました。そこで、人権擁護局長にお会いできまして、調査救済課長が同席のもとで、人権侵害救済に向けて、必要な救済措置を、いわゆる、これは法整備でございますが、この救済措置を早急に講じるように要望してまいりました。

今後、新政権のもとで法制化に向けた取り組みがなされるものというふうなご発言もいただいております。その動向等を注視しまして、法が制定されれば、法に従って対応してまいりたいというふうに思っている状況でございます。

以上でございます。

○副議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、おはようございます。

中川議員の一般質問にお答えをいたします。

人権侵害救済に関するご質問でありますけれ

ども、まず、教育長の基本的な人権教育に対するスタンスというものについて、お答えをいたします。

中川議員もご指摘がありましたように、子どもたちに直接かかわりを持つ教職員であるだとか、行政機関の指導的立場にある者は、やっぱり、その存在そのものが、人権教育に対する模範的な立場ということ意識をして、取り組まなければならないと。人権教育に取り組みをしなければならないという意識は持って、今後とも人権教育に対する理解をし、取り組みをしたい、こんなふうにお答えをいたします。

それから、その取り組みについてでありますけれども、私たちの地域社会に存在をいたします差別意識であるとか、それらに起因する具体的な人権侵害の状況についてということでありましてけれども、先ほど、市長の答弁にもありましたように、教育委員会としても、宿毛市の人権尊重の社会づくり条例及び人権施策に関する宿毛市の行動計画に基づきまして、市長部局とも連携を図りながら、市民を対象とした人権推進の講座の開催であるだとか、部落差別をなくする運動強調旬間記念の事業とか、人権フェスティバルでの講演等、人権尊重の社会づくりを目指したさまざまな事業を推進しております。

また、学校の現場におきまして、子どもたちの基礎学力の定着を図ったり、他人を思いやる心や、豊かな人間性をはぐくむ道德教育の推進や、発達段階に応じた人権教育の推進に取り組んでおるところでございます。

しかしながら、誤った認識や偏見により、部落差別をはじめ、女性だからということで、家庭や地域、職場で不利益な扱いを受ける問題であるとか、高齢者への詐欺行為や虐待、子どもへの虐待、子ども間のいじめ、暴力等々、私たちが解決しなければならない大きな課題が山積をしております。

これからも、教育委員会といたしましても、今までの取り組みを検証しながら、市民一人ひとりの人権意識の高揚に努め、人権が尊重される社会づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

それから、先ほど、市長の方からもお話がありましたけれども、人権侵害救済に関する法制度の整備についてでございますけれども、教育委員会といたしましても、法制化に向けた取り組みを、強い関心を持って注視をしております。そして、制定となれば、法の本質をしっかりと理解して、取り組みをするように努めます。

以上でございます。

○副議長（中平富宏君） 14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） 2回目の質問を行わせていただきます。

1点目の宿毛市耐震改修促進計画のご答弁、おおむね了としたいと思っておりますが、若干、2点ほどご答弁、再度いただきたいというふうに思います。

1点は、先ほど、市長が年度末を目途として、長寿社会に向けた住宅の耐震化、そしてまた、改修計画を、国の指示によって出さなきゃならないという、そういう制度改正があったことが、ここで述べられましたが、私が質問した中に、ロードマップの策定、それを公表すべきではないかということがございます。

これは、単に市営住宅、公営住宅と改良住宅とかいうことだけではなくて、宿毛市行政の管理する、そうした耐震化をしなければならない重要な施設につきまして、住民に対して、平成27年度を目途としているその耐震改修促進計画を、より具体的な工程表として示していただきたいということをお願いしたわけでございますので、年度末に一定の方向が出るというのであれば、その時点で、ぜひそういったロードマップ、工程表と申しますか、耐震化に向けた宿

毛市の行政の事業計画を示していただきたいなというふうに思っております。

それについて、可能かどうか、お示しを願いたいというふうに思います。

もう1点は、先ほど、長寿化の話がございましたけれども、私は、またもう1つ別の、国の指導を県が受けておるということもお聞きしております、国土交通省から、8月19日付で高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律の施行を踏まえた、住環境整備事業の推進についてという、ちょっと長つたらしい文言ですが、この中で、3項目にわたって通知がされておりました、各市町村、県下の各自治体にも周知徹底することを求められておるのでございます。

その中で、公営住宅のストックでございますとか、改良住宅、公営住宅ともに耐震の改修及び計画的な維持管理を推進をすることとか、適切な対応をするようにということをお求めおるわけでございまして、ぜひ、国が言われてやるということは、ちょっと、余りうれしくはないわけですが、自主的に、当然やらなくちゃならない耐震化計画でありますから、とりわけ高知県は南海地震、東南海地震の対策の強化指定地域に指定されている地域であります。

そうした部分からいうと、法的にも財政的にも、全国の中でも重点的な、いろんな事業、施策を国が行っていくべき地域であろうかというふうにも思いますので、ただ待つだけではなくて、宿毛市、そしてまた関係自治体ともに、国に対して制度の充実でありますとか、補助率、そして交付税の措置とかいう点につきまして、意思一致した上で、ぜひ強力な取り組みを、国、県に対してもやっていただきたいというふうに思います。

それについての、これはもう市長としての、首長としての対応になろうかと思っておりますので、

ぜひその点の考え方につきまして、お聞きをしたいと思います。

続きまして、2点目の人権侵害救済に関する法制度、そして人権教育啓発について、2回目の質問を行わせていただきたいと思います。

教育長にお伺いしますが、総論としては、これまでと同じようなお話をいただいておりますし、教育委員会、そして宿毛市として、総合的な施策を講じて、人権問題に取り組んでいくということは、既に市民全体の認識するところであるというふうに思っておりますが、ちょっと、1点だけ、今回、決算委員会で、私も所属しております、出された資料でちょっと愕然とした内容がございますので、ご紹介をして、ご説明をいただきたいというふうに思っております。

平成20年度の決算資料の中で、人権作文発表会の事業評価。今、民主党政権が、民主党だけじゃないが、連立政権が非常によくやっております、事業仕分けということがニュースになったりしますが、似たようなことを、予算要求の段階で、本市におきましても、各課が行っておるように、この資料から見受けられるわけがあります。

そして、その事業仕分け、要するに今までやってきた事業が効果があるのかないのかということ、査定をする、ポイント制で査定するようになっておりますが、ランクづけとして、A B C D Eという5ランクに分かれております。

この中で、この人権作文発表会は、どういふふうになっておるか注目して見ますと、市単の事業ですが、47万6,000円の、昨年度予算を組んで執行しておりますが、ことしも昨年も、その評価はDランクということになっております。

Dというのは、A B C Dとありまして、Aが事業の水準を維持しての実施が適当。Bが、事業を拡大して実施が適当。Cが、規定等内容を

見直して、継続または改善が必要。Dが、事業の縮小、もしくは休止が適当。Eが、その他というふうに、5段階に分かれております。

このD評価の中で、付記された特記事項を見ますと、説明欄で、この発表会に50万円の経費を費やすことによる費用対効果ということが書かれておまして、我々、常識的にとらえると、D評価でそういうコメントがついている以上、この宿毛市小中学校人権作文発表会は、50万円もかけてやる効果がないという評価としか読めません。

それは、学校教育課の事務方がやられておるのか、それとも宿毛市教育委員会全体の評価としてやられておるのか、よくわからないところあるんですが、担当はあくまでも学校教育課です。学校教育課が、独自の判断で、机上で判断されたのか、実際の、これまでの取り組みを評価されたのか、実際の、これまでの取り組みを評価されたのか、現場の声をどれだけ反映しているのか、ということについて、いろいろ想像するのに、非常に疑問に感じるわけがあります。

ちなみに、これまで取り組んできました人権週間、まさに今、人権週間の期間中でございますが、この人権作文発表会の発表を通じて、現場の児童・生徒や教職員、保護者、そしてPTA関係者を初め、多くの人々に人権尊重のその思いを、子どもたちの率直な声として、発表の場で伝えて、多くの人々に感銘を与え、そして感動も与え、そうした人権意識を共有する重要な、年に1度のそういう発表の場になっております。

例えば、音楽会の発表でありますとか、陸上競技の大会でありますとか、いろんな子どもたちの発表する場がありますが、そういう体現のできる重要な場でございますので、私は、今までの取り組みの、いろいろな報告を見たりしますと、非常に効果があったということを知って

おりますし、それなりに頑張っていて、それを目標に、日夜人権教育に取り組んできた1つの成果として、そういった場を待ち遠しく思っている子どもたちの姿もあるというふうに聞いております。

そういったことを考えると、このDランクにした理由が、非常にわかりにくい。

そこで、教育長にその事務方のトップとしてお聞きしたいんですが、このDランクにした根拠、並びにこれを休止、廃止するとして、50万円をもったいないからカットする。効果がないからカットするというのであれば、次に、これ以上の効果のある取り組みを、どんなものかを考えておられるのか、ということも含めてお聞きをしたい。

あわせて、この廃止するというのであれば、その根拠も示しても、再度いただきたい。

ことし、残念なことに、この事業、中止になりました。まさかこの事業評価が影響しているのかなというふうに、心配をしておりますが、恐らくそうは受けとめたくございません。一応、事業計画を組んで、執行しようという直前に中止になったということで、恐らくインフルエンザ等々の諸事情があったんだろうというふうに思っておりますので、ぜひ、この点につきまして、総論ではいい絵をかいて、人権教育を進めていこう。学校現場でもやっていこう。国の指導も、第三次取りまとめの人権教育を進める学校の教育のありようについて、指導について、一定の指導も受けておられることだと思いますので、そういう部分から考えて、ぜひ、教育長の方から、市民にわかるようなご説明をいただきたい。

以上です。

○副議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中川議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど、少し答弁の方が抜けておりましたこ

とをお許し願いたいと思います。

27年度に、市民が常時使用しています公共建築物、構造物の耐震化率を90パーセントとした高い目標値を設定しているわけでございます。

この努力目標を実現するには、ご指摘のように、耐震化に向けたロードマップの策定も必要であるというふうに考えておりますので、財政状況も踏まえまして、早急に検討してまいりたいと、このように考えます。

それをまた、皆様方にも公表していきたいというふうに思います。

それから、2点目でございますが、21年8月19日に国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室長の方からの通達が来ておりまして、この中の、先ほど、中川議員ご指摘の文言も入っておりますし、この旨に沿った形で、政策を進めてまいりたいと、このように考えております。

これは、私どもも見まして、10月に国土交通省、私も参りまして、住環境整備室長にお会いしてまいりました。

そういったところで、お話も聞きまして、いろんな補助体系もあるし、支援策もあるということも聞いてきておりますので、こういった制度を生かしながら、整備に努めてまいりたいと、このように考えます。

以上でございます。

○副議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、中川議員の、宿毛市の小中学校人権作文発表会の事業評価についてのご質問に、お答えをいたします。

事業評価につきましては、当初、予算要求時に財政係に提出する事務事業等調査におきまして、D評価をいたしております。

この評価の説明といたしましては、児童生徒の人権教育を深めていくことは大切なことであ

り、優秀な作品の発表を聞くことは、とても必要なことだと思う。

しかし、発表会自体に47万6,000円、約50万の経費を費やすことにつきましての費用対効果の面からすれば、改善の必要がある。

人権作文、標語の作品等を引き続き作成する中で、発表会にかわるものとして、各学校での取り組みの評価を指示をしていくことが考えられると、というような意見を付記をさせていただきます。

また、本事業の評価、結果といたしましては、人権に関する作文を書くことによって、人権について考えさせることができる。また、友達が発表する作品を聞くことにより、ともに考える時間を共有できるとの評価もしております。

評価につきましては、本事業の経費の大半を占めておりますのは、児童生徒の輸送にかかわるバスの借上料金であります。発表会に参加している中学生も、1年生のみが大半であるため、小学校では5年生、もしくは6年生。それから、中学校では1年生などがございますけれども、児童生徒を1カ所に集めて発表会を行うかわりに、各学校で、教育委員会が作成をいたしました文章や、各学校で書いた人権作文や標語等も活用しながら、幅広く学習を進めることも、効果的な方法ではないかと考えたことによるものでございます。

また、人権週間の取り組みといたしましては、作文及び標語以外にも、何か考えられるものがないかと、意見をちょうだいしたいという思いで、市の校長会でも意見をお聞きをいたしました。

その中でも、具体的な案が出なかったのも、ことしも作文と標語の募集を行うことになりました。

本事業は、昭和60年から行われているものであり、作文であるとか、標語を書くことによ

る人権学習は、意味のあるものであると評価はしております。

発表会の実施につきましては、継続するものとして、その方法等について、より効果的な方法がないかと、校長会の意見も聞きながら、検討してまいりたいと考えております。

そのDの内容につきましては、ただいま申しましたように、内容については、問題はない。重要なものであるけれども、もう少し適当な方法がないものか、効果的なやり方がないかという検討をいたしておるところでございます。

ただ、先ほど申しましたように、バスの借上料だけで本事業がされていることについては、費用対効果の面から、Dとさせたいということ、担当の係の者から、私も報告を受けております。

事業評価につきましては、他の部局とも協議しているかについては、いうことにつきましては、本調査票は、当初予算要求時に財政係に対して、担当課として評価するものでありますので、評価はしておりませんと、こういうことでございます。

そのことにつきましては、議員ご指摘のように、なお現場の先生方の意見、子どもたちの意見を吸い上げながら、今の評価はDであるけれども、存続するためには、どういうふうな取り組みが必要であろうかということもよく考えてまいりたいと、こんなふうに思っております。

以上でございます

○副議長（中平富宏君） 14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） 3回目になりますか、教育委員会のご答弁に対する再度の質問をさせていただきます。

教育長のご答弁は、私が最初言った内容と、ほぼ変わらないわけで、納得いくような、何か腹入るような、ご説明とはちょっと受けとめにくい答弁であったというふうに評価をします。

と申しますのは、費用対効果の話で、結局は、移動用のバスの借上料がほとんどだ。50万予算組んで、47万6,000円の支出になったんでしょうが、このほとんどがバスの借上料。バスを借り上げて行うまでもない事業であるというふうな評価として、受けとめるしかないんですよ、今の答弁でも。

それで、一方では、その内容については、一定評価する。どっちなのかよくわからんです。

事業をするために、発表会をするために移動しなければならぬ。そのためのバスの借上代が必要になる。これはずっと、今までやってきたことです。

それと、先ほど、事例挙げましたが、例えば陸上大会、音楽発表会、いろんな子どもたちが発表する場ありますよね。そういったところで、日々取り組んできた成果を、多くの子どもたち、そして保護者も含めて参加する中で発表する、その行為そのこと自体が重要なことであって、バス代が高いから、安いから、そんなもんは見直さんといかんとか、必要でないとかいう論議は、ちょっと当たらないんじゃないかなというふうにも。

それだったら、ほかの、すべての、今やっているバスの借り上げをして、全員を、全員とは言いませんでしたが、1年生だけ言いましたか、例えばそういった借り上げをして、発表会を行う。そして競技会を行う。すべて一緒でしょう。

その効果があるかないかということについて、どうして、一方では評価をする、人権作文の発表は重要である。そういうことを言われて、バス代は、借上料がもったいない。それに費用として効果のないことはすべきではないというふうな評価を、いまだにされておるのかなというふうに思います。

そして、もう1点は、ほかのやり方として、各学校の中でやることがあるんでないか。それ、

いつもやっていますね。常にやることになってます。学校では学校の中で、人権教育なり、あらゆる教育活動をやって、発表会もそれぞれやっています。その上で、共有していく場として、そういった発表会を設けて、一定の成果を上げておるんです。

市民に聞いて、こんなのやめたらいいとかいう声が過半数であれば、また別です。それからまた、現場から、こんなのやめたらいいよということであれば、やめたらいいということになるかもしれません。

しかし、私が聞く範囲では、人権作文発表会が、非常に費用対効果で好ましくない。必要でないことである。見直すべきであるということからは、現場の方々から聞こえてきません。また、そんなことを知らないという方が多いです。聞いたことない。

だから、何か一連の学校の統廃合の話ではないんですが、すべて教育委員会の机上で、何名かの間でものさし当てて、判断されておるんじゃないかなという、何かちょっと怖いなという気もするわけですが、そういうふうなやり方をされては、非常に住民から考えて、透明性のないやり方であるというふうに思いますし、効果ある、ないかにつきましては、十分、現場、そして住民からの声も聞く中で、関係するところもあります。人権教育団体もありますから、いろいろなところから、そういった事業効果について、きちっと精査していくようにしていくべきではないかというふうに、私は感じました。

できればもう一度、教育長のこれからの、今までのことはいいです。これからの取り組みについて、教育長としてのご見解をお聞きをしたいと思います。

○副議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、中川議員の再質問にお答えをいたします。

教育の中で、費用対効果を余りにも意識をして事業をやることについては、私もいささか問題はあると存じております。考えております。

その事業内容が、発表会そのものの事業内容を、1つには充実をさせる必要がある。学校現場に、人権発表会に取り組むあり方だとか、それから教育委員会のスタンスなどを、もう一度考え直す必要があるのではないかと、こういう反省もしております。

担当の係の者だけで判断をさせるようなことになってしまった、それから、私がそれを簡単に認めてしまったということには、反省もしております。

議員おっしゃりますように、学校現場の意見をもう少し反映をさせた形で、その発表会を充実していかななくてはならないのではないかと考えております。

それから、先ほど申しましたように、校内での取り組みでありますけれども、1つには、人権作文を活用した形で、校内で道徳参観日であるような形を実施しておるところがありますし、人権参観日を実施しているところがありますけれども、その人権参観日をもう少し、内容のあるものとして、教育委員会としても進めていきたい。

それから、本事業につきましても、単なる費用対効果、行政だけの面ではなくして、教育というものを、もう少し視点に入れた考えを取り入れて、私も現場の声を反映させる形で、本事業を充実するためには、どうしたらいいかということについて考えていきたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

○副議長（中平富宏君） 14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） 教育長、どうもありがとうございます。

人権教育啓発推進法ができて、もう数年にな

りますし、先ほど、市長にもお願いした人権侵害救済法に関する法制度の制定についても、積極的に、宿毛市あげて取り組んでいくという方向を示していただきましたので、ぜひ、具体的な成果をあげられるように、今後とも、皆さん頑張ってくださいということをお願いして、質問を終わります。

○副議長（中平富宏君） 16番岡崎 求君。

○16番（岡崎 求君） 16番、一般質問を行います。

昨日の質問者の中に、重複した件もございまして、つらつらと、若干、項目を挙げておりますけれども、重複の場合は、重複を避けて質問したいというようには、考えはしておりますけれども、気分の問題ですから、どう方向が転換するかわかりませんが、質問に答えていただきたいと思っております。

まず、市長の政治姿勢、大きな項目で挙げておりますが、通告しておりますように、政治姿勢というのは、すべてに関連するわけでございます。行政の長、責任者として、もろもろの事業に責任を持って対応しなければならぬ。それだけ重大な責務を持った市長、2期、また2期目の半分、6年間を経験を積んでこられたわけでございますけれども。

私は、市長の行政姿勢というものを、やはり年が上ということで、若干、経験は積んでおる関係上、知恵は少ない方でございますけれども、私の見た経験の中に、いろんな形の中で、私と違った行政執行をされている点もございまして、きょうはその点には、もう触れません。きりがございませんので。

やはり、6年間の市長の政治を司ってきたこの経験を生かして、これから市民の負託に十分こたえていただきたいということ、要望を申し上げたい、そのように、現時点思っております。

私、市長は非常に、若さと、スポーツで鍛えた体力、行動力は非常に共感を持っておるところでございますけれども、やはり、経験というものは、小さいときから運輸省畑で過ごしてきた、すべてが経験の少ない中で取り組んでおりますけれども。

私は、きのうの質問で、若干、こういう初歩的なことを、もう少し研究して、そして努力して、成果をあげるための追求というものができなかったかということが、疑問を持っておりますが、若干、その点について申し上げますと、やはり行政の行う事業というのは、発想と計画、そして実行、その辺に立って成果ですね。投資効果、これを見きわめるぐらしの、やはり行政指導というものが必要ではないかなと、私は基本的にそう考えておりますけれども。

芋の栽培で、きのう質問の答弁の中には、種芋が腐っておったとか、草にまかれて生産が落ちた、いろいろ、もろもろ初歩的な要因で、鹿児島の方から材料を購入しなきゃならん、こういうことを聞きますと、先に申しましたように、やはり市民から批判を受けているような、8,000万からの事業を起こす。それを還元した地域産業というものは、まだまだ、これからも資金の投入があるわけですが、その初歩的なことがなぜ抜かっておったか。

私は、芋の栽培というのは、私以上の年配はみんな知っておるんですね。私たちの小さいときは、すべて芋が主食なんで、芋で生きてきた経緯があります。

例えば、私が申し上げたいのは、芋の、種芋が腐ったりということも、非常に遺憾に思います。というのは、そういう先輩たちに、種芋の保管というものは、どうしたらいいかということは、だれでも知っておるわけですから、それすら失敗した。

種芋をどうして管理したかということも、ま

だわかりませんが、私の考え方では、種芋を専門的に保管して、次の作にまでつなげていく手法というのは、専門できる方に、種芋の保管をお願いする。

または、芋をつくるには、つるがあって芋になるわけですから、つるの栽培まで一貫してやれる方をお願いをすとか、そういう1つの手段というか、そういうものができなかったかなと。それであれば、あの答弁のような、恥ずかしいような答弁がなかったんじゃないかな、このように感じましたので、若干つけ加えて、芋の栽培については、研究不足な感じがしたものですから、つけ加えて、市長にアドバイスとして申し上げておきたいと思えます。

この焼酎の事業についても、非常に、議員としても批判受けました。なぜあんな、8,000万という、個人企業に対して補助金を出したのか。これは異例ですからね。

私の考えは、市長の産業振興に対する思い込みと申しますか、機構改革の上、産業振興課というのを設立をして、市長は、宿毛市の産業に非常に力を注いでいる。そういうのは共感いたしておりますけれども、やり方の問題で、これから先の産業というものが、宿毛市の大事な産業でありますから、この焼酎事業が成功しなければ、市長の政治的な責任分野にかかわるわけですから。芋をつくることから始まって、そして、後から申し上げたいと思えますけれども、産業振興の中に、バイオマスの問題、これは関連しておりますから、その中で質問してみたいと思えます。

そういう小さなことでも気を配りながら、担当課と十分協議をして、成功に導くような行政指導が、ぜひお願いしたいと。まずこの点については、申し上げておきたいと思えます。

まず、小さい方の行政姿勢の、姿勢の国土調査についてでございますけれども、この事業に

については、市長になるまで、歴代市長が、近隣市町村のおくれをとりながらも、継続してこの調査をやってきた。

しかし、市長の場合は、就任当時から、この調査については、今、民主党がやっているむだな事業と判断したのか、この調査については打ち切りをしたと。

私は、この国土調査については、これは重大な国の施策でやっておるんですから、そして調査費については、国から返ってくるという、こういう事業ですが、なぜこの調査を打ち切りになったのかということは、市長の考えを聞いてみたいということで質問をしたわけでございますけれども。

この事業の必要性、宿毛市の事業として、重要性のことを、市長はどう考えているのか、その点についてご質問をいたしますので、ご答弁をお願い申し上げます。

私は、この事業については、非常に興味を持っているのは、民間、市民の皆さん方の境界問題が、非常にトラブルが多いわけですね。

私は、ある年に、その中に立ち会いをいたしました。家の関係で、家地の境をたつために、縄を張りました。ということは、片一方の方が、この縄の部分はこちらかという、そういう意見が出まして、これは自分の立ち会いして解決する問題でないということで、そこは引き上げたわけでございますけれども、非常に、人によってでございますけれども、その土地の境の問題は、非常に厳しい問題があつて、トラブルが多い。

ましてや今、若干、山を持っておるんですけれども、自分は山の境界線すら、まだ知らないところが多いんです。知っておる方は、お年を召された方々が、昔のことを引き出して、やっている方もございますけれども、その方がだんだん年とっていなくなってきたら、どうなるか

ということの心配が1つあります。

もう1つは、他市町村でも、この国土調査については、非常に興味を持っておるのは、地震、そして津波等々、災害が起きたときの問題解決のためにも、どうしてもこの調査については必要という認識をしておるようであります。

そういうことも含めて、現時点で、中西市長はこの調査事業について、どうお考えなのかを質問させていただきたいと思ひます。

それから、産業振興についてでありますけれども、先に原稿なしでやりますから、重複する点が多々あると思ひますけれども、ご理解賜りたいと思ひます。

私、産業振興については、私は県が非常に、尾崎知事が産業について、高知県は産業を柱とするという基本的な考え方でやっております。

さきに申しましたように、市長はいち早く、機構改革で産業振興課を設立してやっておりますし、宿毛市としては、取り組む姿勢というものはできておりますけれども、産業というのは、非常に多いわけですね。

市長は運輸省出身でありますから、産業にあんまり経験がない。なると、経験のないものを、事業を起こして、そして成功さす、その追求というものがどうあるべきかと考えたら、経験ある人に、一応、発想というものを、市長から訴えて、そして多くの方から聞いて、事業を起こさなければならぬ。

焼酎の問題についても、ほかの問題についても、若干、一部の方の意見を受けてやるような感じがしますので、そういうことがないように、やはり事業を起こすためには、慎重に計画を立てて、そして実行に移して、追求していく。投資効果が上がる手法として、行政指導というものが必要だと思ひますけれども。

それはやっておりますという答弁になるかもわかりませんが、私の考え方、違いがあ

ったら、その点についてご答弁をお願い申し上げたいと思います。

もう1つ、産業振興で、今度、議案にも出ておりますけれども、楠山地区にナオシチの栽培をするようになっておりますね。

私は、ナオシチというものの、まあ言うたら市長が私とこのナオシチを持って、東京に持って行って、その評価がもとだと、私は思っておりますんですけども。

非常に評判がいいということで、ナオシチを今、奨励しております。

これは、事業にのせれば、私は成功可能だと思うんですけども、もし生産過剰になった場合に、これは全国の方が試食するわけではありませんから、やはり汁にして、それを販売する、そういうシステムがあるがゆえに、何か問題があったときに、生産過剰という1つの問題に直面したときに、これはどうなるのかという心配が1つございます。

でありますから、今、宿毛市でどれだけのナオシチを栽培されているか。どれだけのトン数があがっておるのか。そして、将来、桃栗3年、酢10年と言いますから、10年後のトン数がどれだけの目標を立てて、今、奨励しておるのか、そういうことが、どれだけ調査をして、やられていることも、ちょっと聞いてみたいと。

無防備な計画で、どんどん進めておくと、これは、大変な事態になると思います。

私、経験しておりますが、温州ミカンが、田中コマキチという方が、愛媛県からそれを連れて、つくったのが発祥地です、田ノ浦にね。それで、私の親父が、つるぐわ1本で開墾して、そして温州ミカンを植えて、温州ミカンがいいということで、宿毛市も全般的に、楠山の奥の方まで植えた。そしたら生産過剰になって、大きな打撃を受けた経験しておりますから、そういうことを踏まえて、行政が指導して、行政が

奨励していく品目については、やはり先々のことまで追及をして、調査して、安心して生産されるようなシステムにも、ぜひとも構築していただきたいと、このように考えております。

植物、何でも、やっぱり人間でもそうですが、おいしいものを食べたら肥えてくる。ミカンもそうです。ミカンは、温州ミカンの専門的な肥料をやる。やらなければ味が出てこない。

そしてまた、ナオシチの場合には、窒素の多いものでも結構だと思うんですが、生産が余り上がらないと思うんですけども、3年、5年、その間の、育っていく間の費用というものが、これはばかにならんわけですから、今の進めている楠山地区の皆さん、何名かわかりませんが、わかっておれば知らせてほしいんですけども。

そういう方が挫折しないような、やっぱり行政指導をぜひとも、今、やっていただきたいと、こういうように考えるわけですが、その行政指導というものが、どこまでやられて、そして皆さん方がミカンを植えて、ナオシチを植えて、そして将来の目標に向かって努力するという、その計画ができておるかどうか、その点についてご説明をお願い申し上げたいと思います。

そのバイオマスということで項目を挙げておりますけれども、この件については、中平議員が質問で、大体の市の姿勢というものがうかがえております。

22年度に工事をやられるという答弁でございますけれども、私は、心配するのは、このバイオマス、まあ言うたら、前から議員として、同僚議員とともに、YM菌を利用した、産廃を含めた有機肥料ということが、非常に魅力があるということで、行政も研修はしてきておる経過がありますから、ぜひとも、この成功させてほしいと。

というのは、やはり、今言ったように、植物

は食べ物によって変化がありますね。やっぱり有機肥料を使った今の農法というものが、非常に全国で展開されている。

だから、宿毛でも、芋が肥料がつえすとか、ナオシチが肥料がつえすとか、また、芋は特に、雑草にまかれたというか、これは管理不足ですから、そういうことのないようにするためには、有機の肥料を、化学肥料が高いがゆえに、有機肥料を使って、農作物の育成していくということは、これは両方、1つのピーアールになるわけですね。

だから、有機肥料というものは、どうしても宿毛市の一次産業の、特に農業に対しては、これは重大な、大きなメリットのある事業だと、私は考えております。

特に、心配するのは、その材料がそろうかなということが、今まで挫折した、前市長らも挫折してきた経過は、やはり宿毛市内には材料がないと。有機肥料をつくる材料がないというのが、1つの原因であったわけですが、幸いなことに、若干、芋焼酎の残渣とか、ナオシチの搾りかす。

特に漁業関係では、組合長もおりますけれども、今現在、700万も出して、高知の方へ運搬もさせている。今、奨励してくる、魚の、言うたら開きとか何とか、二次加工するという計画ありますけれども、それをすれば、またふえてくる。

ということになりますと、若干、足らないかもわからんけれども、事業に成り立つんではなからうかと、私はそんなに考えますけれども、行政として、その範囲の調査をして、事業化になれるかどうか。事業ができるかどうか、その点について心配な点がございまして、答弁をお願いしたいと思います。

それから、有害鳥獣対策についてを質問の項目に挙げておりますけれども。

今、県を含めて、今、農産物の災害、森林の災害で、非常に行政も困り、そして林業関係、農業関係も、非常に災害に苦慮されている。

であるがゆえに、予算を立てて、それで奨励をしておる。こういう状況の中に、大変、将来、これは人間は1人しか産みませんけれども、イノシシなんかは5匹も6匹も一遍に産むんですわね。

やはり、人間よりか獣がようけになって、作物がつかれなくなる。産業振興を叫んでもできなくなる。そういう危険性が、間近に起きるんじゃないかということが、心配がございまして。

でありますから、心配を少しでもなくするためには、今、猟友会が有害駆除をやっていただいております。

宿毛市が、大体、被害のない方だと認識しておりますが、高知県下でも。そういうようなことで、有害駆除の手続が、非常に複雑だということで、手続するのは、私らグループの代表の者も、ちょっと区長が出ておりますけれども、今現在は、区長、被害を受けている区長さんの判をもらって、農協の判をもらって、それからまた、猟友会の会長の判をもらって、市が発注する、免許を出すわけですが、それでも。

なかなか、区長さんとこ行ったら、区長さんが忙しい、3日も4日もなぐれないかん。そういうようなことがあって、非常に、駆除をやる方が、同僚議員もそういうち言っておりますけれども。そういうような、もうちと簡素化できんのかなと、そういうことを、市長をお願いをして、簡素化できるように。

例えば、要請があったときに、電話1本で、また担当の方が行って情報を聞くなり。ただ、災害が起きておるから、駆除してくれと言うから、間に合わんですわね。だから、年間通じて、やはり駆除ができるような、そういうシステムが必要だと、私は思っておりますが、市長のお

考え方をお聞きをしたいと思います。

それから、田の浦小学校、合併後の跡地の管理の問題についてでございますが、私が小学校の閉校の実行委員長という名前をいただいて、皆さんと一緒に会合を持つこともあるんですけども、そのときに、教育長の説明の中には、体育館は一般の皆さんにお貸ししたいと。しかし、本体の校舎は、人が入らんようにするんだというような説明があったようでございますけれども。

そしてまた、校庭は、1年間は子どもに使わせて、あとは知りませんというようなニュアンスがあったようでございますけれども、市の財産の管理を、そういうような、市民に説明する、できれし、管理をしていくんだというような、その方針でなかったら、納得、私も納得いきませんし、市民も納得しないと思うんですね。

田の浦小学校を建設したところは、非常に皆さん方、多くの方々に、協力を得て地権者の方々、それで工事をやっていく、私もその工事現場で働かせてもらいましたけれども、大変、皆さんが苦勞してきた経過がありますから、やはり、一言で終わってしまうというようなことは、寂しい思いがいたします。

その点について、教育長、特に体育館を利用させてほしいという父兄の方は、そこに便所がないと。使うにも、非常に困難的な考えを持っておりますので、使用する方々の便所の問題、どう解決するのか。解決できれば、その面での答弁をお願いをしたいと思います。

なお、これは学校財産ですから、勝手なことはできんと思うんですけども、学校が管理ができないということになれば、市の財産として、どう対応するか、今、市長にひとつ考え。そうなったときに、学校教育と、財産として使用しない。そして、立派な財産をどう活用するかということの、市長がお考えあるならば、答弁を

いただきたいと思うんですけども。

アドバイスの申しあげますと、やはり、その地域に関係しているような企業とか、そして地域に還元するような事業とか、いう考えがあるとすれば、ぜひ考え方を申しあげたいと思います。

例えば、私の考え方は、一般財産になって、そして漁業関係の方が、やはり使用さず場合と、また、ひとつの、宿毛市が奨励しているような農業関係に利用さずとか、何かこう、あの土地を有効に利用する方法を、ぜひ考えてほしいと。

地域の皆さん方は、皮肉かも知れませんが、立派な市議員がおるから、何とかしてくれるだろうと、こういう言い方を言われるとズキンときますね。やっぱりそういうことがありますので、市長、ひとつ私のズキンとくることを、ひとつ解決するためには、何かよい手法をひとつ考えてほしいということをお願いしておきたいと思います。

まず、その学校の土地については、その程度にしたいと思っております。

そしてもう1つ、業務委託ですね。聞き取るときに、総務課長は、機構改革と云々と、こうお話がありまして、私も行政改革の委員長もして、行政改革というのは、どうしてもやらないかん。その当時は、職員も少なくして、行政があがる方法は、業務委託も1つあったわけですけども。

今回の決算に入っておりますので、どこの項目も、全部業務委託ばかり。それじゃあ何千万という数字が出てきますね。

総体で何億になるんじゃないかとということにも判断しますが、私が気のついた点を申しあげますと、市の職員に、できれし範囲、何千万でも、今、業務委託している分をやってもらうシステム、これができないかなという、素人なりにちょっと頭へ来ましたので、項目を挙げ

たんですけれども。

すべて業務委託することに、行革というよう
な形の認識があるのではないかと。

昔は、ガリ版ひとつですべてやってきたとい
うのが、今、タイプでしょう。もう、それが市
の職員で、職員が少なくて、そういう業務が難
しいということなれば、特別職というようなも
のを、二、三人雇用して、やっていただける項
目を研究して、そしてそこでやってもらう。

業務委託、市外に業務委託するのは、すべて
市には関係がないわけですね。市の職員がやっ
ていくことによって、市の職員に給料を渡す。
その給料は、宿毛市に回ってくる可能性が強い
わけですから、よそへやりっぱなしじゃなしに、
そういう循環的な考え方が、どうかなというふ
うに感じましたので、業務委託の見直しという
のができんかなと。

これはちょっと難しいですという言葉になる
かもわかりませんが、市長として、行政
の長として、今までずっと6年間経験した中で、
そういう項目が、考えてみようということにな
れば、目についてできる可能性が、私はあると
思うんですけれども。

その点について、市長の考え方、押しつけじ
ゃ何もごさいません。今は一生懸命やっておる
んですから。私の直感として、それを申し上げ
ておきたいと思うわけですが、ご答弁があれば
お願いをしたいと思います。

もう1つ、消防署の移転問題ですけれども、
ちょっと、消防署は、今の厳しい財政の中で、
市長が言うとおりになっているんですけれども、
私は、この市長の政治姿勢の中で、大事なこと
だというふうに、私はそう思います。

今、和田の方に、私は場所はいいと思うん
です。場所は、往来する皆さんが、消防という
ことの目について、消防を認識することにおい
て、防災意識というのが上がってくる。だから、

そういう場所が一番ええと思うんですけれども、
ちょっと、宿毛市の土地が、こればああるから、
その中にもひとつ計画させようというような。

私は、二、三日前に現場へ行ってみました。
広さは、あるようには感じますけれども、かぎ
になって、非常にじゅうの悪い土地だなと。も
う一つ、市長の肝いりで、消防というものは、
災害のときのこれは司令塔ですから、本部長で
ありますから、やはりそういうところの、他市
はこれだけのペースでやっているということじ
ゃなしに、宿毛市はそういうことを市長として、
これだけの消防行政、防災意識というものがあ
るんだということは、やっぱり表現じゃなしに、
実際に施設の問題で、皆さんにピーアールでき
ることではないかなと、このように考えるんで
すけれども。

予算面の都合で買いたしができ、またもう1
つは、隣は民間の土地ですから、これは思うよ
うにいかないかもわからんけれども、そういう
1つの発想がどうかなということと、もう1つ
は、今、大きくかさ上げをしている残土。これ、
残土処理は大変だと思うんですね。

ちょうど隣の方の、地権者に聞いてみますと、
理解がある方だと思うんですけれども、いつま
で草でおくのか。そして、構造物は市がやって
あげて、一緒に土地をならして、埋め立てをす
る。その条件は、いろいろ相互であると思うん
ですけれども。

使わんときには、消防活動に使わせてもらっ
ても結構だと思うんですけれども、造成するた
めには、そういう手法も、民間人との交渉の中
に、私はええ手法を考えたらどうかなと思うん
ですけれども。それは人の土地ですから、私が
勝手なことは申しませんが、行政としては、や
はり消防の方もよくなれば、民間がそのまま田
んぼの荒地でおくよりか、その土地で埋め立て
をしてあげることが、将来、いいと判断するか、

悪いと判断するかわかりませんが、そういう配慮というものも、ひとつ必要ではないかなど、このように思うんですけれども、ぜひ、市長、そういうことが可能と。相手があることですから、可能ということになれば、その方もひとつの、1案としてお考えできないかどうか、それについてご答弁を願いたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○副議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡崎 求議員の一般質問にお答えをいたします。

冒頭で、いろいろ言っておきまして、まだ私の頭の中で、ちょっと整理が困難な部分もございます。

まず、6年間の経験を生かしてということをおっしゃっていただきました。

6年間のうち、実は4年間あたりは、財政のこの建て直しということが、まず頭にあって、この国からの財政再建法ができて、ほかの市を出したら悪いんですが、夕張のようになっていけないうということに、この面に腐心をたくさんしてきました。

そのために、私自身、今の産業振興計画の、いわゆるインフラ整備、今、ようやくやっているわけですが、この構想自体も、ずっと抑えてきたような経緯もございます。

できるだけ、市民の皆様には産業振興を起こしていただく、それを行政として、しっかり支えていくということが大切だということは、重々わかっているつもりではございます。

ただ、知事もおっしゃいましたように、とにかくその産業振興に対するインフラ整備というものも、なかなかできてないのが高知県であるということで、このインフラを整備するのは、やっぱり押していくのが行政だということを、知事の方もおっしゃってまして、私もそのとおりだと思って、今は取り組んでおります。

4年間の反省につきましては、私自身が今を振り返りますと、ことし初めて議会に契約案件を、ようやく承認いただいたというふうな、それぐらい細々したものしか、できなかったというふうな、そういうようなこともございます。

そんなことで、これからは少しというよりも、積極的に民間の方々に、今出している産業振興について、ぜひ、力を発揮していただいて、それを行政全体が、本当に押し上げていってあげるといふふうなことの基本を、しっかりとらまえてやっていかなきゃいけないというのが、今、思っているところでございます。

それから、一つひとつ項目を探しながら、答えてまいりたいと思います。

まず、1つ目に、国土調査でございますが、これ、国土調査、私、全然むだな事業とは思っておりません。これは、本当に必要な事業でございます。私も十分わかっているつもりでございます。

これ、土地所有者が高齢化しているとか、お亡くなりになっているとかいうことで、境界確認の困難さが増大しております。

それから、境界紛争も起こっておりますし、また、いつ起きてもおかしくないと言われている大地震後のこの土地境界の復元などにおきましても、近代的な測量技術によった調査の必要性というのは、十分わかっているつもりでございます。

宿毛市の国土調査の今まででございますが、昭和57年から始まっております。これを平成10年度まで実施しております。

途中これ、私ちょっと不明ですが、切れておりました、平成15年度から17年度まで行っております。

これを、17年度に終わった時点で、中断したのはなぜかと申し上げますと、このときに、現地調査を行って行くにもかかわらず、境界不明

というような問題が出てきてまして、私、後でわかりました。これは、事務処理を全然してなかった。これは行政の怠慢だと思いますし、請負を持った方と、いわゆる行政の方の担当、行政の担当、2年ごとぐらいに大体かわってますので、そのときに、恐らく台帳整理とかがなされてなかったんじゃないかと。

そういうことがありまして、これはもう、いわゆる測量したものが、成果品できちんと残ってない。市役所の方にきちんと整理されてないという、重大なことで、これがずっと積み重なってきますと、調査はした、全然その成果品がないということになります。そんなことが判明したものでございますので、18年度以降、1回休止をしまして、それでこの整理をしていくと。整理をした上で、ちゃんと境界確認の図面とか何とか、全部きちんとする作業をしてくれということで、建設課の方で今、しております、今年度、完了のめどがようやくつきました。

そういったことで、来年度から国土調査を再開したいというふうに思っております、これを県の方にも要望しているところでございます。

どこから手をつけていくかということ具体的に申し上げますと、17年度の現地調査を完了しております隣接の山田地区の一部から、調査面積で0.44平方キロメートルでございますが、その部分を、その17年度以降の継続としてやっていきたいと。

それから、まだまだ進んでない部分がございますので、この国土調査たるものを、ぜひこれから継続してやっていかなきゃいけないというふうなことで認識をしておる次第でございます。

それから、産業振興でございます。いろいろ励ましもいただいたというふうに、私は思っております、これ、産業振興計画で、今、中心のこととしては、魚の加工施設、今、片島でようやく、少しずつですけれども、緒についたと

いうことでございます。

それから、きのうも申し上げましたように、芋を生かして、焼酎づくりという特産品が、ようやくこれは製品ができました。これも民間の方に、いわゆる市の補助金を出しておりますが、民間の方々も大きな借金をしまして、この会社をつくっていただいてやっておるわけで、これは支援もしていきたいというふうに思っております。

それから、先ほどありましたナオシチの搾汁、商品加工をしていきたいという思い。それから、バイオマスの関係で、環境に配慮した町づくりのための堆肥化工場と、こういったものをひとつメインということで、置いておるわけでございます。

こういったことが、ひとつナオシチの例をとって、岡崎 求議員からお話があったと思えます。この余ったらどうするんだということが、過去にも、私自身も思っておりますのは、まず、ハマチの養殖を始めました。

それも、ハマチの養殖も、最初はやはりよかったということでございますけど、これもやはり岡崎議員が心配されてた部分の中の1つかと、私も認識しているわけです。

ハマチの養殖を皆さんがやり始め、最初は漁業組合だったのが、個人個人がやって、生産過剰になっていった。そして、その結果で、海に生えさが落ちて海を汚してしまった。自分たちの畑を、結局放棄したみたいな感じになったんじゃないかなと、私自身は思っているわけでございます。

だから、何か、高知の県民性なのかどうかわかりませんが、少し、何がいいとなると、それにワーンとこう、言葉は悪いかもしれませんが、それに食らいついていくというふうなところがあるんじゃないかなと。

やはり、これは、私自身は、この事業化につ

きまして、徐々に徐々に、やっぱり始めていて、将来見通しは、やっぱりきちんとしたものを立てていかなきゃいけない。それが事業であり、会社経営であるというふうに、自分自身は思っているわけでございます。

それから、いろんなものをやるにしても、行政、いわゆる民間がやっていないものについては、まず行政がひとつ示して、それから民間に移行するというふうな手法も必要かなど。行政がいつまでも、いろんな直営で何か事業をやっていくというより、民間ができるものについては、民間がやっていった方がいいんじゃないかというふうなことを、基本的には思っているわけでございます。

ナオシチの関係のお話がありましたので、調べました。

今、これナオシチの生産組合を、皆さんつくっていただいて、そこが搾り工場の規模をどれくらいにするかとか、これも行政も一応かんでやっておりまして、まず搾り工場を、宿毛にまずつくろうという、いわゆるインフラ整備。これをナオシチの生産組合の皆様と、ことし皆様と一緒にやっていくというふうなことにしております。

これは、以前までは、市内の量販店さんの方が、一手引き受けてやっていただいたようなわけですが、これをナオシチの生産組合さんの方に移管するというふうなことを聞いておりまして、共同でやっていくというふうなことになっております。

まず、少し調べた結果で、お問い合わせのない部分もあるかと思えますけれども、報告をさせていただきます。

市内でのナオシチの将来生産は、現在は70名の方が7.7トンほど。もうこれは小さな、一本木とかいうのも、全部入っております。

それから、これに10年後の生産目標を、今

の生産者を中心にしまして、400トンに見込んでおります。

ナオシチを製品にする工場等の計画につきましては、先ほど申しました生産組合と、22年10月からの搾汁に間に合うように協議をしております。当面は搾汁した果汁を、加工の工場がまだありませんので、加工業者に委託をしまして、ポン酢であるとか、搾り100パーセント、それからカツオのたたきのたれであるとか、ナオシチとごまドレッシング、それから業務用の搾り100パーセントといったふうに、商品をつくる予定になっているということございまして、5年以内をめどに、委託、今は、来年例えば搾汁工場がここにできますと、製品にするためによそへ持っていきます。このよそへ持っていく費用等もいろいろ勘案しますと、やっぱり加工もここでした方がいいということで、5年後をめどに、加工を自社で、ここで製品化していきたいというふうに考えているということです。

それから、楠山の方に、農地が3.7ヘクタールございます。これを1,300万円の予算計上しまして、耕作放棄地となっておりますものを、中山間地域総合整備事業では場整備を実施して、楠山工区の農地3.7ヘクタールを、農地所有者から直七生産組合が借り受けをしまして、再び農地として利用できる状態にするということで、ナオシチの生産拡大を目指すというふうになっております。

これ、先ほどの耕作放棄地を1,300万ということですが、これは事業内容を申し上げますと、重機などを用いまして、障害物の除去ですとか、深く掘り下げる、深耕、それから整地などの再生作業に650万円。それから、肥料、有機質資材の投入などの土地改良費に90万円、実証圃場の設置運営の営農定着費に90万円、それから、鳥獣被害がございす

ので、あその鳥獣被害を防止するために、鳥獣有害防護柵設置費に470万というふうな予定をしているということでございまして、この事業に参加する人数の方ですが、直七生産組合員が、ただいま5名ということで始めております。

これ、どういうふうに、これからふやしていくのか、ふえていくのかどうか、ちょっとまだ、私の方も不明なところがございます。

そういったことで、ナオシチをここでつくって、生産をしていくと。

それから、生産過剰にならない形での計画をしていくわけでございますが、今、先ほど申しました10年後の400トンですね。この400トンを見込みまして、搾汁した果汁としては、これで160トンが見込まれているということでございます。

ナオシチを、400トンのナオシチを搾汁しましたら、160トンの果汁になるそうです。その果汁を使った加工品として、先ほど申し上げましたナオシチのポン酢を100万本、それからナオシチ搾りとカツオのたたきのたれが5,000本、それからドレッシング、先ほど申しましたごまドレにナオシチが入っておるの、それを20万本。業務用で、搾ったその生搾りのものを売っていくのが、50トン製造すると、そういうふうな予定になっておるということでございます。

それから、ちなみに販売先についてはどうするんだということでございますが、これまで、製造販売を行ってきております市内の量販店がございまして、この店の流通を通じまして、20年度までは、今までのことを申し上げますと、市内量販店とか、県内量販店にあります。それから、お土産屋に出荷をしております。

ことしは、それに加えて、高知県のアンテナショップ、それから四国の量販店に出荷を

拡大して、全国の卸売り業者さんや、量販店等にサンプルの提供を、ことしは行っているということでございます。

22年でございますが、さらにサンプルを提供しております全国の量販店等に、販路を拡大することとしているそうでございまして、こんな中で、ナオシチは他のかんきつ類に比べ、香りにくせもなく、味もまろやかで、用途も広いということで、そういう好評をいただいているところでございます。

そういった全国的な量販関係にも、出荷をしていくというふうなことを聞いておるわけでございます。

次に、堆肥化施設でございます。これは、ぜひ成功をさせろというふうな励ましもいただきました。

これ、以前からも言っております。また、バイオマスタウン構想を、ずっと前から掲げまして、実現、施設の整備がまだなっていないわけでございますが、いろいろな検討は、もう今年度重ね、結構な資料も入っております。

肥料の材料には、我々としては事欠かないんじゃないかと。材料についてのことを申し上げますと、し尿汚泥がございまして。それから、下水の汚泥がございまして。それから、家畜の排せつ物、それから焼酎の原料の芋の搾りかす、それから、魚、養殖魚のやっぱり死魚が出ますので、そういったものの処理だとか、それから、あとでまた、鳥獣の関係がありますけど、シカ肉を利用するだとか、イノシシの肉を利用するだとかとなりますと、その余った部分とか、そういうものも使用できるんじゃないかというふうなことを思っております。これもまあ、一応、今のところ、ごみ処理については、市の事業でやっておりますが、これがまた、きのう中平議員からもご指摘もありましたように、民間の方がこれをやっていただければ、こ

それはまた、我々にとってはありがたいことですし、それが事業として成り立つような支援、宿毛市内全体の中から、こういった肥料原料を、それを調達していく。

その、いわゆる調達するための集める方法とか、そういったものも、きちんとした検討のもと、計画のもとになさなきゃいけないかなど、そういうふうなことを思っているわけでございます。

それから、次に、有害鳥獣対策でございます。これ、本当に猟友会の皆様には頭の下がる思いでございます。イノシシ、シカの害というのは、非常に、年々被害が高くなっておりまして、特にシカが、最近では山の方の、10年も20年も30年もたったようなヒノキの皮をはぐ。杉の皮をはぐというふうなことで、木材の被害が非常に高いということも聞いております。

そんな中で、皆さんにいろいろな方法で、鳥獣被害の防止に努めていただいているわけでございます。

電気柵をやりたり、網をやりたりということもありますが、やはり撃っていただいているというところで、報償金も出さなきゃ。

恐らく、報償金でございますけど、猟をされている方には、私思うのは、弾代にもならないんじゃないかなというふうなことは思っているわけでございます。本当に、そういった面では、猟友会の皆様にお礼を申し上げたいというふうに考えております。

岡崎 求議員の先ほどの話で、手続が複雑であるというふうなことでございます。やはり、こういったことは、簡略化していかなきゃいけないというふうに思いますし、いろんな法律にのっとった形で、どういう手続をしていくかのときに、行政としてやっぱり、こうすれば簡略化になるんじゃないかということを考えなきゃ

いけないと思いますので、ぜひ、これは内部でも、ちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。

できるだけ簡略化をしていきたいと思ますし、また、年間を通じて、やっぱりイノシシはいろいろ、我々の言うことを聞いてくれませんので、年間を通じて、やっぱりそういう被害が出てくるわけでございますから、そういったものについては、年間を通じて駆除ができるような体制も、整えなきゃいけないと、こんなふうに思っているところでございます。

それから、田ノ浦の小学校の跡地の管理がございましたので、一言申し上げますと、田ノ浦の小学校跡地利用には、後ほどまた、教育長からも説明があろうかと思ますし、地元の方に、いろんなことを話しているということもあろうかと思ます。

これ、一応、当面は保護者等の話し合いによりまして、教育委員会が管理をして、地域の方々が、体育館等は利用したいということをお願いしております。これはもう、教育施設として、使っていただくのは結構だというふうに思ますし、あと、地域振興とか、産業振興とか、そういうふうなことにというご提案がございました。

そんなものに対しては、地域と私ども、協議をさせていただきまして、できるだけ地域の皆さんの要望を入れる形で、使っていただければありがたいというふうに思ます。

まだ、宿毛市も土地、余った土地もございませし、ただ、学校を廃校させて、そういった土地にするということでございますので、これはやはり地域の方々の思いもございませから、そういったご意見というのは、十分に聞いた上で、地域振興に役立てていただきたいというふうに思っております。

それから、次に、業務委託でございます。委

託業務がたくさんあるということでございます。できるだけ、職員でできるものについては職員でということのつもりでおります。

職員が行うことによって、経費削減については、なるものについては、人材育成にもつながるということのご指摘もいただいております。ただ、その中で、私どもも、ぜひその、ここでできるものについては、ここでぜひやっていきたいという考えは持っておりました。

民間でできるものについては、民間でという基本的なものがございまして、そういったことで、各施設の管理運営とか、それから事務事業についても、民間活用のことを思いながら、委託をしているわけでございます。

結構、専門的なものがございまして、職員には、特に専門でこれだけという職員がなかなかいないものですから、外部委託をしている業務が、実は300ございます。

300でございますが、この全体では、5億6,600万円、調べましたらありました。5億6,600万円でございます。

私ども、委託に当たっては、できるだけ、やっぱり市内の方にやっていただくという原則を持っております。どうしても、市内の方がいなくて、市外ということになれば、もうこれはいたし方なく、そちらの専門の方にさせていただいているわけでございますが、例示的に申し上げさせていただきます。

電算システムの維持管理委託料が、これが電算システム、なかなか専門家、私どもいないものですから、7,400万円あります。

それから、浄化槽の維持管理委託料が約500万円ほどあります。それから、私立の保育所の運営委託、これも運営委託になりますので、これが約1億1,900万でございます。

それから、予防接種をやります。今回のワクチン等もございますが、予防接種の委託料が、

これ2,400万円。それから、環境管理センターがございまして、これの施設の維持管理委託があります。これが、結構高くて1億400万円かかります。それから、各種の設計の委託をやっていますが、これが4,600万円など、こういった予算がございまして。

毎年度の予算査定において、十分精査したつもりではございます。来年度予算につきましても、事業の必要性とか、効率的、効果的な運営に努めなきゃいけないということで、さらに精査を行っていきたいというふうに考えております。

現状におきましては、地方分権がございまして、多くの事務事業が、国、県から委譲されまして、職員個々への負担は結構高くなっているところでございます。

それから、国からの定員管理の指導であるとか、加えて職員給与と委託料の比較をしなきゃいけない。それから、民間企業の育成という観点等から、総合的な判断をいたしますと、今、外部委託しているものについては、有利かなという認識を持っておるわけでございます。

今後も、各課の事業と一緒に、あわせてこういったものについて、きょうのご指摘の部分につきまして、きちんとした精査をした上で、予算組みをしてまいりたいと、このように考えます。

それから、次に、消防署でございます。毎年のように、各地で地震が発生しまして、大きな被害をもたらしておりますのはご存じのとおりでございます。

大型地震の発生が予測されますので、地域の防災力の、これはかなめとなる消防の役目、責務はますます大きなものになってきておりますし、救急出動も非常に多くなってきております。

そんな中で、現在の消防庁舎でございまして、これは、昭和44年に建設されております。4

0年が経過しまして、建物の耐震性はもうなし
ということの判断でございますし、この内部の
老朽化も進んでおりまして、消防職員の生活、
ライフサイクルの生活についても、非常に不便
を来しているということは、私も十分、認識し
ておるわけでございます。

このままでいきますと、地震がもし発生しま
すと、同時に消防庁舎の崩壊であるとか、それ
から津波の浸水予想エリア内に所在してしま
うので、消防車両が出勤できないといったよう
なことが、十分考えられるわけでございます。

住民の安全安心を守っている防災活動拠点の
消防署の新築移転が、私ども、先ほどの住宅等
公共施設と一緒に、宿毛の重要課題でございま
す。

市内の数カ所の候補地を、消防署の職員が一
番経験を積んでおりますので、彼らに対しまし
ても、出やすいところ、行きやすいところ、い
ろんなところがあるかと思っておりますから、一応、
基本的には市有地を使っただきたいのは、
経費面ではありがたいことですが、市有
地に限らず、いろんなところという、候補地
を、彼らにいろいろ考えていただいたことがご
ざいます。

これで、総合的な観点、いろんなことを、私
も指示しましたし、消防からも、いろんな話も
聞いたりいたしまして、移転用地に和田地区の
パルスの、宿毛、東側です、その市有地を選定
をいたしているところでございますが。

この敷地面積でございます。岡崎議員からも、
背後地の民有地をどうかと、私も現場を見に行
きました。いろんなご指摘もいただいております
して、1案としてどうかということでございま
すが、今の消防の敷地面積が1,635平米で
ございますが、移転場所の敷地面積をパルスぎ
りぎりまでいきまして、この2倍強ございま
した。3,800平方メートルあります。

そんなことで、現在の署の規模としては、十
分、機能するのではなかろうかというふうなこ
とを考えておりますが、なお、岡崎議員のお話
もございました。

今、この設計なりを、概略設計というのは、
自分たちである一定の、どういったものがいっ
て、どういった配置をしたいんだということ、
消防署員の使い勝手について、ポンチ絵的なも
のを、今、できておりますが、その部分でいき
ますと、一定、構わないんじゃないかというふ
うな話は聞いておりますが、なお、きょうのお
話もお伺いしまして、背後の土地が要るのかど
うか、もう一度、きちんとした精査もしていっ
て、今のままでいいということでありましたら、
その分を、また報告をさせていただきたいと、
このように考えます。

以上でございます。

○副議長（中平富宏君） この際、岡崎 求君
の質問に対する答弁保留のまま、午後1時まで
休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会
議を開きます。

岡崎 求君の質問に対する答弁を求めます。
教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、岡崎議員の
一般質問にお答えをいたします。

議員の方から、小筑紫小学校と田の浦小学校
の統合後の、現田の浦小学校の活用についてで
ございますけれども、平成22年4月に、小筑
紫小学校、田の浦小学校の統合後の現在の田の
浦小学校の校舎につきましては、耐震化もでき
てない状況ですので、公の施設として利用する
ことは困難なことだと思っております。

学校の保護者や地域の方々にも、説明を、こ

のことについてはさせていただいておりますが、来年度の4月以降は閉鎖をするようにと考えております。

しかしながら、体育館とグラウンドにつきましては、一定の管理を行っていけば、地域の方々に親しんでいただく施設として、利用をしていただけるのではないかと考えております。

ただ、現在の田の浦小学校には、議員ご指摘のように、校舎内にしかトイレがありません。校舎を完全に閉鎖をいたしますと、トイレが使用できなくなる状態になってしまいます。

そのことにつきましては、保護者の皆さんとも話をする中で、今現在、体育館を使用しているときに、トイレは使用していないので、トイレについては現状のままでよいというお話をいただいておりますので、現時点においては、トイレの設置については、予定をしておりますが、今後とも利用される方々とも相談をしながら、財務当局とも相談をする中で、対応できることについては、検討させていただきたいと、こんなふうに思っております。

また、グラウンドにつきましては、地域の子どもたちの遊び場として確保するために、地域の方々とも連携をし、連絡を取り合いながら、草刈りなどの作業を行い、維持に努めてまいりたいと、こんなふうに考えております。

それから、統合後の田の浦小学校の土地の有効利用についてのご質問でありますけれども、今、答弁をさせていただきましたが、統合に向けての保護者との話し合いの中で、一定期間、子どもたちがグラウンドを利用したり、保護者や地域の方々に体育館を利用していただくように、取り扱いということにしてございますけれども、市全体的なことを考えて、田の浦小学校の跡地を有効に活用する方法があれば、地域の方々にもご相談をしていただいて、教育財産から普通財産に移管することも、検討をしていき

たいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 16番岡崎 求君。

○16番（岡崎 求君） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいま、質問に対する答弁、市長からも、また教育長からも、十分、理解のある答弁をいただきましたことを、前もって厚く御礼申し上げたいと思います。

なお、私の、若干、原稿なしでやった関係で、2つばあ漏れておりますので、ひとつ答弁をしていただきたいと思います。

まず、最初から申しますと、国土調査については、そういう理由ということは、私、承知してなかったものですから、今の民主党がやっているような、むだな仕事じゃないかというような判断をしているんじゃないかと、というような感覚が持っておりますけれども、来年度から、実施に移していくということですので、ちょっとおくれを取り戻す。他市町村に比較をとらないような、事業の展開をよろしく願いたいと思っております。

産業振興については、非常に、先に申しましたように、この地域は産業で盛り立っておるわけですから、ぜひとも、この産業振興については、もうひとつ真剣に、先輩各位、経験者に対して、アドバイスをいただく中で、特にまた、市の職員の有能な能力を引き出して、一緒になって対応して、取り組んでいただきたいと、このように思います。

産業振興にまつわるバイオマスの問題をちょっと触れてみますと、バイオマスというのは、有機肥料を使った農産物、これは非常に、有効なひとつの産業の武器になると思うんですね。

各地区で、いろいろと有機物の、いった農産物が、非常に研究されて、それを商品化して、商標に今はピーアールしているということが、

だんだんと新聞やテレビ等々でも報道されておりますから、あえて私が申すまでもなく、市長も承知と思いますので、ぜひとも産業振興、農産物に対する行政の指導というのを、本腰でひとつやっていたきたいと、このように思います。

やはり、人間も食する物によって、体調の問題とか、私みたいに肥満になる、また宮本有二君みたいに、最近、腹が太って動きがとれんというようなこともありますから。

そういうことで、品物によっては、やはり合うた、例えばナオシチ等については、窒素分の強い肥料をつくるとか、例えば、温州ミカンについては、有機的なものをやると。それ、必ず返ってきますからね、植物というのは。

そういう性質のものでありますので、今、先ほど質問してましたように、宿毛市内に有機肥料のやれるものが、だんだんふえてきているという状況の中で、ぜひそれをやっていくという、市長の判断でございますので、多く期待をしておきたいと思うわけでありませう。

1つ抜かしておったのが、宿毛市特有の産物ですね。加工品とか、いろんな形の中で、県下でも婦人会とか、いろんな方々が研究をして、どこそこの、専門的な産物を加工した製品をつくったんだと。それを販売にのせるんだと。

かなり、耳に、そういった面、しておるわけでございますので、そういう形の、何か組織的なものですね、漠然としたものじゃなしに。そこを研究していただく方のバックアップ、そぞりあげていくか、語弊ですけども、市民の中から、そういう有識者を募って、研究をしていただく、その予算も要るわけですから、それを含めて、ぜひやっていたきたいと、このように考えておりますので、そういうような考え方が市長にあるのかどうか、その点について、お願いをしたいと思っております。

それから、有害鳥獣の対策についてでございますが、答弁の中に、バイオマスの関係で、市長がシカ、イノシシ等のいろんなものも含めた財源の一環ということも、答弁されておりますので、市長はやる気だなというような受けとめ方をしております。

というのは、私が提供して、課長に、高知の方へ向いて、持って、薫製にね。市長も試食して、なかなか評価があったと思うんですけども、これをやることによって、やはり猟友会の皆さん方が、商品開発してもらおうと、ひとつの目的がもう1つできるということと、ハンターの方々には、非常にもう経費が要るわけね。犬を1年間飼わないかん、そして免許をとらないかん、銃の書きかえの検査もあるとか、大変な、いろんな問題が課せられてきておりますので、それによって、商品化することによって、なんぼかの、まあ言うたら、猟友会の皆さんに還元できるようなシステム。

そしてまあ、バイオマスとの関係と関連すれば、ぜひ、その施設というか、事業というものをやれる、できればやってほしいという希望がありますので、ぜひ、答弁いただく場合、この点については、やる気であるという判断をしておりますので、答弁は要りません。

それから、教育長、今、申してましたように、質問に対する答弁は、十分、それで結構だと思うんですけども、やはり、1年間、学校の運動場を開放して、その後、知りませんでしたという話が、そういう受けとめ方をしている父兄もあるわけですね。

だから、そういう時点で、一般財源に切りかえようか。管理がずっと続いてもらわにやいけませんよね。草ぼうぼうになったらいけませんから。そういう、1つの認識で、地元に迷惑かけないような、ひとつ管理をしていただきたい。これは、わかっておるようですので、ぜひ、要

望としておきたいと思います。

業務委託について、市長、私が素人なりに申し上げたのは、監査をしょって、これは市の職員からしかられるかもわかりませんが、市の職員でできる仕事も、中にあるような、私の感覚で。

なお、今の職員を少なくして、行政の効果を上げるために、業務委託をしてやっておるわけですけれども、私は、電算機を使うたり、それでいろんな資料をつくったり、業務委託しよる内容の中には、特殊的な、市長が説明したように、難しい事業はあると思うんですけれども、やはりできる仕事はひとつ手がけてやっていくということは、市民の行政に対する見方というもの違うてくるんじゃないかと。

そういう観点から、できるものは、特別職のような形の中で、有能な人材を、ほかに流出することをとめて、それに特別職として、ここに仕事をしてもらう。その方に給料を与える。その給料が、宿毛市に回ってくるともなれば、今の業務委託の方法よりも、やっとな市の方に還元ができるんじゃないかと、そういうような認識の中に質問したわけですので、市長も今後、十分精査して、考えていくということでございますので、それについては繰り返しません。

ひとつそういう方向で、住民の税金が有効に使われて、市の発展につながるような方法を模索していただきたいと思っております。

それから、消防署の移転問題、私も言ったように、現場を見ますと、今の消防署を、現在位置よりか、これは広くなっておると思うんですけれども。

やはり、市長は消防に対する、非常に気持ちというものか、消防に対する理解があるということは認識しております。でありますから、他市と比べて、消防署の移転ということよりも、さすが市長だなというところの、結果として、

消防団員の活力を増進のためにも、消防団員の皆さんが、市長はというひとつの前提の中に、理解を深めるためにも、私の案が、ひとつ頭の中に入るとすれば、再度、検討して対応してほしい。

隣接の土地の問題についても、これはやはり隣接の方とも、境界も立てないまいし、そして、隣接の土地の方々も、利用がしやすいような形でしてあげる。そして、消防の土地造成に対しても、有利な展開があるとすれば、そういう方法も1つの策ではないかなと、このように考えますので、質問に取り上げておりますので、その点をご理解と、ご答弁をお願いしたいと思います。

以上、2回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡崎 求議員の再質問にお答えをいたします。

7項目にわたってあろうかと思いましたが。今のメモですね。

まず、国土調査に対する考えでございます。

奨励をしていただいたということで、おくれを取り戻すべく、財政的なものもありますから、できる限り、やっぱり国土調査、境界確定というものが、やっぱりしていかなきゃいけないと思います。

いまだに何十年前の境界確定ができてないところもあつたりするものですから、そういったものを一つひとつ、やっぱり片づけていかなきゃいけないのが行政課題であるとも思っております。

それから、産業振興計画でございますが、今回のいろいろな、皆様方からもお話も賜っておりますから、できるだけ皆さんの意見も聞きながら、皆さんに状況を、たびたびやっぱり公開しながらやってまいりたいというふうに思いますし、市がみずからということではございませ

んが、先ほど申しましたように、ぜひ市民の皆様がやる気を出していただいて、その計画に参加をしていただいて、産業振興、大いに起こしていただく。

そして、例えば、魚の加工場でございますけれど、あれをもっともっと、数倍にふやしていくと。やはり、道をつけて、そこに雇用も生まれますので、これを拡大していくことが、この宿毛湾のすばらしい、魚種もたくさんございます。そういった漁獲物が生きる道だというふうに、私も思っておりますので、そういったものについて、一つひとつを検証しながら、取り組んでまいりたいというふうに思います。

それから、バイオマスの関係でございます。やはり、今は健康志向が非常に強いものですから、日本国中の皆さんが、やっぱり健康であって、長寿の方で、やっぱり健康でいただきたいというのが、我々の気持ちで、医療費もそれに応じて、かからないという、あとのそのお金が有効に使えるというふうなことにもつながってくると思っております。

この産業振興で出た廃棄物を有効利用して、これまた人間に還元していくという、このリサイクル、そういうものについても、きちんとしたもので回すようにしていきたいと、こんなふうに思っているわけでございます。

また、皆様方のご協力を、ぜひお願いしたいと思います。

それから、バイオ関係にしろ、産業振興で出てきたその品物にしろ、やはり地元の方に、皆さんにたくさん知っていただきたいと。地元の方々が使っているいいものを、やっぱり県外、市外に出していくのが商売の本道かなと。

やはり、地元の人が何も知らないで、ただよそに行ったということじゃ、もうなんともならないというふうなことも思っております。

それから、市の産物、いわゆる特産品の開発

でございます。

魚においては、先ほどのものがありますし、野菜関係につきましても、農協などには問い合わせをしておりますけれども、今、市内の豆腐店が、オクラを利用したパウダーにしているというふうなものもございます。

それから、果樹の関係につきましても、先ほど言いましたナオシチの製品であるとか、それから、先だっても高知新聞に載っておりました小夏倶楽部というのを、コナツの生産者とお菓子屋さんが一緒になってつくっております、コナツやブントを利用したコナツジュースであるとか、そういったお菓子が好評でございます。

それから、沖縄だとか、宮崎とか、今、特産品だといって完熟マンゴーを出しておりますが、市内の方でも、ことし初めてマンゴーのすばらしいものができ上がっておりますし、そういったものも、これから売り出していただきたいというふうなことも考えております。

それから、この特産品開発については、きのう、中平議員の質問で、すくも84マリンターミナルで、漁協の女性部だとか、農協の女性部の方々に集まっていたいて、地産地消フェアをやりたいというふうに思っております、こういうことをやることで、市内にもたくさん、いろんな、やっぱり豊富にあるわけなんです、皆さん、ふだんに使っているものが、例えば、市外に出てみると、これが特産品だというようなもの、たくさん私はあると思っております。

ふだんの物を、やっぱりこういったところで地産地消フェアをして、みんなに知っていただいて、これを外へ出していこうじゃないかというのも、本当に必要なことだと、こういうことで開発ができるんじゃないかと、私は思っております。

それから、先日、高知でエンジン01という

のをやりました。有名な人がたくさん来まして。

私も行ってまして、あのとき、栄喜の婦人部の方が、夕方のオープニングのパーティー出まして、キビナゴのキヌカツギ、そういったものを、すごい有名な山本益弘さんが、このキヌカツギが、これはうまいと。この中で最高にうまいとほめてくれたんです。

だから、我々、何でもなく食べているものが、おからのキヌカツギです。そんなものがあります。そんなものを、ぜひ特産品として出していきたいなというふうに思っております。

それからまた、有害鳥獣の件でございますけど、これはぜひ、ハンターの皆さんが、先ほど申しましたように、頑張っておられますから、これをもう残すのはもったいなくてしょうがないと、私はずっと思っております、こういったシカの肉とか、イノシシの肉を、ぜひ商品化していきたい。

これについての、いろいろな、簡易な設備関係で、助成等も受けられる制度もございますので、それで少し、こういうお金を利用しながらやっていきたいというふうなことも思っております。

それから、業務委託の関係でも、市の職員、今は行政職全体が、全部が全部のことをやると、回るということをやっていますけれども、もうそろそろ、この地方分権の時代になってきますと、職員の専門家というのも、これからやっぱり考えていかなきゃいけない。

この職員は、この分野の、ずっと市役所へ入ったら、ずっと専門家なんだというふうなことの職員採用についても、検討もしていかなきゃいけない時代に来ているんじゃないかというふうなことを思っております。

消防署の関係につきましては、先ほど、答弁したとおりでございます、今まで、もの、我々が考えているものが最適、最善とは思って

おりませんが、その最適、最善に近づけるように努力をしてまいりたいと思います。

○議長（寺田公一君） 16番岡崎 求君。

○16番（岡崎 求君） とりとめもない質問で、大変、答弁に苦勞されたと思うんですけども、私は、腹いっぱい答弁いただいたと、このように判断いたしました。

ありがとうございました。

私が質問することは、これはテレビもありますから、やっぱり理解を深めておる市民も出たと思いますので、今後、ひとつ頑張ってくださいと思います。

終わります。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番議員の浅木です。ただいまから、一般質問を行います。

まず、市長の政治姿勢について、お尋ねいたします。

この議会の一般質問では、宿毛市の産業振興について、多くの議論がなされ、今後の宿毛市の発展方向を求めるものとなっているように思います。

私もその産業振興の一分野である森林について、質問いたします。

まず、1番目に、森林の育成と林産業振興について、質問します。

昨日、84マリンターミナルについての質問がありましたが、これは高知県の森林率、また宿毛市の森林率にあわせたとも聞いております。こうした豊かな森林を、宿毛市の重要な産業として、どのように発展させていくかは重要な課題であります。

森林は、木材の生産のみならず、多様な機能を持っていますが、その中でも、近年は温暖化防止対策としても大きく評価され、京都議定書に定められた日本のCO₂削減目標6パーセントのうち、3.8パーセントは森林整備による

削減となっております。

こうしたことから、国はもとより、県や市町村においても、間伐などの森林整備が大きく進み始めました。

こうした中で、宿毛市として、この森林をどのように活用していくのかについてお尋ねします。

その1番目として、森林と林産業の重要性をどのように考えているか。特に、宿毛市の豊かな森林資源をどう生かすかについて、所見をお聞かせください。

2番目に、今、林業は危機的状況と言われますが、これを打開するためには、宿毛市としてどのように取り組むのか。

国産材の需要、地元木材の需要拡大のために、まず公共施設や公共事業に木材を多く利用すべきではないかと思えます。

また、民間の事業にも、木材の利用を進めるとともに、利用しやすいような支援策を拡大すべきではないか。

その利用の方法については、建築資材を主としつつも、木工品やパーク堆肥ほか、各方面の燃料資材としての利用などを、行政が率先して進めるべきではないでしょうか。

木材価格が低迷している主要な原因は、無計画な外材輸入にあります。輸入を規制するとともに、製材品については、セーフガードを発動するように、政府に求める必要があるのではないかと。また、木材価格が標準価格よりも下がる場合には、下支えが必要ではないか。

次に、3番目。伐採や搬出のコストを削減するためには、林道網の拡充とともに、高性能の機械化導入が必要ですが、これに対して、宿毛市行政としても、助成すべきではないか。

4番目に、荒廃した森林を回復させるためには、間伐など森林整備を急ぐ必要があります。

国や県の助成策に加えて、宿毛市としても独

自の上乗せ支援策をすべきではないか。また、最近、皆伐した山に植林がされないまま放置される傾向があります。

裸地のままでは、山林崩壊につながるので、針葉樹、広葉樹を問わず、適地適木の植林ができるように支援すべきではないでしょうか。

5番目に、原木販売だけでなく、嶺北のように地元で加工品をつくり、すくも84マリンターミナルができた宿毛新港から、県外、あるいは海外へと販路を拡大することはできないのか。

6番目に、宿毛市でも林業関係労働者が高齢化しつつありますが、今後の後継者をどう探していくのか。

7番目に、林業の経営は、地理的条件によって大きく変わり、条件を生かした施策が必要であります。関係職員が見聞を広めるとともに、専門職員の確保も必要と思われるが、市長の所見をお聞きします。

大きな2番目で、少子化対策について質問します。

我が国が少子化社会といわれるようになって久しくなり、子どもの減少を主因として、保育所や学校の統廃合がされ、地方の過疎化に拍車がかかっています。

1人の女性が、一生のうちに産む子どもが、全国で平均何人かを示す合計特殊出生率が、2008年は1.37となっています。これまでの最低だった2005年の1.26と比べて、少し回復しましたが、出産世代の助成人口は減少しており、少子化に歯どめがかかったとはいえない状態です。

厚生労働省の担当官も、出生率は景気に左右される面もあると言っているようであり、不景気による生活困難、生活不安が出生率を低くしているとも思います。

子どもを産むか産まないかの判断は、当事者自身の人生観で決めることでありますが、産ん

で育てたくても、その決断ができない社会的な問題があれば、その障害を取り除くことは行政の責任であります。

今年の正月の派遣村の出現でもわかるように、不安定雇用による貧困化が進行しています。加えて、鳩山新政権は、子ども手当の財源づくりとして、扶養控除をなくし、庶民への負担を強化する方向にあり、この増税には日本共産党は反対するものであります。

こうした社会情勢の中にありながらも、少子化対策は急がれるものであり、宿毛市としてどうするか。

この議会では、次の2つのことについて提議します。

まず、1番目に、安心して子どもを産み、育てるための環境づくりとして、保育料や学校教育費の軽減。子どもの医療費無料化を義務教育終了まで延長するなど、子育てに係る負担軽減を図る政策を進める必要があると思います。

このことについて、市長の所見を伺います。

2番目に、今、全国的傾向として、結婚していない若者がふえる傾向にあります。子育てのもととなる結婚についても、行政としての支援が必要なのではないでしょうか。

私たちが若いころには、青年団活動が活発に行われていました。その中で、職場や地域を越えて知り合い、団活動を続ける中で、いつしか愛が芽生え、皆さんの祝福の中で結婚、家庭を築くケースを多々見てきました。

しかし、現代はそういう青年団活動も衰退し、広範な若者が、だれでも、気軽に、自由に参加できる場が少なくなっています。

こうしたことから、県は、昨年、少子化対策の一環として、独身の男女に出会いの場をつくる、こうち出会いのきっかけ応援事業を、市町村やNPOとともに実施しています。

また、市町村が独自にこうした催しをしてい

るところもあります。

こうした企画でカップルが生まれて、結婚し、宿毛市に定住することになれば、当人はもとより、市としても喜ばしいことであります。

こうした取り組みについて、市長の所見をお尋ねします。

次に、教育行政について、教育長に次の2点をお尋ねします。

まず、1番目に、就学援助についてであります。

これまでの政府は、明らかにしなかった我が国の貧困率について、9月に発足した鳩山新政権は、10月に日本政府として、初めて公表しました。

相対的貧困率とは、全人口の可処分所得の平均となる値の半分未満しか所得がない人の割合を示したものであります。

2007年のデータで、15.7パーセントとなっており、先進国の中でも、極めて高い数値となっています。

こうした原因は、景気低迷の中で、派遣労働やパートなど、低賃金の非正規雇用の労働者がふやされた結果であります。

こうした低収入家庭の子どもに、就学を保障するのが就学援助の制度であります。

援助の内容は、クラブ活動や体育実技を含めた学用品費、入学準備や通学関係費、修学旅行や対外活動費、学校で指定した衣料や給食費などがあります。

生活保護の家庭の児童や生徒は、そのまま就学援助となりますが、生活保護を受けていない家庭でも、収入の低い家庭の児童や生徒も、教育委員会に申請し、認められたら就学援助を受けることができる制度であります。

私は、この就学援助について、次の3点をお尋ねします。

まず、1番目に、宿毛市における就学援助の

現状を、要保護、準要保護別に児童数と生徒数について、お示し願いたい。

2番目に、保護者からの申請の手続は、どのように受け付けているか。

3番目に、就学援助の制度の保護者への周知は、どのようにしているか。

次に、就学援助の取り扱いについて、3点お聞きします。

1点目は、準要保護認定の根拠となる収入基準は、生活保護基準より高く設定する必要があります。宿毛市の基準値はどうなっているのか。

2番目に、どのような教育費用が支給対象になっているか。

3番目に、申請の手続については、申請書と所得を証明する書類を提出することになっている。

民生委員の証明は、現在、不用となっているが、この点を明らかにしていただきたい。

教育長に、2番目の質問として、全国学力テストについて、お尋ねします。

この学力テストを3年続けて実施されましたが、その内容と、全国一斉に実施することの問題点について、私もこれまで、この議会で取り上げ、実施に反対するよう求めてきたものであります。

結果は、私の心配したとおり、テストの結果が、事前の約束を無視して、幾つかの自治体で公表されるなど、保護者や教育関係、行政の中で混乱を引き起こしております。

こうしたことから、新政権が、来年度からは全国一斉の実施を取りやめ、抽出方式への切りかえを表明したことは、当然のことといえます。

一斉テストの点数を上げるために、テストの想定問題を子どもにやらせ、本来の授業時間を削るなど、全国的には数々の問題が発生しています。

しかし、今回の抽出にしても、その抽出率を

40パーセントの高率にするといわれています。

また、抽出漏れのところも、学校が希望すれば、テストに参加させるなど、問題もあります。

私は、宿毛市教育委員会は、この学力テストに、希望してまで参加するべきではない。それよりも、子どもたちに本来の学力をつける教育に努めることを求めて、教育長の考えをお聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に、森林の育成関係でございます。林業の林産業の振興策についてでございますが、宿毛市として、林業、木材産業の重要性をどう位置づけているかということだったかと思えます。

ご承知のとおり、森林には、水源の涵養、国土の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給などの多目的、多面的機能の発揮を通じまして、地域住民と密接な関係にあるというふうに思っております。

また、宿毛市の重要な一次産業であり、重要な地域経済活動でございます。

このようなことから、市としましては、今後も各種施策を実施しまして、林業振興を図らなければならないというふうに感じておるところでございます。

次に、国産材の需要拡大するために、建築建設関係の公共事業への利用とか、それから、民間の建築とか、木材を使用する場合に、支援できないかということでございます。

また、木質バイオマスの件もございました。

公共事業での利用は、建築関係だけですが、市営の住宅、橋上団地がございます。あそこはすべて木材ということで、日本家屋という形での取り組みをしております。

また、千寿園の内装にも、地元の木材を多用しております。

また、先日、完成しましたすくも84ターミナル、これは港にあるものとして、きのう説明したわけでございますけれども、ほとんどの港では、これコンクリートの建物です。が、我々としては、やっぱり地元産材を使うことに主眼をおきまして、木造で設計、施工させていただいたわけでございます。

これは、上屋としては、日本国中でもそれほどないんじゃないかなと。うちともう1件ぐらいあるんじゃないかなという感じです。

私自身が、それほど、ほかのところは、港を昔回ってきましたけど、ほとんどがコンクリートの建物でございますけど、なかなか木材のものはないかなと思います。

これは、私は、地元産材をつくったものとしては、誇れるんじゃないかなというふうに自賛をしております。

また、建築中の小筑紫の小学校でございますけど、これも地元木材を多用しております、今後も公共事業を行う場合は、可能な限り、宿毛の材木、木材を利活用していきたいと、こんなに考えておるところでございます。

また、土木工事なんかでも、いろいろな、これからその手すり等にも、木材を活用したものも出てきつつありますので、そういったものにも使っていきたいなというふうなことは、思っております。

それから、民間の建築等の利用に対する補助でございますが、高知県が県産乾燥材を利用した高耐震住宅基準に適合した木造住宅に対しまして、助成を実施しているところでございます。

宿毛市としても、木材の需要拡大、耐震化の推進から、助成をしたいところでございますが、現在、財政事情もあり、ちょっと、今すぐには無理な状況でございます。

また、民間の企業による木質バイオマス、木質ペレット工場の建設等もございまして、これ、以前、幡多地域の企業で計画がありまして、検討しましたが、最終的には実施希望企業は1社だけとなりまして、計画が今、たち切れとなっているというふうな経緯がございます。

議員がおっしゃるように、こういったものを、ぜひ使って、活用していくということになれば、これは高知県の産業振興計画の地域アクションプラン、こういったものにのせるなどして、検討していった方がいいのかなというふうな気持ちを持っております。

次に、木材価格を安定させるための、その輸入規制についての、国への働きかけでございますが、木材がまた標準価格を下回った場合の市の助成ということもお聞きしました。

国への働きにつきまして、政権交代もございまして、市としてすべきものかどうか、まだ今のところ不明でございまして、今、いろいろな陳情、要望活動が、前政権とまた違った形でも、報道もされておりますし、国会の中までいかなきゃいけないような状況もございます。

今は、我々も要望活動については、手探りの状況でございます。そういった状況でございますので、今のところ、不明でございましてということをお答えさせていただきます。

それから、木材が標準価格を下回った場合の市の助成でございますが、現在、農産物などにつきましては、国、県、市による標準価格を下回った場合に、基金を積み立て、経営の安定を図る価格安定事業が実施されておりますが、木材の価格安定事業については、国、県にそうした制度がございません。

こうした中での、宿毛市単独での支援には限度がございますので、今後、国や県において、そのような動きがある場合には、検討していきたいというふうに思います。

コスト削減の支援としてでございます林業機械化や、作業路網の整備に対する市の助成につきましては、複数の施工地を、森の工場として団地化することによりまして、国、県の補助が拡充されるといった制度があります。

市としましては、宿毛市森林組合や、林業事業体を通じまして、森の工場の設置を推進するとともに、国、県とあわせた補助につきましては、検討の余地があるかというふうに考えております。

もう1つ、この中でも、森林整備事業とか、事業採択にならないようなものへの助成ということでございます。

一応、そういった小規模森林のことについても、機会あるごとに要望はしておるわけですが、事業採択にならない小規模森林の整備につきましては、県が行っている造林補助事業で、1施工地0.1ヘクタールでありましたら、事業採択されることとなっております。

それ以下の事業要望は、ほとんどが、要望がないという状況でございます。市としましては、民有林整備の中核を担う森林組合を中心にししまして、今後、必要とされる森林整備の助成について、検討してまいりたいと、このように考えております。

新港を利用しまして、加工木材とか、いろいろなものを、販路の拡大をしていったらどうかということでございます。

以前に、製材会社が、木材加工品の輸送をするために、新港の利用を試みたところ、波による船の揺れが大きくて、作業が非常に困難であったということで、現在は利用されていないところでございます。

その後、第一防波堤が整備されました。今後は、あらゆる物流交流の拠点として利用されるように、この第二防波堤の整備も要ります。

そういったものと一緒になって、推進もして

いかなきゃいけないというふうに考えておるところでございます。

湾港の整備に、整備というより、湾港の利用についての話でございますので、ぜひこういったものについても、活用できましたら木材関係の搬出搬入ということも、ひとつの道かというふうに考えてはおります。

林業労働者の確保と人材育成でございますが、民有林整備の中核であります宿毛市森林組合の育成強化、組合作業班の資質の向上を図るということとともに、施業の受委託の計画的な実施を図ることで、安定した林業経営が維持できるように、推進するというのと、今年度は市有林をフィールドとしまして、提供をして、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用することで、3名の新規就業者を雇用しまして、林業の担い手育成に取り組んだところでございます。

森林組合独自でも、緑の雇用担い手対策事業というのがございまして、これに取り組みまして、昨年まで毎年数名の新規就業者の確保に努めているところでございます。

今後も、あらゆる施策を活用しまして、林業労働者の確保と、人材育成には取り組んでまいらなきゃいけないというふうに考えております。

それから、専務職員への市への配置でございますが、林業振興の現状は、宿毛市森林組合と連携を非常に密にして行っております。伐採、造林、保育、その他森林整備全般につきまして、森林組合の専門職員と協議して行っておりますので、市としては、専門職員を配置する必要は、今のところはないというふうに考えておるところでございます。

次に、少子化対策でございますが、浅木議員から、安心して生み育てるための保育費とか、義務教育費、それから医療費を無料にということをおっしゃられました。

私自身も、やはり子どもが生まれてから義務

教育を受けるという、終了するまでは、いわゆる、これは国の施策でございますから、やはり親の余り負担なしに、こういった義務教育は終了までは、国で面倒を見ていただくのがいいんじゃないかなというふうなことが、自分は常々思っているわけでございます。

そういったことで、親の負担にならないような形で、ことし6月議会で松浦議員の一般質問でもお答えをしておりますが、宿毛市におきましては、平成20年10月から小学校終了までに、医療費の無料化対象を拡大しまして、保護者の子育て支援を実施しています。

ぜひ、私自身、中学校卒業までの医療費の無料化を実現したいというふうに思っているわけですが、懐ぐあいを勘案しますと、なかなか厳しい状況がございます。

試算をしました。中学校までに拡大した場合、さらに1,600万ほどの財政負担が見込まれるということでございます。

これは、先ほど申したように、国や県も含めて、三者が一体となって取り組んでもらわなきゃいけないというふうなことを、自分でも思っております。

ぜひ、国や県に、こういった要望もしていきたいというふうに思います。

それから、具体的な少子化対策につきましては、保健介護課における母子保健対策であるとか、教育委員会における児童支援対策など、各所管において、それぞれ支援を行っているところでございますが、経済的な負担軽減ではなく、若い男女の出会いの場づくりを含め、各課で連携して、安心して子どもが産める、また安心して子育てができる環境づくり、これはいろいろな雇用対策、産業振興策にも、全部つながるものでございます。

そういった形で、少子化対策にも努めてまいりたいというふうなことを思っております。

青年出会いの場についてというお話がございました。これ、私もこのことについては、非常にいいことございまして、各市町村でもやっていることやってないことあるということも承知しておりますが、宿毛市では、青年会議所の若い方々が、年に1回ほど、その出会いの場をつくっていただいているところでございます。

過去にも、漁協だとか、農協だとかいうところでもありましたけど、なかなか、うまくいっているのかどうか、その成果については、私まだ、はっきり承知はしておりません。ただ、出会いの場というのではないと、やはり結婚には結びつかないということは、十分承知しているつもりでございます。

青年会議所の皆さんとか、そういった市民の皆様が、みずからこうやってくれているということは、非常に大切なことだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

教育行政について、就学援助、それから全国学力テストについて、お尋ねがありました。

まず、1点目の就学援助につきましては、市内の小中学校の要保護、準要保護の人数、それから準要保護の手続の流れは、それからどこが申請書の受付をしているとか、保護者に対する制度のお知らせ、この点につきましては、担当課長の方からお答えをいたしたいと思っております。

それから、4の準要保護の取り扱いについて、基本的なことを、私の方からお答えをいたします。

認定基準につきましては、それぞれの市町村において、要綱等において規定をすることになっております。

宿毛市におきましても、生活保護世帯に準ずる程度に、生活が困窮している世帯の所得基準として、特別支援学級世帯では、生活保護基準の1.2倍以下、それ以外の世帯では、生活保護基準以下となっております。

認定基準を生活保護基準の1.5倍にすべきではないかというお話もありましたけれども、現在のところ、財政も大変難しい状況でありますので、現在、現時点におきましては、変更する考えは持っておりません。

次に、就学援助の支給対象につきましては、学用品費、それから通学用品費、修学旅行費、それから新入学の児童生徒学用品費、それから校外活動費、医療費、給食費を対象といたしております。

支給金額は、国の基準に準じております。

次に、申請時に民生委員の意見をつける必要がないのではないかとのご意見でございますけれども、本市の就学援助申請には、民生児童委員の証明の項目を設けております。これにつきましては、申請者の世帯状況の確認のために、証明をしていただいておりますということでございます。

申請者から提出書類につきましては、母子世帯ではあるけれども、男性が同居しておったり、それから世帯は分離をしていますが、祖父母と同居をしている等、地域の実情を把握している民生児童委員の方に証明をしていただくことによって、世帯状況の確認としております。

したがって、直ちに児童民生委員の証明を不要とするということは、現段階では困難ではないかと考えております。

それから、2点目の全国学力テストについてでございますけれども、報道等でご存じのとおり、この夏の衆議院選挙で、政権交代がありまして、平成19年より、悉皆の調査、原則といったしましては、全国の小学校の6年生、中学校

の3年生の全児童生徒を対象として、実施をされておりました全国学力学習状況調査も、4割の抽出調査で実施される方向が示されておりましたけれども、先日の行政刷新会議、ワーキンググループの事業仕分けでは、今のようなやり方の学力テストはやめるべきとしております。

子どもの学力の経年比較が可能なやり方、方法で対象を絞り込むべきであるだという結論がなされております。

現時点では、平成22年度の全国学力学習状況調査の実施要綱が示されておられません。どのような形で行われるのか、非常に不透明な状況であります。

ただ、全国学力学習状況調査につきましては、平成19年度から3年間、教育委員会や各学校等で調査結果を分析をして、課題を把握し、取り組みをしてまいっております。

そのような取り組みを通しまして、高知県はもとより、本市におきましても、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立をすることや、各学校が児童・生徒の学力や学習状況を把握し、学力の向上に努めてまいりました。

しかしながら、先ほど申しましたように、全国学力学習状況調査の実施のあり方が明らかではありません。1割の抽出では、なるのではないかとということも言われております。

そのような状況になれば、調査母体も少ないものになりまして、調査結果についても、全国比較との資料としては、正確さに多少、欠けるような形になるように考えております。

本市におきましても、経年で児童・生徒の成長の姿が確認できるような、到達度把握試験のような、そんなようなものを取り入れて、子どもたちの学力保障につなげていきたいと考えております。

宿毛市の子どもが、どのような位置にあるかを把握することによって、これまでの取り組み

の成果や課題を把握して、改善していくことは重要なことであるとは考えております。

現時点で、過度の競争によらない、序列化につながらない配慮をした上で、子どもの成長に生かせるような調査を、実施をしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（出口君男君） 教育次長兼学校教育課長、5番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

就学援助に関するご質問の中で、まず、1点目として、現在の宿毛市の小中学校における要保護、準要保護の人数、それぞれ小中学校別ということでございます。

12月1日現在で、要保護児童・生徒数は、小学校で2名、中学校ではおりません。

また、準要保護児童・生徒数につきましては、小学校で170名、中学校では145名の合計315名となっております。

全体の児童・生徒数に占める割合は、16.8パーセントとなっております。

次に、準要保護認定における申請の流れ及び申請書の受付はどこでやっているかというご質問でございますけれども、就学援助の申請書につきましては、各小中学校に、常時、設置、置いて処理しております。

保護者の意向によりまして、随時、学校で書類をお渡しをいたしまして、学校を通じまして、教育委員会の方へ申請をしていただくと。受付は教育委員会がしておるということでございます。

それから、3点目といたしまして、保護者に対する就学援助の制度の周知のご質問でございますけれども、在校生につきましては、毎年2月中旬に、就学援助のお知らせとして、制度の

説明でありますとか、申し込み方法等を記載した書類をお送りをさせていただいております。

新入学の児童・生徒につきましては、入学通知書に合わせて、先ほど言いました就学援助のお知らせを送付させていただいております。

さらに、4月、いわゆる新学期に入りましてから、4月に改めて、再度その就学援助のお知らせとして、制度の説明や申し込みを、学校を通じてさせていただいております、いわゆる保護者の周知漏れがないように、教育委員会としては、取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、再質問をいたします。

まず、林業の問題でございますが、これについては、先ほど、市長から答弁いただきました。その中で、森林の重要性については、市長も十分認識しているということですので、それは了解しました。

先ほど、市長から話ありました国産材の利用についてですが、それぞれ市営住宅、これはもう大分前のことになりましたが、やってきたということですが。

私は、小筑紫中学校は木造でできるということで、一時言っていましたので、期待してたんですが、残念ながら変更になったということで、そういう条件はあると思いますが、これからも引き続き、できるだけ木造ということで取り組んでいただきたいと。

それから、先ほどの話の中で、土木関係ということはありませんが、桧板とか、手すりとかいう話もありましたが、ところによっては、治山関係についても、そういうものを使っているところがあるというふうに聞いているわけです。

治山工事に木材を使うと。特に、谷どめ、小規模の谷どめですね、こういったものを木材

でやっているというところもありますので、そこらあたりも含めて、できないものか、お聞きしたいと思います。

それと、バイオマスについては、取り組み始めたけれども、今ちょっとストップがかかっているということですが、私は、バイオマスは、きのうも議論してきましたので、各地でやられている木質燃料ですね。これについて、宿毛市としても、ひとつ考えてみてもらいたいと思います。

ご存じのように、木材は我が国の中で、循環可能な燃料でございます。そしてまた、宿毛市におきましても、あらゆる場所に木材というものはあるわけです。

ことによったら、これが廃棄物として捨てられてしまっている。

例えば、伐採されても、それが薪炭材としては利用されずに、そのまま車に積んで、どこかへ持って行って、廃棄物として処理されているという状況もあるわけでございます。

こういったことも含めまして、こういう木材の利用、樹木の利用、燃料としての利用ですね。これをひとつ研究して、アピールしてもらいたい。

それから、ところに、地方によって、農業用の加温ボイラー、これなんかに木質燃料を使っているというところも出てきているわけでございます。

これ専用のボイラーをつくらないかんという問題点はあるかとは思いますが、例えば、かんなくず、おがくずを初めとして、いろんな生産過程での廃棄物ができるわけでございます。

そういうものを使って、化石燃料を極力使わない農業経営、こういうものに取り組んでいる地域があるわけです。

こういった面についても、ひとつ取り組んでいただきたいと。そのことについて、ぜひ検討、

研究していただきたいと、こう思うわけです。

それから、小規模林の問題についてお話ありましたが、そういうものについても、0.1以上であればできるということでございますが、宿毛市でもずっと見ましても、やはり小規模林で全く手入れされてない里山が見られるわけですね。

本当、こういうところについて、持ち主が関心がないといえればそれまでかもわかりませんが、やはり我々が行政として働きかけて、やっぱり森林整備を進めていく、そのことによって、山地崩壊、治山的な役割、こういうものを果たしていく、こういうことも必要だと思うわけです。

そういうものについて、ぜひやりませんかということで、これは、地方によっては、行政ないしは森林組合等が働きかけて、持ち主の意向を確認していきゆうようなどころもあるようでございます。そういう面も含めて、できないか、考えていただきたい。

それから、林業関係の専門職について、市長は、森林組合にしっかりした人がおるので必要ないということでございましたが、先ほどの岡崎議員の質問に対しても答えておりましたが、やはり、行政を執行していく者は、そういう各産業についても、しっかりしたものの方、対応ができる人材が必要ではないかと思えます。

例えば、馬路村が、ユズそのほか、いろんな商品を開発しておりますが、私の聞くところでは、そういうことができる人材がいるからだというふうに聞いているわけでございます。

そしてまた、梶原町は、最近、また木材のことで、非常にこうよくマスコミにも出ておりますが、この森林の利用等について、梶原等でも、そういう専門的な知識を持った人を確保しているというふうに聞いております。

確かに、民間事業体にも、そういう人おると思いますが、行政機関として、森林組合だけで

なしに、ほかにも事業体はありますので、そういうところへ向けて、当然、意見は聞く。そしてまた、逆にそういう事業体にアドバイス、指導できるような力量のある職員を、やはり確保すべきじゃないかと思うわけです。

先ほどの岡崎議員の答弁では、市長は、そういうふうな専門的な人、次から次へポストをかわっていくじゃなしに、そういう専門的な人も必要だという話もしていましたが、林業においても、私はそういうエキスパートは必要だと思うわけです。

そういう宿毛の林業をどう発展させていくのは、何が問題あるのか。そしてまた、必要な指導、アドバイスはできる人材ですね、こういうものを、これはぜひ確保するように、再検討を願いたいと思います。

続いて、少子化対策についてであります。

内容については、市長も理解いただいております。市だけでは困難だと。国自体がこういう、特に義務教育までも子どもについては、責任持って支援していくことは必要だという話でございますが、多分にそういう面はあるわけでございます。

この医療費の無料化についても、宿毛市として、もし中学までやるとするならば、1,600万必要だというお話でございましたが、この自治体の中で、その持ち出しが、どのようにしたらできるのかについても、今後、検討していただきたい。

なお、私たちの聞いた、見た資料では、今度、高速道路を、新政権が無料にするとおっしゃいますが、これが1兆3,000億ぐらいかかるというふうな数字が出されております。

こういう金額があるならば、子どもだけではなしに、場合によったら高齢者の医療費まで無料にできるほどの金額ではないかと思うわけです。

高速道路の無料化については、非常に批判も多いというふうには何してありますが、国の政策ですので、これからどう変わっていくかわかりませんが、我々としては、税金というものを、そういう民生の方へ使っていただきたいものであります。

市長は、パイプが今、ないということですが、これからパイプをつくって、ぜひそういうことを求めている、このように思います。

それから、少子化対策の第2番目として提起しました青年、若い者が会える場所ですね、こういうものについては、市長も必要だということですが、これ、各自治体で、例えば安田町ですね。こういうところは、先ほど提起しました、こうち出会いのきっかけ応援事業、こういうものを使うてやっていると。何か、県の方で、一行事について、30万程度の補助が出るというふうには聞いているわけです。

こういうものを使って、やはり、まず知り合いになる、そういうふうなことが必要ではないかと思えます。

私も、高知に住んでいたころには、職場が、森林管理署、今は森林管理局ですが、ここで仕事をしておりました。ほとんどは男性だったわけです。若い男性、ほとんど会う場がないということで、高知市内の保育園、病院の看護師さん、こういうところへ働きかけて、若い青年が住む、山で働く営林署の若者と、スキーとか、それから海へ行くとか、いろいろなことを企画して、やってみたものであります。

そうした中で、何組かのカップルもできたわけです。

こういうふうにはまず出会いをつくらないと、結婚、そしてまた出産、人口増、こういうものにつながっていかないと、思います。

もし、県の方で、そういう事業があるならば、市でやるか、ほかの団体にそういう補助金をも

らってやってもらうかも含めて、こういう取り組みをしていってはどうかと思うわけでございます。

続いて、教育行政について、先ほど答弁をいただきました。

この中で、就学援助についての中で、私はこの中で、特に、今、回答をいただいたものの中の2点、再質問します。

まず、1点は、準要保護の問題で、準要保護について、生活保護基準額同等のものということでしたが、これは自治体の運用によって、先ほど、言いました1.5、1.3、1.2のところもあります。そういうふうには差がありますが、基準額より上回っても、就学援助を認めているという自治体もあるわけです。

これは、なぜこうなっているかと言いますと、生活保護基準というものは設定されていますが、その生活保護費以外に、現物支給のようなものがあるわけですね。

例えば、生活保護費は払うけど、医療費は生活保護とは別に、病院へ行った場合は、直接、福祉事務所が払っている。それとまた、生活保護の家庭の場合は、国保等かける必要はないわけですね。こういうようなものを含めまして、やはり生活保護基準並みであれば、非常に厳しいと。それらも含めたら、1.3から1.5ぐらいまでは、要保護基準として認めていいんじゃないかということで、そういう認め方をしているところもあります。

これは、各自治体の自由裁量ということになっておりますので、そこらあたり、この基準を、先ほど、支援学級については1.2ということでありましたが、支援学級だけでなしに、一般の家庭の準要保護ですね、該当者についても、そういうふうな基準設定を考えてもらいたいと。

それと、もう1つ、先ほど、民生委員の証明を、宿毛ではまだとっているということござ

いますが、これはもう、2005年の法律改正で、もうそういうものをとる必要はないということになっているわけです。

就学援助法施行令第1条の中の、民生委員の助言を求めることができるというところ、これはもう、改正で削除されているわけですね。

法律で削除されているにもかかわらず、いつまでもそういうふうなものを取り続けるということは、逆に就学援助の手続をややこしく、困難にしているという面があります。

なぜこういうふうなものを廃止しているかということにつきましては、よその自治体に聞いてみますと、民生委員と申請した人との間で、トラブルが絶えないと。本人は、申請、これ証明してくださいと言うて持っていくけど、今度は、民生委員の考え方によって、かなり左右されるということですね。そういうこともあって、民生委員の証明は廃止しているという面があります。

それから、県議会の答弁でも、県の教育長は、申請手続についても、民生委員の証明を省略するなどの改善が、幾つかの市町村で行われておりますと答えています。

この制度が、趣旨に沿って有効に活用されるよう、制度の周知と手続の簡素化について、市町村に働きかけますというふうな答弁をしておりますが、そういうことも含めまして、県の方としても、もうこういうものはやるべきでないというふうな判断に立っているんだと思います。

宿毛市としても、ぜひ、この部分について、考えていただきたい。検討していただきたい、このように思うわけでありませう。

それから、学力テストについては、先ほど、教育長から、まだ流動的だというお話がありましたが、その部分については、私も受けとめてはおりますが、今後、この間の、しかし、文部省から出た文書の中では、この抽出方式による

が、希望するところについては、希望を出しといたら、テストを受けられるようにするというふうな内容の文書が出ているというふうに聞くわけですが、宿毛の教育委員会には、そういうものが来ているか来てないか。そしてまた、それに対して、宿毛は受けたいという返事しているのか、してないのか、そこの部分についてお聞きしたいと。

なお、もししとった場合、私は、先ほど言うたのは、しとった場合にも、こういうものは希望してまで受けないようにしていただきたいということを言ったわけですが、このことについて、答弁がなかったので、この部分についてお聞かせ願いたい。

以上です。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

県産材、国産材の使用でございます。私は、国産材の中でも、市の産材を、ぜひ使いたいという気持ちでいっぱいございまして、あらゆる面で、使えるものについて、検討していきたいというふうに思っております。

それから、特定のものでございました治山材について、できないかということでございます。これは、主に治山工事については、県で工事を行っているところでございますが、木材を使って谷どめ工法というのは、行われているということでございます。

それから、木質燃料というものにつきましても、きのう、中平議員から、そのVベルトのときの省エネということの中で、私も非常に、これを検討いたしました。

木質の燃料を使つてのボイラーを使うと、非常にいいというのが、これも私もよくわかっておりまして、民間の方々に、こういうようなものがありますけど、どうですかという提案もいた

しましたが、やはり、設備投資費用が非常に高いということで、そのときには至っておりません。

こういうものが、知らないわけじゃないんですけど、やはり、これは民間の方にさせていただく、ある一定の負担をしていただかなきゃいけないということになりますと、ただやれやれでは、なかなか無理なことができます。

だから、そういったことで、この木質燃料を使ったボイラーについては、あきらめた経緯がございます。

そういったことで、やっぱり、これはもう積極的に使ってみようかという方が、やっぱりいい以上は、これ、なかなか行政にやれやれと言っても、これは無理な話でございます。

そういうことを報告を申し上げておきます。

それから、民有林とか、いろんな整備がございます。それから、専門職の配置というふうなこともございますが、今、私ども、先ほど、岡崎 求議員に言いました専門職の配置についても、検討はするということは言っておりました。ただ、森林に関しましては、森林組合が非常に、全市的に網羅をしていただいているということで、非常にすぐれた方がおられます。

そういったところと、先ほど申しましたように、非常に緻密に、密接に、いろんな協議をさせていただいているところですから、そこで、我々が専門職を置いて、例えば、先ほどおっしゃいましたように、力量のある人間を置けと言っても、なかなか、これは市の中にそういった経験のある人おられません。

それから、森林組合にこういった方が、十分におられるわけですから、こういう経験の、力量のある森林組合とタイアップしてやれば、それで僕は十分ではないかなというふうに思います。

ただ、ほかでも、農業分野だとか、漁業分野

だと、一応、一次産業もごございます。そんなところで、いわゆる足りないところに、行政として人を配置するというものは、やっぱり考えなきゃいけないと思いますし、そういった面で、ただ一次産業ばかりでなくて、今言います、近ごろのコンピューター関係の専門だとか、いろんな分野がごございます。

これについては、全体を見て、私どもで専門職を、どういった部分に配置していくか。一定、その、例えば介護保険関係については、これはもう皆さんが、専門分野の保健師さんがおられます。これも専門的にやっております。そういったことでは、配置しております。

全体の中で、専門職員の配置については、考えてまいりたいというふうに思います。

それから、先ほど、ユズの、馬路の方がございました。馬路もあれは、農協がすごく中心になってやっております、やっぱり職員が馬路の農協で行って、農協組合長が自ら走り回ったというお話も、私も聞いております。

そういった、やはりいろんなものをやるについては、人というものがいるということは、十分承知しているつもりでございまして。

足りないところ、足りるところ、いろいろな部分がございますので、そういったものを総合的に勘案しながらやっていきたいというふうに思います。

それから、1点、浅木さん、先ほどおっしゃった、私にパイプがないのか、パイプがないのか、そういう話がちょっと聞こえづらかったんですが。あれはパイプがないと言ったんですか。

○5番（浅木 敏君） そういうふうに、聞いたもんで。

○市長（中西清二君） いえ、私はパイプがないと、私は多分、答えてないと思います。議事録を見ていただければわかると思いますけど。

これは、医療費を無料化を、中学卒業までや

りたいんですけど、やれない財政状況がございましてといった話であって、言うとしたら、パイプがないんですね。そういったことだろうと思いますが、それ、パイプがないとは言っておりませんので、そこのところは勘違いだと思いますので、訂正をさせていただきたいと思います。

それから、出会い関係は、先ほど申しましたように、これ、難しい話ですね。出会いの場がないと、これはもう結婚に結びつかないのは当然でございまして。

昔は、仲人さん、世話役みたいな方がいて、こっちとこっちとくっつけてあげようとか、そういう、何というか、お世話役がいたじゃないですか。こういう方が、なかなか、近ごろ、個人情報だとか、何とかかんとか難しい世の中になって、なかなかできなくなっている部分があるというのは、皆さん、ご存じだと思いますけど。

そういったことで、先ほど申しましたように、青年会議所の方が、ちょっと聞いてみたのは、八、九年前から出会いの場を開催していただいているということで、当初は、大体30人、30人ぐらいできておったと。なかなか、そういう場に来ていただけることも、何人といって、たくさん集まっていだけないというのも実情でございまして。

その集まった中での、青年会議所の方から聞いたのは、カップルの成立は不明であるということでございまして、そこに集まった方が、すべて結婚にも続いていたということは、今のところはまだわからないということでございまして。

やはり、場をつくっていただけるこの青年会議所だとか、そういうがあると、私どもは助かるなということと、もう1つ、先ほど、浅木議員がおっしゃいました、出会いのきっかけの事業でございまして。これは、何か次年度から、見直し対象になっているようなことを、今、担

当から聞いたわけですが、そういったことがありまして、公的なものより、こういった青年会議所であるとか、商工会議所も、来年ぐらいやってみようかなというふうな、これは確定ではないとは思いますが、そういうお考え持っておられるということも漏れ聞いております。

だから、商工会議所だとか、青年会議所だとか、この民間の団体の皆さんで、関連のあるところとかで、いろいろ男女出合いの場が、ある一定、自然的なもので入っていただければ、出合いの場が多くなるんじゃないかなというふうなことを思っております。

本当に、少子化対策で、独身の方が非常に多いということもわかっておりますけど、それを私が無理に結婚しろというふうな命令を出すわけにも、なかなかまいりませんし、難しいところがありますけど、場づくりというのは、大切なことだというふうな認識は持っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

まず、1点目の認定基準を生活保護基準の1.2以下というがについて、考え直しはできないかということですが、先ほど申し上げましたように、恵まれない方に支援をするということは、大変大事なことでありますし、生活が安定する中で、子どもの教育も、福祉的なことも守っていかれる、それが文化的な生活を営むということに、憲法の大事なことでありますので、それは大事にしていかななくてはならないと思っておりますけれども、財政当局とも話し合った結果、宿毛市では1.2ということですので、ご了承をお願いいたしますと、こんなふうに思います。

それから、現物支給の問題もありましたけれ

ども、これは、民生委員の方の書類も添えてということに関係してきますけれども、生活の状況を知る意味でも、例えば、母子家庭であっても、車を、デラックスな車に乗ったりだとか、遊興費に十分使える余裕があるのに、援助してもらうだとかいうこともあってはいけませんので、宿毛市の中では、民生委員の方の意見をいただくと、こういうことになっておるわけです。

そのハードルを上げて、支援を受けるのが難しいということになってはいけませんので、そのことについては、話し合いをして、改善できることは改善したいと、こんなふうに思っております。

そんなトラブルがあったかについても、ちょっと聞いてみたいと、こんなふうに思っております。

それから、県の教育長が、幾つかの市町村で行われている、簡素化について、でき得れば、民生委員の書類を添えなくてもいいと思っておりますけれども、先ほど申しましたように、宿毛市では宿毛市のやり方があって、公正さを担保するために、民生委員の意見を添えて出すということにしておりますので、私は、県の教育長が、独立した行政機関に指導すると、助言をするというのは構わんと思っておりますけれども、指導することには、僕はならないのではないかと、こんなふうに思っております。

これは、私の意見です。

それから、最後の学力テストの件でありますけれども、最初は、アトランダムに、無作為に抽出した4割程度ということでありました。その4割に漏れた児童生徒に対して、手を挙げれば、県の方からその費用について、出しますという話がありましたけれども、だんだんだんだん情報が入ってくる中で、4割が2割になり、1割になるのではないかとという話もある中で、先ほど申しましたように、信憑性がない、その

調査の母体としても、余りにも小さくして、比較するに信憑性に乏しいということもありますので、宿毛市としては、今の段階では、その参加しないという方向で進めたいと、今現在はこういうふうと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（出口君男君） 教育次長兼学校教育課長、5番議員の再質問にお答えを申し上げます。

就学援助の手續に関しまして、現在、宿毛市では民生委員の証明という形の証明書を添付をいただいております。

その事務手續に関しまして、ご質問議員より、民生委員の証明に関して、当事者とのトラブルがあるというようなお話を承っておりますけれども、私どもの方には、トラブルは承知をいたしておりませんし、それから、民生委員は当然、民生委員の職責として、適正に事務を執行していただいているというふうに判断をいたしておりますので、民生委員の証明書を、今後、私どもが添付を義務づけるかどうかにつきましては別といたしまして、要は、民生委員の職責については、きちっとその世帯の状況を適正に把握をして、報告をいただいておりますというふうに理解いたしております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、再質問をいたします。

市長に質問します。

1点は、私の聞き落しかもわからんけど、1つ質問した中で、答えがよう聞き取ってない部分があるので、お聞かせ願いたいと。

今、森林が非常に安いので、造林の意欲とかいうものが衰退してきて、皆伐した後に、植林

がなされない場合があるということで、これについて、以前は皆伐したら、伐採したら、必ず植えるということでやってたんですが、将来性がないので、もうあとは植えようということにならない、そういう人が少なくなってきたと。そういうことから、山地崩壊にもつながっていくということから、何とかその皆伐にしたあとを、必ずしも杉・ヒノキだけにこだわることはない、杉・ヒノキがええところは杉・ヒノキ、広葉樹がええところは広葉樹と。

先般の投書欄では、川、道路から15メートルか20メートルぐらい、これは広葉樹にしてもらいたいというような投書も載っておりましたが、やはりこういうことも含めて、切った後を再生するための補助、支援ですね。こういったものについて、回答してもろたかどうか。

なお、そういうところが宿毛に出た場合、造林として、山を再生するような取り組み、こういうものについての考え方を聞きたいと。

それと、もう1点は、宿毛市のこの84パーセント、山全体を、これから先、森林は50年先、100年先を考えてつくれというて言われますが、これをどういうふうにしていくのか、そういうビジョン、こういったものがどうなっているのか。

産業振興について、きのうからの議論にも、そういう何もありませんが、この森林については、なおさらそういう部分、どうなっているのか聞きたいと。

なお、森林に総合的にやっているところで、岐阜県の白川町というところの何を紹介をいただいたわけですが、そこらは、もう大きな敷地の中に、約5ヘクタールもある敷地の中に、森林組合から木材センター、それから製材所、乾燥施設、プレカット工場、防腐処理場、バイオマス発電所、こういうものを含めて、総合的に林業の場所、林業の加工場ですね、木材の加工、

そういうものを構えて、町全体が山を生かしたまちづくりをしているということも聞いています。

そういうことも含めて、宿毛の場合、農業も水産業も豊富なところですが、当然、山についても、今後、そういうものを含めてプランを立てていただきたい、このように思うわけです。

以上です。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の再質問にお答えします。

造林がなされた、皆伐した後の植林についての、造林がなされない林があるということでございまして、支援につきまして、今のところ、そういう制度がございません。

今、ここで支援をいたしますということについては、まだ検討もしておりませんので、恐れ入りますが、時間をいただきたい。

それから、2番目の質問については、今初めてのことなものですから、ちょっと時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） この際、15分間休憩いたします。

午後 2時47分 休憩

午後 3時03分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（中西清二君） 浅木議員の再質問の2番目の問いでございます。

今後の森林プランでございますが、一番最初に、私、申し上げましたように、宿毛市としては、森林には水源の涵養、国土の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給など、多面的機能の発揮を通じて、地域住民と密接な関係にあります。

す。

ということで、宿毛市の重要な地域経済活動であるというふうなことを申し上げておきました。

そういった観点から、ここに宿毛市森林整備計画というものは、19年から29年の間ということの10年間において策定をしております、これに沿って、計画に沿って実行に移しているということでございます。

なお、先ほどお話ありました、白川郷のような、すごい、壮大な計画だと思えますが、なかなかそこまでは至っていないのが、今の計画でございます。

それから、超長期にわたっての計画というものについては、いまだ策定はしておりませんが、どうしてもその超長期までのものが要るということでありましたら、これはまた検討していかなくやいけない課題であろうかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 今、市長から答弁いただきましたが、当面は森林整備計画に基づいてやっていくということですが、当然、改善すべきところは改善し、そしてまた、将来的な展望も持って、山づくりを考えていただけるものと思います。

それから、教育委員会の方へ相談されました就学援助につきましては、現状では、先ほどの回答だということでございますが、今、ますます貧困が深化し、経済的に困難になる人がふえているという状況の中で、この就学援助制度の本来の趣旨が生かされるように、そういう困難な人を救済するように、これからも引き続いて取り組んでいただくよう期待いたしまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（寺田公一君） これにて一般質問を終
結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時06分 散会

平成21年
第4回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第8日（平成21年12月9日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第21号まで

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第21号まで

3 出席議員（15名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
14番 中川貢君	15番 西村六男君
16番 岡崎求君	

4 欠席議員（1名）

13番 山本幸雄君

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長 小島美喜子君
議事係長 岩村研治君

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 岡本公文君
企画課長 岡崎匡介君
総務課長 弘瀬徳宏君
市民課長 滝本節君
税務課長 山下哲郎君

会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	乾均君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長	津野元三君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	出口君男君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	土居利充君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時02分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

本日までに、陳情2件を受理いたしました。よって、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

先ほど、教育長より、きのうの浅木 敏君の一般質問に対する答弁について、会議規則第65条の規定により、その一部を訂正したい旨の申し出がありましたので、この際、発言を許します。

教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（出口君男君） おはようございます。教育次長兼学校教育課長。

昨日の浅木議員の一般質問に対する私の答弁の中で、数値に誤りがありましたので、お許しをいただき、訂正をさせていただきます。

浅木議員から、就学援助を受けている要保護世帯の児童生徒数についてのご質問をいただき、小学校で2名、中学校にはおりませんとご答弁申し上げましたが、正しくは、小学校で1名、中学校で1名の合計2名でありますので、訂正をさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（寺田公一君） ただいまの申し出のとおり、教育次長兼学校教育課長の発言訂正については、議長はこれを許可いたします。

日程第1「議案第1号から議案第21号まで」の21議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。4番、松浦でございます。

本定例会に提案をされております議案につきまして、質疑をさせていただきます。

まず、初めは議案第2号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

5ページ、第2表債務負担行為補正について、お伺いをいたします。

宿毛市小筑紫町・平田町地域一般廃棄物収集運搬業務委託料についてであります。昨年度の仕様書作成に当たり、ごみの量や運搬距離等を勘案する中で、800万円以内で十分対応できるとのことで、債務負担行為の限度額は800万円以内となっておりますが、提案されました平成22年度と平成23年度、2年間における債務負担行為の限度額は1,960万円以内となっております。

合計で360万円、1年では180万円の増額となっております。増額となった理由と申しますか、その根拠についてのご説明をお願いいたします。

次は、ページ21ページ、第6款農林水産業費の第1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金について、お伺いいたします。

宿毛市中山間地域集落営農等支援事業費補助金といたしまして、35万円が計上されております。これまでも、宿毛市はこの補助金を活用してきましたが、その多くは宿毛いも生産組合へのトラクター、芋堀機、運搬車等機器類購入に充てられておりました。

そこで、今回の補助の内容につきまして、どのような団体に、どのような内容の補助をしようとして予定しているのかお伺いいたします。

22ページ、第7款商工費の第1項商工費、5目観光費、19節負担金補助及び交付金についてお伺いいたします。

宿毛市観光協会運営補助金として301万6,

000円が計上されております。

当初予算において、宿毛市観光協会に対しましては、70万3,000円が補助されておりました。このように、今回大幅な増額を補正しなければならない理由をお伺いいたします。

そして、宿毛市観光協会運営補助金としての301万6,000円と関連がありますので、議案第21号、指定管理者の指定についても、あわせてお伺いをいたします。

このことにつきましては、市長の提案理由の説明の中にありましたように、宿毛市産業振興株式会社が本年末をもって解散することにより、宿毛市観光協会を新たな指定管理者として指定をするものであります。

11月30日に議会運営委員会が開催をされ、私も傍聴しておりましたが、議会運営委員会においては、提出された議案審議に要する時間の確保や、一般質問の予定者等を勘案する中で、会期を12月14日までと内定いたしましたものであります。

このように、議会運営委員会で会期の内定後に、新たに議案を提出することは、今日まで幾度となく経験をいたしました。このようなことは好ましくなく、執行部の議会軽視のあらわれではないかと、私自身は思っております。

本定例会は、11月25日に告示をされ、執行部から議員に対して、議案の提案がされました。この議案には、一般会計補正予算も含まれておりました。その補正内容の中に宿毛市観光協会運営補助金として、先ほど言いましたように、301万6,000円の増額予算も既に含まれております。

このように、補正予算が提出されておるにもかかわらず、その予算と関連する議案がなぜ追加議案という形で12月2日の定例会開会日に提出をされたのか、お示しをいただきたいと思っております。

そして、指定管理者の指定先決定の理由や、その根拠についてお伺いいたします。

今回も、公募によらない指定であり、選定の基準や、評価の方法が不明確ではないかと思っております。まさに宿毛市観光協会ありきではなかったのかと考えます。

確かに宿毛市観光協会は、本市の観光振興事業についての実績は多大なものがありますが、これまで観光協会の事務局は、宿毛市の商工観光課が行っておりまして、そうした事務能力並びに、管理運営や経営能力について疑問を持ちますが、そのことについてご説明をいただきたいと思っております。

本年第1回定例会における中川議員の一般質問に答える中で、指定管理者の選定手続について、市長は条例においても、公募についての規定等を加えることが望ましいと思われると答えておりました。指定管理者制度について、改正も含めて検討してまいりたいとの答弁であります。

選定方法や、選定基準等の改正や、事業者指定条件や、審査方法が明示されておりませんし、指定管理者実績評価制度も確立していない中で、新たに指定をしようとする根拠をお示しいただきたいと思っております。

次は、議案第11号、すくも84マリントーナメントの設置及び管理に関する条例の制定についてお伺いいたします。

ご案内のとおり、この施設は6,500万もの予算を投入して建設された施設であります。この件につきましては、本定例会の一般質問において、中平議員からも取り上げる中で、詳しく質問をした経緯がありますが、私といたしましては、一般質問では触れませんでした問題点につきまして、質疑をしたいと思っております。

1つは、利用料の1万1,000円の設定についてであります。その積算根拠についてお

示しをいただきたいと思ひます。

そして、この施設の維持管理費についてであります。一般質問の中で指摘されましたように、今後の塩害とか、台風時における対応等、課題は多くあると思ひますが、どのように積算されているのかお伺いをいたします。

1回目の質疑を終わります。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（岩本克記君） おはようございます。環境課長、4番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第2号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）、5ページでございます。

第2表の債務負担行為補正追加表の上から2行目、宿毛市小筑紫町・平田町地域一般廃棄物収集運搬業務委託料1、960万円以内の限度額についてのご質問で、昨年度、21年度は800万円以内であったが、22年、23年の2カ年の限度額は1,960万円以内になっておると。合計で360万円、1年では180万円増額になっているが、その増額になった理由と、その根拠についてのご説明とのことでございます。

この事業、この業務委託料につきましては、ご存じのように、ことしの4月より一般廃棄物収集運搬業務として、試行的に一部の地域、小筑紫町と平田町地域を民間に委託し、現在のところ、9カ月になるわけでございますが、受託業者も厳しい契約状況の中で、業務を行っていただいております。市民からは、格段の苦情、また問題点はなく、現在、収集業務を行っております。

しかし、実際、業務を行ってみますと、業務内容は当初収集計画とは異なりまして、週明けには一時的に収集量の増加とあわせ、時間制限もあり、2名体制では厳しい日もあることから、ときには、曜日によっては1名を補充しながら、

ごみの種別が異なることもありまして、ダンプトラックを使用し、収集しなくてはならない実情でございました。

また、収集量の多いときには、2トンパッカー一車では数回の運搬となり、時間内に処理することが困難な場合も生じておりましたので、現在は主に3.5トンパッカー一車を使用し、収集を行っております。

前は初めての民間委託ということで、数量等もないことから、ごみの総量や人口分布から、必要な業務量を算出しておりましたが、今回、民間に委託し、実施したことによりまして、その実務内容がある程度把握できましたので、来年度からの委託につきましては、より現場収集業務に適合した内容に積算したく、一部積算内容を修正、また追加し、計上しようとするものです。

増加の理由につきましては、収集業務の能率アップのために、2トンパッカー車を3.5パッカー車に変更し、新たに1名の補助員、月10日間ぐらいですけれども、ふやしまして、また2トンダンプを追加したためと、それに関連する増額でございます。

どうか、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、市民の健康で快適な生活を確保するためにご理解をいただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（頼田達彦君） おはようございます。産業振興課長、4番、松浦議員の質疑にお答えをいたします。

議案第2号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）、ページ21ページ。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金の、宿毛市中山間地域集落営農等支援事業費補助金35万円の説

明でございます。どのような団体に、どのような内容の補助をしようと予定しているのかというご質問にお答えさせていただきます。

現在ある集落営農組織や、集落営農に関心のある農業者を対象に、必要な認識と組織の設立を図るため、研修費や視察を行うものでございます。

事業費として35万円の内訳は、研修費5万円と、視察費30万円でございます。なお、これは全額、県の補助が交付されることになっております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（津野元三君） 商工観光課長、4番、松浦議員の質疑にお答えします。

議案第2号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）、22ページ、7款商工費、1項商工費、5目観光費の19節負担金補助及び交付金、301万6,000円を計上しておりますが、その内容について、ご説明いたします。

宿毛市観光協会運営補助金301万6,000円につきましては、宿毛市産業振興株式会社が、本年12月末をもちまして解散することになり、産業振興株式会社が行ってきた観光事業等を観光協会が受け、運営体制の整備を図ることにより、本来あるべき姿の観光協会としての運営を行うこととなります。

観光協会の活動につきましては、過去数十年にわたり事務局を商工観光課に設置し、観光事業や、各種イベントを職員が主体となりおこなっているのは現状であります。

宿毛市観光協会の事務局を商工観光課から観光協会に移行し、観光協会に専任の職員を配置することで、当市の観光振興が図れるものと考えております。

以上のことから、今回、計上いたしました補

正予算は、宿毛市観光協会の円滑な運営を図るための補助金であります。

内容としましては、施設費に74万円と人件費とに分けております。

次に、議案第21号指定管理者の指定について、定例会開会日に追加議案として提出したことについてであります。宿毛市観光協会が事務局を観光課から離れ、独自で運営するためには、専任の職員を配置しないと運営できないのが現状であります。

このことから、観光協会が自主運営するための補助金の補正を行い、査定後に観光協会と臨時総会の日程を調整いたしました。それによって、11月26日に臨時総会を開催することになりました。

この臨時総会の場において、産業振興株式会社の解散に伴う同社の事業等の引き受けの承認を受けましたので、指定管理者の指定についての追加議案に至ったものであります。

今回の議案提出につきましては、議会運営委員会の議案審査におくれ、大変ご迷惑をおかけしましたことに深く反省しております。

指定管理者の指定先を、宿毛市観光協会に指定いたしましたのは、平成21年4月1日から平成24年3月31日まで、宿毛市産業振興株式会社に指定しており、同社の事業を観光協会が引き継ぐとともに、観光協会の運営体制を整備することで、すくもサニーサイドパークの設置及び管理条例に関する条例第4条の業務が遂行できると判断いたしましたので、同条例第3条により指定いたしました。

また、事務能力及び管理運営や、経営能力につきましては、宿毛インフォメーションに勤務していました産業振興株式会社の職員が、そのまま観光協会の職員となり、従来の業務を引き続き行うこととなります。

産業振興株式会社は、広告宣伝料、自販機設

置料及びサニーサイドパークの家賃により、毎年黒字経営を行ってきました。

また、専従の専務を配置することにより、観光振興の充実を図るとともに、より一層の管理運営、経営能力が出てくるものと考えられます。

今まで指定管理者の管理状況についての検証を行っていませんでしたので、今後は審査基準に準じた検証を行ってまいります。

また、条例等の見直しにつきましては、指定管理を行っている関係各課と協議してまいりたいと考えております。

次に、第19議案のすくも84マリントーミナルの使用料の算出根拠及び維持管理費についてでございますが、84マリントーミナルを1日8時間で1年間使用した場合に係る維持管理費は、電気、水道料、便所くみ取り料、損害保険料、これは平成21年度建物総合災害共済実務の手引きより算出しております。

その他、減価償却費、これは交流拠点施設が財務省令により、木造モルタル造に該当し、耐用年数22年で算出しております。

等々を算出しますと、400万が必要となります。

この施設を、年間どれだけ使用するのか全く検討がつかいませんので、1年間を通して使用したものの経費を1日分に勘案したのが、使用料の1万1,000円であります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（頼田達彦君） 産業振興課長。済みません、先ほどの松浦議員の質疑の中で、どのような団体かということでありました、抜けておりました。申しわけありません。

これは、宿毛市担い手育成総合支援協議会に補助するものであります。

よろしくお願いたします。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） るる、ご説明をいただきました。

まず、一般廃棄物の関係でありますけれども、そういう面では、昨年、策定時に一定、私も話しましたように、ごみの量とか、1週間のうちのごみの、月曜日が多いとか、そういうような関係で、一定、積算をされたということであったわけですが、この1年を経過する中で、反省をする言いますか、それを検証する中で、こういう増額ということありますので、理解をするわけですが、

今後は、本当に市民の生活を守る1つのあかしでありますので、十分な対応をしていただきたいというふうに思います。

それと、農林水産業の関係、再質問しようかなと思えば、今、お答えがございましたので、やめます。

それで、観光協会に施設料に74万、人件費に、あと残りは人件費ということですが、そこらあたり人件費、何人で、月何ぼでという、給料言いますか、そこらあたり、ちょっと、もう1回ご説明いただけますか。何人を雇用するという。

それと、マリントーミナルでありますけれども、なかなか絵にかいたもちかなという思いがするわけですが、1年間を365日使用するということなので、本当に私、自分を疑うんですけども。

400万円を365で割ったら、こういう数字かなという部分ですけども。

あの施設を、本当に365日使用するということでの根拠の出し方、本当にわかりません。

それと、1年間を使うて、使用すると1万1,000円で使うというあれですけども、もし仮に、利用が一切なかった場合の維持管理費、使用する場合には、電気料とか水道とか、いろいろ、くみ取りとかいろいろ要るわけですが、

ども、もし仮に使用しなかった場合、最低の維持管理費言いますか、そこらあたり、ちょっとお示しをいただきたいと思います。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（津野元三君） 商工観光課長、松浦議員の再質疑にお答えします。

観光協会の関係の人員についてですが、一応、専務1名と、それから現在、産業振興の方で2名の方が勤めてますので、その2人分の人件費でございます。全部で3名の人件費ですね。

一応、専務につきましては、30万から28万ということでやっています。

それから、ほかの職員は、18万3,000円と15万2,000円です。

次に、84マリンターミナルを全く使用しなかった場合ということでございますので、一応、電気、水道料は基本料金、それから損害保険料及び便所は使用できないため、多少のくみ取り料はかかりますけど、約13万円ということになります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） マリンターミナル等の関係、そしてまた指定管理者の関係等については、今後も注視をしながら、見守っていきたいというふうに思います。

それで、これ、質問じゃなくて、要望言いますか、そこらあたり述べて、質疑を終わりたいと思いますけれども。

実は先日、宿毛土木事務所、出張所ですかね、にお伺いをして、お話を聞いた部分がありますので、ご披露をしながらやってみたいと思いますが。

特に安全性の面についてであります、市長は一般質問の中では、台風時における強風等もおり込み済言いますか、計算をされておるということでもありますけれども、本年10月の台風

18号が、この四国沖を通過しようとするとき、ちょうど飛鳥Ⅱが宿毛湾港に寄港予定の時期ではなかったかと思いますが、高知県においては、第一防波堤ができたことにより、台風時にどのような効果があるかを検証するために、縦横高さ、2.2メートル掛ける2.8メートル掛ける1メートルのブロックを141個、103万4,000円を投入し、台風時に対応したということでもあります。

そして、今回、幸いに台風時におけるそういった風波いいですか、についての被害はなかったし、検証はできなかったということで、土木事務所、宿毛土木事務所の方では、来年2回ほど検証してみたいということで、予算要求をいたしておるようでございます。

そういった面で、今後、施設の安全管理等については、十分気をつけて対応していただきたいというふうに思います。

それと、利活用についてでありますけれども、先ほど、私も申し上げましたように、365日使用というお話の中で、1万1,000円の料金設定をしたということでもありますけれども。

港湾への客船の入港時のセレモニーとか、答弁の中での地産外商フェアというような部分で、現時点で計画をされておるのは、この条例の6条の中にあります使用料の減免という部分にほとんどが当たるということで、収入はほとんど、1万1,000円入る有料の行事いいですか、そこらあたりが非常に少ないんじゃないかなという思いがいたします。

そういった面で、維持管理に大変経費がかかるということでもありますので、この施設の利用促進については、格段のご努力をしていただきたいというふうに思います。

江戸時代の川柳に、相撲の力士をうとうた中に、1年を20日で暮らすいい男という部分がありますけれども、この施設が1年に20日し

か利用しない施設とならないよう、よろしく取り組みをお願いをして、質疑を終わります。

○議長（寺田公一君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 皆さん、おはようございます。

議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

私が質疑を行いますのは、議案第2号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）であります。

ページ21ページ、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金。宿毛市施設園芸電球取替事業費補助金87万円の内容について、お伺いをいたします。どのようなメリットがあるのか、あわせてお伺いいたします。

また、このような補助金の制度、昨日、中平議員のVベルトの件もありましたが、どのような事業が対象になるのか。また、農業従事者とか、農林水産業従事者の方たちに、どういう形で徹底をされているのか、それをお伺いをいたします。

続いてページ22ページ、第6款農林水産業費、第2項林業費、2目林業振興費、19節負担金補助及び交付金。宿毛市森林整備地域活動支援交付金150万円の減額について。

さきの9月議会で600万円の補正を行って、今回、150万円の減額となっております。この減額の理由について、お伺いをいたします。

続いて、同じく22ページ、第7款商工費、第1項商工費、5目観光費、13節委託料。咸陽島公園周辺景観整備事業100万円の事業内容について、どこをどのように景観整備するのか、また事業時期はいつなのか、お伺いをいたします。

続きまして、定例議案のページ21ページ、議案第10号から議案第18号までの土佐清水、

大月、三原村、黒潮町との間において、定住自立圏形成協定を締結することについて、お伺いをいたします。

まず、宿毛市と四万十市2市で中心市ということですが、中心事務事業はどちらの市で行うのか。また、中心市の取り組みに対する包括的財政措置であります特別交付金、1市当たり4,000万円の配分はどうなるのか。

そして、中心市宣言の中には、地域の実情を生かし、魅力あふれるまちづくりを進め、大都市への人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出して、自立した地域を構築していくとうたわれておりますが、この周辺市4市町村との間で、7項目の事業が締結されるわけですが、今後、どれだけの効果が見込まれるのか、お伺いをいたしまして、1回目の質疑を終わります。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（頼田達彦君） 産業振興課長、3番、野々下議員の質疑にお答えいたします。

議案第2号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）、ページ21ページ、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金、宿毛市施設園芸電球取替事業補助金87万円についての内容、メリットと事業対象者、事業の徹底方法ということでございますので、答弁をさせていただきます。

この事業は、平成21年1月にJA高知はた宿毛支所の協力を得まして、財団法人 省エネルギーセンターに無料で市内の施設園芸農家2軒のハウス内の診断をしていただきました。

その結果、改善提案を何点かいただきましたが、今回、すぐに改善できるものとしたしまして、ハウス内の白熱電球を電球型蛍光灯に変更することによって、省エネ効果ができるということでございます。

メリットといたしましては、これ、省エネセ

ンターの試算なんですけれども、削減額としては、年に28万5,000円ぐらいの削減ができるだろうと。それから、電球1個当たり76パーセントの省エネ効果が期待できるというお話を聞いております。

それから、事業対象者ですけれども、施設園芸をやっております、とりあえずミョウガの方を対象としております。

それから、徹底方法でございますけれども、JAの宿毛支所を通じまして、今回、関係する皆さんにこういう事業をやるので、希望の方ということで、宿毛市農協に協力をいただきました。

それで、あと内容でございますけれども、事業の実施主体については、高知はたの宿毛支所ミョウガ部会でございます。

それから、受益戸数、受益者については、11戸でございます。

それから、電球取りかえ個数としては、約3,000個を見ております。

続きまして、ページ22ページ、6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、19節負担金補助及び交付金、宿毛市森林整備地域活動支援交付金150万の減額の理由でございます。

平成21年度の国の補正拡充分の事業で、9月議会で600万円の補正を議決していただいておりますけれども、政権交代により、国の事業見直し枠に入っていたため、県により事業執行の見合わせ通知がありました。このため、本事業の着手に時間がかかり、工期も当初予定より約1カ月半短縮されました。

また、この事業は、繰り越しができないということで、本年度できる事業量に見直しをしたため、事業量で150ヘクタール、事業費で150万円の減額補正をお願いするものです。

なお、残事業については、来年度も事業を予

定しておりますので、その分に上乗せして行いたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（津野元三君） 商工観光課長、3番、野々下議員の質疑にお答えします。

議案第2号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）、22ページ、7款商工費、1項商工費、5目観光費、13節委託料100万円を計上しておりますが、その内容についてご説明いたします。

咸陽島公園周辺景観事業につきましては、高知県景観整備事業補助金、補助率100パーセントでございます、を活用し、咸陽島公園周辺の沿線の樹木の伐採や、剪定、草刈りなどを行い、景観の向上を図るものであります。

咸陽島公園は、1年を通じて多くの市民の憩いの場となっており、本年は国の経済危機対策臨時交付金事業でも、公園の整備を行います。

市民の憩いの場だけではなく、観光地としてのイメージアップを図り、観光客の誘致につながるものであります。

場所といたしましては、国民宿舎から咸陽島公園にくだる三差路付近の市道大島北線ののり面約1,000平米を予定しております。時期といたしましては、1月の後半ごろになると思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、野々下議員の質疑にお答えいたします。

平成21年第4回宿毛市議会定例会議案、ページ21ページから始まります議案第15号から議案第18号にかけての定住自立圏形成協定についてのご質問でございます。

3点ほどの質問事項があったと思いますので、順次、お答えさせていただきます。

まず、2市で中心市ということで、中心的な事務事業はどちらの市で行うのかというご質問でございますが、あくまでも中心市として位置づけられておりますのは、宿毛市と四万十市でありまして、双方が協議する中で作業を進めてまいりますので、偏った作業は発生しないと考えております。

続きまして、中心市の取り組みに対する包括財政措置についてのご質問でございます。

この財政措置であります特別交付税について、若干説明をさせていただきたいと思っております。

この特別交付税につきましては、周辺市町村の住民等のニーズにも対応しながら、生活機能等の集約、ネットワーク化を、進め、各種行政サービスを提供していく取り組みに対する包括的な財政措置でございます。1市当たり、年間4,000万円程度を基本として、圏域の人口、面積、周辺市町村数、昼夜間人口比率等を勘案して算定するとなっております。

当圏域のような2市が中心となる場合の財政措置につきましては、現在のところ、明確な内容が提示されておりませんので、具体的な支援の額については、まだ不明でございます。

続きまして、周辺4市町村との間で7項目の事業が締結され、今後、どのような効果が生まれるのかという問いに対しましては、まず7項目の協定の内容について、ご説明をさせていただきまして、回答させていただきたいと思っております。

まず、協定内容につきましては、生活機能の強化といたしまして、医療の分野では、高度医療、地域医療ネットワークの充実、教育の分野におきましては、図書館ネットワークの構築、産業振興の分野におきましては、滞在型・体験型観光の推進。

次に、結びつきやネットワークの強化につきましましては、地域公共交通、地域公共交通ネット

ワークの構築、また、デジタルデバイドの解消に向けたICTインフラ整備。

3点目といたしまして、圏域マネジメント能力の強化といたしまして、宣言中心市等における外部からの行政、民間人材の確保。

続きまして、圏域内市町村の職員等の交流等、この7点を挙げております。

目的といたしましては、圏域ごとに集約とネットワークの考え方に基きまして、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、周辺市町村において、必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や、豊かな自然環境の保全等を図るなど、お互いに連携協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的としておりますので、この協定後に調整ビジョンとして、具体的な取り組みを策定いたしまして、実行していく中で、徐々に、前段で述べました目的が達成されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 補助事業につきましては、できるだけ多くの市民の方が利用できるように、徹底のほどをよろしく願いいたします。

1点だけ、再質問をさせていただきたいと思っております。

定住自立圏構想についてですが、この11月20日の高知新聞に、民間事業向けに創設された新交付金の配分額が示されておりました。

事業としては、医療、福祉機能の充実ということで、四万十市で3カ所、宿毛市で2カ所、土佐清水市で1カ所、計6カ所、総額1億2,530万円と聞いておりますが、宿毛市の2カ所、どこの施設で、総額どのくらいで、どのような事業を行うのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、野々下議員の質疑にお答えをいたします。

11月20日の新聞報道でもございましたが、本市におきましては、大井田病院が、電子カルテ用サーバーの拡張に、筒井病院では、X線CT装置の導入とあわせ、電子カルテサーバーの拡張が、それぞれ採択になっておりまして、合計で5,300万円の金額、事業費となっているようでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 各担当課長、大変詳しく答えていただきまして、ありがとうございます。

いずれにいたしましても、少ない予算ですので、むだなく、四面に使っていただきますようお願いいたします。私の質疑を終わります。

○議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 1番、質疑を行います。

初めに、議案第2号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算についてであります。

5ページ、債務負担行為補正の小筑紫スクールバス通学輸送委託料についてであります。

このスクールバスの具体的な運行計画について、お聞かせ願いたい。

次に、14ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、2節給与の増額133万8,000円の増額についてであります。

11月の臨時議会において、給与を減額する条例改正の議決をしましたが、この説明の中で、全体で、年間で約3,200万程度の、今期は1,200万程度の減額ができるという説明もございましたが、今回、この人件費の減額の補正をすることなく、また増額の補正が提案されておりますが、理由をお聞かせ願いたい。

次に、17ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、3目老人福祉費、28節繰出金。特

別養護老人ホーム特別会計繰出金1,220万円についてであります。

議案第6号にも関連いたしますが、市長の提案理由の説明の中では、本年度から介護保険報酬が改定されたことにより、収入が減額となったことによると説明がございましたが、この介護保険報酬は、3年ごとの見直しにより、本年度初めて3パーセントのアップがされたとされておりますが、なぜ収入減になるのかをお聞かせ願いたい。

次に、今回のこの財源として、基金からの繰り入れのみならず、一般会計からの繰出金で対応しておりますが、この理由をお聞かせ願いたい。

次に、市内の同じような特別老人ホームでも、この同じように収入の減額が起こっているのか、民間施設は企業努力によって収入が増額になっているのかもしれませんが、決算特別委員会の委員長報告にもございましたが、来年度には基金も底をつき、建設費の償還も36年度まで続き、引き続き、厳しい経営状態が予想されておりますが、この施設の運営を改善していく点はないのかをお聞かせ願いたい。

次に、議案第15号から18号、周辺市町村との定住自立圏形成協定についてであります。

すべての周辺市町村と、すべて、全く同じ協定を予定されておりますが、この協定の素案は、各市町村とどのような経過で策定されているのかをお聞かせ願いたい。

内容についてであります。教育、文化について、図書館ネットワークのみが策定されておりますが、この自立圏のメリットを生かした、目新しい策定ができてないと思っております。

例えば、教育委員会を統合するとか、その財源措置により、自立圏独自の教育に取り組むとか、教育研究所を持たない町村と合同で、大きな教育研究所を設立して、教育の改善に取り組

むとか、これは少し実現が難しいかもしれませんが、将来の学校再編計画において、例えば東中学校、中筋中学校、三原中学校、市町村を越えた自立圏のスケールを生かした学校統合に取り組むとか、そういうことはうたわれておりませんが、今回の策定段階では。

この形成協定に計画されていないものを、次の定住共生ビジョン策定時に追加をできるのかどうか、お聞かせ願いたい。

最後に、この定住自立圏構想は、先ほど、野々下議員も質問されておりましたが、国の財政措置が予定されておりますが、さきの総選挙で政権が変わり、本年度の補正予算のうち、定住自立圏等民間投資促進交付金が550億円ついておりましたが、すぐに300億円に減額され、行政刷新会議より、まだ減額しなさいということで、総務省は100億円、約5分の1まで減額しております。

このような状態で、予定されている財源について確保されそうなのかどうか。協定だけで終わってしまう心配がありますので、現在、県と総務省と協議の中で、どのような状態なのかをお聞かせ願いたい。

以上、1回目の質疑を終わります。

○議長（寺田公一君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（出口君男君） 教育次長兼学校教育課長、1番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第2号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）、5ページでございます。

第2表の債務負担行為補正のうち、小筑紫スクールバス通学輸送委託料の平成22年から23年度の債務負担についての具体的な運行計画についてのご質問をいただきました。

本事業につきましては、議員ご承知のように、平成22年4月より、現小筑紫小学校と田の浦

小学校を統合いたしまして、新しい小筑紫小学校で一緒に勉強をしていただくことになっております。

統合に伴いまして、田の浦小学校の児童につきまして、統合の話し合いの中で、小筑紫小学校、統合する新しい小筑紫小学校へ行く児童、及び田ノ浦地区は地理的に、中学校については宿毛中学校が校区に、区域になっておりますので、その関係で保護者の皆様から、そういった宿毛小学校への通学の希望、要望等も出る中で、最終的に、教育委員会として、小筑紫小学校への通学及び宿毛小学校への通学、両方、スクールバスの運行をしますというお約束をしております。

そのために、それぞれ2路線を運行させていただくという予定といたしております。

それで、具体的な運行計画でございますけれども、朝、通学については、朝1便、それぞれに運行すると。

それから、帰宅、学校から家へ帰る便につきましては、低学年と高学年によって、若干時差がございますので、夕方については2便、それぞれ運行するという予定といたしております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長（弘瀬徳宏君） 総務課長、今城議員の議案質疑にお答えいたします。

議案第2号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）の14ページであります。

第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費の給与、2節給料の増額理由についてありますが、11月18日に開会いたしました宿毛市議会臨時会におきまして、宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を可決いただきました。ありがとうございました。

その際に、議員協議会におきまして、今回の

改正による給料減額効果と言いますか、見込額につきましても、約220万程度。それから、手当につきましても、議員、1,000万程度というふうにおっしゃいましたが、これは12月の期末手当分として、6月分と合わせますと、3,072万程度というふうに、たしかご説明をさせていただいたと思いますが。

こういった効果があるというふうに説明をさせていただきました。

これは、特別会計も含む、全職員を対象とした見込額でありまして、今回、ご指摘いただいた一般管理費の分につきましては、これは企画課の職員、定期船はこれ、特別会計ですから除きます。定期船職員は。それから、総務課、これは支所の職員も含まれますが、それと会計課の職員分であります。

今回の増額につきましては、一部、異動を含めまして、調整を行ったものであります。

以上です。

○議長（寺田公一君） 千寿園長。

○千寿園長（村中 純君） 千寿園長、1番、今城議員の質疑にお答えをいたします。

議案第2号別冊、平成21年度一般会計補正予算（第7号）、17ページ、3款民生費、第1項社会福祉費、第3目老人福祉費、第28節繰出金、特別養護老人ホーム特別会計補助金1,200万円についてですが、市長の説明で、介護報酬が4月1日に改定されて、3パーセントのアップをしたのに、どうして減額というふうになったのかというご質問ですが、確かに4月1日に介護報酬改定が行われ、新たな介護サービス加算が新設をされました。

当初、千寿園の方の予算においては、新設される介護サービス加算のうち、サービス提供強化加算と、夜間職員配置加算、それから看護体制加算、この3つの加算が取れるというふうに見込んでおりました。

しかし、結果として、サービス提供強化加算と看護体制加算の2つの加算しか取ることができませんでした。

それと、あわせて管理栄養士が出産によりまして、今、栄養ケアマネジメントというのをやっているのですが、これによる加算がございません。

その加算についても、当初、管理栄養士を新たに臨時として雇用して、加算を取っていくというふうに思っておりましたが、どうしても栄養士が臨時として雇うことができませんでした。管理栄養士をです、済みません。それで、栄養士を雇うて運営を行ったために、このケアマネジメント加算というのが取ることができませんでした。

そういったことをあわせて、言うたら、その収入が減ったということになりました。

それで、報酬改定では、アップになったがですけれども、そういった加算がとれなかったということがありまして、減額というふうになったということです。

以上です。

今、質疑の中で、繰出金を補助金というふうに言いましたが、繰出金として、訂正させていただきます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、今城議員の質疑にお答えいたします。

平成21年第4回宿毛市議会定例会議案、ページ21ページから始まります議案第15号から18号における定住自立圏形成協定についてのご質問でございます。

まず、策定経過についての質問でございますが、策定に当たりましては、幡多広域市町村事務組合の幹事会、または土佐くろしお鉄道運営協議会における幹事会等の会議を利用いたしま

して、担当の課長が集まった段階で、協定内容について協議をいたし、総会等におきまして、内容等、首長に確認をとる形で、協定の内容を進めてまいりました。

議員のおっしゃられるように、内容については、非常に近接した内容になっておりますが、若干、内容について違った点を説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議案のページ23ページ、下段の方にありますCという形の、乙の役割というところで、各市町村ごとに特色を持たせた内容を盛り込んだという形で、若干ずつ変更をさせておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

その中で、この土佐清水市との産業振興についての協定で、土佐清水市の役割といたしましては、四国最南端の岬、足摺岬、自然の造形美、竜串海岸、宗田カツオや清水サバといった水産業と、食文化などの地域の特性を生かしたものとして、土佐清水市の役割分担を明言しております。

また、ページ30ページの大月町との協定書の中身でございますが、30ページの後段、C、乙の役割の中で、これは産業振興に係る滞在型、体験型観光についての推進についてでございますが、その中で、大自然の絶景、大堂海岸、日本一魚種の多い、世界的なスキューバダイビングスポット、柏島などの地域の特性を生かした、いうふうなことで、各周辺市の、周辺市町村の特色も盛り込んだものとさせていただいております。

続きまして、ページ37ページ、これも同じく産業振興に係る部分で、滞在型、体験型観光の推進についてでございますが、Cの乙の役割といたしまして、高原台地に位置し、四季折々の自然の恵み豊かな農山村、新しい産業としてのどぶろくの生産や農家レストランなどの特色

を生かしたものとして、あの三原村を位置付けさせていただいております。

続きまして、ページ44ページ、黒潮町との形成協定でございますが、同じく産業振興におきまして、滞在型、体験型観光の推進におきまして黒潮町の役割といたしまして、全長4キロメートルに及ぶ砂浜に黒松が林立する入野海岸、サーフィンやホエールウォッチングのメッカ、全国有数のカツオ一本釣り漁業などの地域の特色を生かしたものといたしまして、各周辺市町村との役割分担を示させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、形成協定におきまして教育に関するところで、協定内容が図書館のネットワークのみというふうなことで、非常に乏しいのではないかとということでご指摘がございましたが、現段階、そういった幹事会等で協議する時間も少ない関係もありまして、現段階で協定を締結できる内容としまして、図書館のネットワークを挙げさせていただいております。

策定内容につきましては、順次、この協定内容を追加していく形で、お互いの業務の分担なんかを示していくこととなっております、その協定を追加するというところで、新たにまた策定される共生ビジョンにおきまして、順次、中身の濃いものとしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それと、もう一つ、定住自立圏等民間投資交付金についてのご質問でございます。

定住自立圏が市町村間における協定というふうな形で位置づけられるものとは別といたしまして、この民間投資交付金につきましては、国が県を通じて、直接、民間に対して支援をする事業でございます。

これは、国の補正予算におきましては、550億円が措置されておきまして、実際に、今城議員もおっしゃられたように、100億円に見

直されて、対象事業におきましても、4事業から1事業に減った経過がございます。

当初、総務省から説明を受けた段階におきましては、国庫補助率が2分の1となっておりましたが、最終的には10分の2となっております。

現在、高知県議会におきまして、この事業への支援策といたしまして、同じく10分の2の補助金を上程して、現在、審議されておりましたが、議決を受けた場合におきましては、当初の補助率には届いてはおりませんが、国、県において、10分の4の支援を行うこととなっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 千寿園長。

○千寿園長（村中 純君） 千寿園長、今城議員の質疑の中で、答弁がちょっと漏れておりましたので、答弁させていただきます。

繰出金となった理由ということですが、千寿園の方で基金積立をしておいた基金がなくなったということで、今回、一般会計からの繰り入れということになったものでございます。

それから、運営改善ができないかということですが、運営改善については、施設入所の部分については、定員80名ということで決まっております。これ以上、ふやすことができません。

それと、加算についても、今はいっぱいいっぱい加算をとっておりますので、この部分でも、収入を上げることができませんし、それから、これまで特例入所ということで、4名の方が特例入所で入所しておたがですけども、4月当初に、非常に死亡者が出まして、特例入所者の方が、すべて本入所ということになりました。

それ以降、特例入所条件に合う方がおりませんので、10月1日からは、入所の方が80室

と、それから短期入所の方の部屋が10室ということで、運営を行っております。

こういったことで、特例入所についても、現在、収入を見込めないということになっております。

ただ、今言いました短期入所の部分では、年々利用者が増加をしております。そういった部分では、収入をふやしていけるんじゃないかなというふうに思っております。

今後の見通しでは、収入としては、ふやすことができませんけれども、歳出を抑えるという努力を、今後、続けていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 少し、再質問をさせていただきます。

小筑紫スクールバスについてですが、2年間の債務負担行為で、2年間は保障されるんですけども、それ以後もやっぱり、予定されるということでしょうか。

それを、1つお聞かせ願いたいと思います。

それから、特別養護老人ホームについて、短期の方を、ちょっと稼働率を上げた改善をしていくしかないという答弁でしたけれども、その基金が、もう底をついて、一般会計からの繰出金で運営していくということですけど、来年度、もう予算査定も始まっていると思いますけど、どのくらいな繰出金が必要になってくるのかをお聞かせ願いたいと思います。

定住自立圏については、私が細かく、しっかりと見ることができず、各市町村違うことをやってみました。済みませんでした。

本当に、自立圏としていいものができていくようなものをつくってもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（寺田公一君） 教育次長兼学校教育課

長。

○教育次長兼学校教育課長（出口君男君） 教育次長兼学校教育課長、1番議員の再質疑にお答えを申し上げます。

議案第2号別冊、平成21年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）の第2表債務負担行為補正の中の小筑紫スクールバス通学輸送委託料に関係をいたしまして、今回、債務負担をお願いしています22年度から23年度でございますけれども、24年度以降の運行はどうなるのかというご質問でございますけれども、24年度以降も、継続をして運行していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 千寿園長。

○千寿園長（村中 純君） 千寿園長、今城議員の再質問にお答えいたします。

22年度の繰入金の、どれくらいになるかというご質問ですが、今、新年度予算の中では、6,251万9,000円というふうな繰入額というふうになっております。

ただ、この額については、ちょっと、給食センターの方から職員が、千寿園の方に配属される予定ということになっておりますけれども、その職員が入れば、もうちょっとふえてくるというふうに考えております。

○議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 丁寧な答弁をありがとうございました。

以上で質疑を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案のうち「議案第1号から議案第10号まで」の10議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第1号から議案第10号まで」の10議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第11号から議案第21号まで」の11議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

おはかりいたします。

議案等審査のため、12月10日及び12月11日は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、12月10日及び12月11日は休会することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

12月10日から12月13日までの4日間は休会し、12月14日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時25分 散会

陳 情 文 書 表

平成 2 1 年 第 4 回 定 例 会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 2 8 号	平成 21. 12. 4	地方整備局の事務所・出張所の存続を求める意見書の提出について	国土交通省全建設労働組合 渡川支部 支部長 東 泰志 外 1 名	産 業 厚 生
第 2 9 号	21. 12. 4	くらし支える行政サービスの拡充を求める意見書の提出について	高知県国家公務員労働組合共闘会議 議長 岡原 孝	産 業 厚 生

上記のとおりそれぞれ付託いたします。

平成 2 1 年 1 2 月 9 日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一

議案付託表

平成21年第4回定例会

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会 (5件)	議案第12号 議案第15号 議案第16号 議案第17号 議案第18号	宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について 土佐清水市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて 大月町との間において定住自立圏形成協定を締結することについて 三原村との間において定住自立圏形成協定を締結することについて 黒潮町との間において定住自立圏形成協定を締結することについて
産業厚生 常任委員会 (6件)	議案第11号 議案第13号 議案第14号 議案第19号 議案第20号 議案第21号	すくも84マリンターミナルの設置及び管理に関する条例の制定について 宿毛市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について 市道路線の認定について 市道路線の認定について 指定管理者の指定について

平成21年
第4回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第13日（平成21年12月14日 月曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第21号まで

（議案第1号から議案第10号まで、討論、表決）

（議案第11号から議案第21号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 陳情第25号外4件

第3 委員会調査について

第4 意見書案第1号及び意見書案第2号

意見書案第1号 改正貸金業法の早期完全施行に関する意見書の提出について

意見書案第2号 トンネルじん肺根絶に向けた抜本的な対策を求める意見書の提出について

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第21号まで

日程第2 陳情第25号外4件

日程第3 委員会調査について

日程第4 意見書案第1号及び意見書案第2号

3 出席議員（15名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
14番 中川貢君	15番 西村六男君
16番 岡崎求君	

4 欠席議員（1名）

13番 山本幸雄君

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君

次 長 小 島 美喜子 君
議 事 係 長 岩 村 研 治 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長 中 西 清 二 君
副 市 長 岡 本 公 文 君
企 画 課 長 岡 崎 匡 介 君
総 務 課 長 弘 瀬 徳 宏 君
市 民 課 長 滝 本 節 君
税 務 課 長 山 下 哲 郎 君
会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 小 島 秀 夫 君
保 健 介 護 課 長 三 本 義 男 君
環 境 課 長 岩 本 克 記 君
人 権 推 進 課 長 乾 均 君
産 業 振 興 課 長 頼 田 達 彦 君
商 工 観 光 課 長 津 野 元 三 君
建 設 課 長 安 澤 伸 一 君
福 祉 事 務 所 長 沢 田 清 隆 君
水 道 課 長 豊 島 裕 一 君
教 育 委 員 長 松 田 典 夫 君
教 育 長 岡 松 泰 君
教 育 次 長 兼
学 校 教 育 課 長 出 口 君 男 君
生 涯 学 習 課 長
兼 宿 毛 文 教
セ ン タ ー 所 長 有 田 修 大 君
学 校 給 食
セ ン タ ー 所 長 岡 村 好 知 君
千 寿 園 長 村 中 純 君
農 業 委 員 会
事 務 局 長 小 野 正 二 君
選 挙 管 理 委 員
会 事 務 局 長 土 居 利 充 君

-----・-----・-----

午前11時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第21号まで」の21議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第1号」は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第1号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第2号から議案第10号まで」の9議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第2号から議案第10号まで」の9議案を一括採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 全員起立であります。

よって「議案第2号から議案第10号まで」の9議案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第11号から議案第21号まで」の11議案について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（西郷典生君） 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員長。本委員会に付託されました議案の審査結果について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第12号、15号、16号、17号、18号の5議案であります。

議案第12号は、宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行により、船員保険法及び地方公務員災害補償法の一部が改正されたことに伴い、これまで、船員のうち再任用短時間勤務職員については、船員保険法の適用とされていたものを、常勤の船員と同様に地方公務員災害補償法に基づく補償を行うこととするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第15号から議案第18号までの4議案については、15号は、土佐清水市と、16号は大月町と、17号は三原村と、18号は黒潮町との、4市町村との間において、定住自立圏形成協定を締結することについてであります。

内容につきましては、平成21年4月27日に、宿毛市と四万十市の連名で、定住自立圏構想に基づく中心市宣言書の調印を行っていますが、このたび、具体的に連携する取り組みの分野等を規定する協定を締結するため、議会の議決を求めているものであります。

以上、5議案について、担当課から詳しい説明を受け、慎重に審査いたしました結果、いずれも原案を適当と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しましたので、報告いたします。以上です。

○議長（寺田公一君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（濱田陸紀君） 産業厚生常任委員長。産業厚生常任委員会に付託され

ました議案の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第11号、議案第13号、議案第14号、議案第19号、議案第20号、議案第21号の6議案でございます。

議案第11号は、すくも84マリンターミナルの設置及び管理に関する条例の制定であります。

本案は、宿毛市に大型客船が寄港した際の交流拠点設置及び岸壁に荷物を保管する倉庫として、すくも84マリンターミナルが本年10月に完成したことに伴い、施設の使用等に関する規定する本条例を制定するものであります。

審査の過程で、現在の場所では台風等の高波の際に被害があることが懸念されるが、場所を決定した経過、安全対策はどうなっているかとの質疑があり、豪華客船入港時の接岸位置や、第1防波堤が完成し、7.5メートル岸壁側は波が抑えられていること。エプロンから距離をとり、嵩上げをして安全対策をしている等の答弁がありました。

また、今後、豪華客船歓迎イベントのみでなく、積極的な利活用を求める意見がありました。

担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、全会一致をもって可決するものと決しました。

議案第13号は、宿毛市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、条文中に、規定する「看護料」が、現在、医療の向上を図ることを目的として「入院環境料」と統合され、廃止されることに伴い、条文中から、看護に関する記述を削る等の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、全会一致を

もって可決するものと決しました。

議案第14号は、宿毛市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例であります。

法定外公共物のうち、不用物件については、これまで個人所有の物件との交換により、処分を行っていましたが、今後、用途廃止による売り払いも対応するため、用途廃止に関する記述を条文中に加える必要がありますので、本条例の一部を改正しようとするものであります。

担当課から、詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、全会一致をもって可決するものと決しました。

議案第19号及び議案第20号は、市道路線の認定についてであります。

本案は、いずれも小筑紫町大海字小海の道路のうち、小海1号線及び小海2号線の2路線、合計、延長259.3メートルを新たに市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、全会一致をもって可決するものと決しました。

議案第21号は、指定管理者の指定についてであります。

「すくもサニーサイドパーク」は、「宿毛市産業振興株式会社」を指定管理者として、平成18年4月1日に初めて指定して、本年4月1日から再指定し、平成24年3月31日までの期間、管理運営することになっておりましたが、本法人が12月31日をもって解散することになりました。このため、残任期間の管理運営につきまして、観光振興事業の実績があり、また本法人の業務を引き継ぐこととなります「社団法人 宿毛市観光協会」を新たに指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果で、指定管理者の指定手続等に関する条例等を制定する自治体も数多くあるが、宿毛市においても、基準を明確にし、市民に対し、説明責任が果たせ、透明性の担保できるものに改正していくべき等の意見が出されました。

担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、賛成多数をもって可決するものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案6件についての報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第11号から議案第20号まで」の10議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第11号から議案第20号まで」の10議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 全員起立であります。

よって「議案第11号から議案第20号まで」の10議案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第21号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第21号」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 起立多数であります。

よって「議案第21号」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「陳情第25号外4件」の5件を一括議題といたします。

これより「陳情第25号及び陳情第27号」の2件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（西郷典生君） 総務文教常任委員長。

総務文教常任委員会に付託されました陳情の審査結果について、ご報告をいたします。

本委員会に付託されました陳情は、陳情第27号、改正貸金業法の早期完全施行に関する意見書の提出についてであります。

内容につきましては、平成18年12月、深刻化する多重債務問題解決のため、改正貸金業の規制等に関する法律が成立し、段階的に施行され、残る出資法の上限金利引き下げ、グレーゾーン金利の撤廃、返済能力を超えた貸付を禁止する総量規制等を含む第4段階施行分のみとなり、これが平成21年12月から22年の6月までの間に施行されることになっていることから、意見書の提出を求めているものであります。

慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって採択すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

○議長（寺田公一君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（濱田陸紀君） 産業厚生常任委員長。

本委員会に付託されました陳情第25号、トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出についての審査結果を報告いたします。

本件は、全日本建設交運一般労働組合高知県本部から提出されたもので、全国11地区で審議が進められてきたトンネルじん肺根絶訴訟の中で、東京、熊本、仙台、徳島、松山の5地裁において、いずれの国の規制権限行使義務の不行使を違法とする判断が示され、2007年6月18日には、これらの判決を受けて、厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、防衛施設庁長官と、トンネルじん肺根絶訴訟原告、弁護団の間でじん肺政策の抜本的な転換を図ることを主な内容とする合意書が調印されていることに伴い、国に対して、合意書に基づき、トンネルじん肺根絶のための対策を行うとともに、トンネル建設労働者の就労を一元的に管理し、すべてのじん肺患者の救済を図るトンネルじん肺基金の速やかな創設を求める意見書の提出を求めるものであります。

陳情の趣旨を踏まえ、慎重に審査した結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情についての報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「陳情第25号及び陳情第27号」の2件について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「陳情第25号及び陳情第27号」の2件については、お手元に配付いたしました「審査報告書」のとおりであります。

本件は「審査報告書」のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

「陳情第26号、陳情第28号及び陳情第29号」の3件については、産業厚生常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査の付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することによって決しました。

日程第3「委員会調査について」を議題いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4「意見書案第1号 改正貸金業法の早期完全施行に関する意見書の提出について」及び「意見書案第2号 トンネルじん肺根絶に向けた抜本的な対策を求める意見書の提出について」の2件を一括議題といたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「意見書案第1号及び意見書案第2号」の2件は、原案のとおり可決することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) ご異議なしと認めます。

よって「意見書案第1号及び意見書案第2号」の2件は、原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

ただいま、意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会の日程はすべて議了いたしました。

閉会にあたり、市長からあいさつがありますので、発言を許します。

市長。

○市長(中西清二君) 市長。閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

去る12月2日に開会をいたしました今期定例会は、年末を控えまして、何かとお忙しい中、議員の皆様方におかれましては、開会以来、連日ご熱心にご審議をいただき、提案申し上げました全議案を、原案のとおりご決定をいただきまして、まことにありがとうございます。

今議会はもとよりでございますが、この1年間、一般質問とか、委員会審議等を通じまして、お寄せいただきました数々の貴重なご意見やご提言につきましては、今後、さらに検討をしながら、これからの市政の執行に反映してまいりたいと、そのように考えております。

これから予算の編成作業に当たるわけでございますが、9月に政権交代があつて以来、皆様も新聞報道でご存じのとおりと思えます。まだ

まだ国の予算が、我々のところに届くまで、非常に不透明な部分もございます。

当市の厳しい財政状況を踏まえまして、今後も引き続き、むだの排除、行政改革大綱及び集中改革プランの推進はもとよりでございますが、さまざまな行政課題が山積みでございます。これに積極的に取り組んでまいりますので、議員並びに市民の皆様の一層のご理解、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

ことしも残りわずかとなりました。議員の皆様方におかれましては、どうか健康にご留意されまして、よいお年を迎えられますようご祈念を申し上げます。

これにて、閉会のごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（寺田公一君） 以上で、市長のあいさつは終わりました。

これにて、平成21年第4回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前11時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 寺田公一

副議長 中平富宏

議員 岡崎 求

議員 今城誠司

平成21年12月9日

宿毛市議会議長 寺田公一 殿

総務文教常任委員長 西郷典生

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第12号	宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第15号	土佐清水市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて	原案可決	適当
議案第16号	大月町との間において定住自立圏形成協定を締結することについて	原案可決	適当
議案第17号	三原村との間において定住自立圏形成協定を締結することについて	原案可決	適当
議案第18号	黒潮町との間において定住自立圏形成協定を締結することについて	原案可決	適当

平成21年12月10日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

産業厚生常任委員長 濱 田 陸 紀

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第11号	すくも84マリンターミナルの設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	適 当
議案第13号	宿毛市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第14号	宿毛市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第19号	市道路線の認定について	原案可決	適 当
議案第20号	市道路線の認定について	原案可決	適 当
議案第21号	指定管理者の指定について	原案可決	適 当

平成21年12月9日

宿毛市議会議長 寺田 公一 殿

総務文教常任委員長 西郷 典生

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	意見
第27号	改正貸金業法の早期完全施行に関する意見書の提出について	採 択	妥 当

平成21年12月10日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

産業厚生常任委員長 濱 田 陸 紀

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第25号	トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出について	採 択	妥 当

平成21年12月10日

宿毛市議会議長 寺田 公一 殿

産業建設常任委員長 濱田 陸 紀

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
陳情第26号	現行保育制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について
陳情第28号	地方整備局の事務所・出張所の存続を求める意見書の提出について
陳情第29号	くらし支える行政サービスの拡充を求める意見書の提出について

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成21年12月9日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

総務文教常任委員長 西 郷 典 生

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 総合計画の策定状況について
(2) 行政機構の状況について
(3) 財政の運営状況について
(4) 公有財産の管理状況について
(5) 市税等の徴収体制について
(6) 地域防災計画について
(7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成21年12月10日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

産業厚生常任委員長 濱 田 陸 紀

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 農林水産業の振興対策状況について
(2) 商工業の活性化対策状況について
(3) 観光産業の振興対策状況について
(4) 市道の管理状況について
(5) 環境、保健衛生の整備状況について
(6) 下水道事業の運営管理状況について
(7) 保育施設の管理状況について
(8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成21年12月14日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

議会運営委員長 西 村 六 男

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 議会の運営に関する事項
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
(3) 議長の諮問に関する事項
(4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

改正貸金業法の早期完全施行に関する意見書の提出について
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成21年12月14日

提出者	宿毛市議会議員	西郷典生
賛成者	宿毛市議会議員	今城誠司
〃	〃	野々下昌文
〃	〃	松浦英夫
〃	〃	浅木 敏
〃	〃	浦尻和伸
〃	〃	西村六男

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

説明 口頭

改正貸金業法の早期完全施行に関する意見書

平成18年12月、深刻化する多重債務問題解決のための改正「貸金業の規制等に関する法律」（以下「改正貸金業法」という。）が成立した。改正貸金業法は段階的に施行され、残すは改正の本体ともいえるべき、出資法の上限金利引き下げ、グレーゾーン金利の撤廃、返済能力を超えた貸付けを禁止する「総量規制」等を含む第四段階施行分のみとなり、平成21年12月から翌年6月までの間に施行されることになっている。

改正貸金業法成立後、国においては多重債務者対策本部を設置し、（1）相談窓口の整備・強化、（2）セーフティネット貸付けの提供、（3）金融経済教育の強化、（4）ヤミ金融の撲滅に向けた取締りの強化を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。同プログラムの策定を受けて、地方においても、行政や民間団体がともに多重債務問題に取り組み、これまで多重債務者が大幅に減少するなど、着実に成果を上げている。

一方、法律施行後、消費者金融の契約数の減少や、資金調達が制限された中小事業者の倒産の増加という背景の中で、改正貸金業法の改善施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調が出てきている。しかし、これらは、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねないため、許せるべきではなく、改正貸金業法を早期に完全施行したうえで、相談体制の拡充、セーフティネット貸付制度の充実及びヤミ金融の撲滅等を図ることこそが必要とされる施策である。

よって、国会及び政府においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体における多重債務相談体制整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。

4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月14日

高知県宿毛市議会議員 寺田 公一

衆議院議長殿

参議院議長殿

内閣総理大臣殿

内閣府特命担当大臣殿

(金融)

内閣府特命担当大臣殿

(消費者及び食品安全、少子化対策、男女共同参画)

----- . . . -----

意見書案第2号

トンネルじん肺根絶に向けた抜本的な対策を求める意見書の提出について
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成21年12月14日

提出者	宿毛市議会議員	濱田陸紀
賛成者	宿毛市議会議員	岡崎利久
〃	〃	中平富宏
〃	〃	有田都子
〃	〃	宮本有二
〃	〃	中川 貢
〃	〃	岡崎 求

宿毛市議会議員 寺田 公一 殿

説明 口頭

トンネルじん肺根絶に向けた抜本的な対策を求める意見書

じん肺については、予防対策、健康管理の充実等国においても各種対策が講じられてきたところであるが、トンネル建設工事におけるじん肺の発生は、今なお大きな社会問題となっている。

こうしたなか、全国の11地方裁判所で審理が進められてきたトンネルじん肺訴訟のうち、5地方裁判所において、国の規制権限の不行使を違法とする違法判断が示された。

これらの判決を受け、2007年(平成19年)6月、訴訟原告団と国の間で、じん肺政策の抜本的転換を図ることを主な内容とする「合意書」が調印され、その合意内容に基づき、係

争中の4高裁11地裁のすべてにおいて和解による解決が図られたところである。

トンネルじん肺は、その多くが公共工事において発症することも十分にふまえ、根絶に向けた抜本的な解決が早急に図られなければならない。

よって政府においては、合意書に基づきトンネルじん肺根絶のための対策を行うとともに、建設業者や関係者の理解を進めることなどにより、トンネル建設労働者の就労と検診を一元的に管理し、じん肺被災者の早期救済を図る「トンネルじん肺基金」の創設を速やかに取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月14日

高知県宿毛市議会議長 寺田 公一

内閣総理大臣殿
国土交通大臣殿
農林水産大臣殿
厚生労働大臣殿

一 般 質 問 通 告 表

平成21年第4回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	4番 松浦英夫君	1 地域特産品開発支援事業について（市長） （1）芋の栽培についての考え方について （2）昨年度の芋栽培状況について （3）芋焼酎の製造状況について （4）すくも酒造の経営状況について （5）市町村総合補助金実績報告書について 2 宿毛市振興計画について（市長） 3 シモン芋の活用について（市長） 4 給食センター民営化について（市長、教育長）
2	2番 岡崎利久君	1 宿毛市立墓地公園について（市長） 2 ウォーキングコースの整備について（市長） 3 着ぐるみの製作について（市長）
3	6番 中平富宏君	1 産業振興について（市長） （1）産業振興計画について （2）宿毛市省エネVベルト導入事業補助金について （3）すくも84マリンターミナルについて （4）養殖魚のブランド化と販路拡大について 2 バイオマスタウン構想について（市長） 3 小中学校再編計画について（教育長）
4	14番 中川 貢君	1 宿毛市耐震改修促進計画について（市長） 2 人権侵害の救済と人権教育啓発について（市長、教育長）
5	16番 岡崎 求君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）国土調査について 2 産業振興について（市長） （1）県の産業振興の関連について （2）市の産物として売り出せる品物開発について

		<ul style="list-style-type: none"> (3) バイオマスタウン構想について (4) 有害鳥獣対策について <p>3 田の浦小学校跡地管理について（市長、教育長）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 体育館の便所について (2) 土地の利用について <p>4 委託業務について（市長）</p> <p>5 消防署の移転について（市長）</p>
6	5 番 浅木 敏君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 森林育成と林産業振興策について (2) 少子化対策について <p>2 教育行政について（教育長）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 就学援助について (2) 全国学力テストについて

平成21年第4回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案 (平成21年第3回定例会提出)

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 2号	平成20年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	12月 2日	認 定
第 3号	平成20年度宿毛市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 2日	認 定
第 4号	平成20年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 2日	認 定
第 5号	平成20年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 2日	認 定
第 6号	平成20年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 2日	認 定
第 7号	平成20年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	12月 2日	認 定
第 8号	平成20年度宿毛市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	12月 2日	認 定
第 9号	平成20年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 2日	認 定
第10号	平成20年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 2日	認 定
第11号	平成20年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 2日	認 定
第12号	平成20年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	12月 2日	認 定
第13号	平成20年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 2日	認 定
第14号	平成20年度宿毛市土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 2日	認 定
第15号	平成20年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	12月 2日	認 定
第16号	平成20年度宿毛市水道事業会計決算認定について	12月 2日	認 定

議 案 (平成21年第4回定例会提出)

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	1 2 月 1 4 日	同 意
第 2 号	平成21年度宿毛市一般会計補正予算について	1 2 月 1 4 日	原案可決
第 3 号	平成21年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	1 2 月 1 4 日	原案可決
第 4 号	平成21年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	1 2 月 1 4 日	原案可決
第 5 号	平成21年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	1 2 月 1 4 日	原案可決
第 6 号	平成21年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	1 2 月 1 4 日	原案可決
第 7 号	平成21年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	1 2 月 1 4 日	原案可決
第 8 号	平成21年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	1 2 月 1 4 日	原案可決
第 9 号	平成21年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	1 2 月 1 4 日	原案可決
第10号	平成21年度宿毛市水道事業会計補正予算について	1 2 月 1 4 日	原案可決
第11号	すくも84マリンターミナルの設置及び管理に関する条例の制定について	1 2 月 1 4 日	原案可決
第12号	宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	1 2 月 1 4 日	原案可決
第13号	宿毛市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	1 2 月 1 4 日	原案可決
第14号	宿毛市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について	1 2 月 1 4 日	原案可決
第15号	土佐清水市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて	1 2 月 1 4 日	原案可決
第16号	大月町との間において定住自立圏形成協定を締結することについて	1 2 月 1 4 日	原案可決
第17号	三原村との間において定住自立圏形成協定を締結することについて	1 2 月 1 4 日	原案可決

第18号	黒潮町との間において定住自立圏形成協定を締結することについて	12月14日	原案可決
第19号	市道路線の認定について	12月14日	原案可決
第20号	市道路線の認定について	12月14日	原案可決
第21号	指定管理者の指定について	12月14日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第25号	トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出について	12月14日	採 択
第27号	改正貸金業法の早期完全施行に関する意見書の提出について	12月14日	採 択